

2020年度版(大会会議2019後)

日本長老教会法

日本長老教会大会

日本長老教会法

I 憲法

① 総則

- ・憲法総則（1998. 11. 24 制定 1999. 5. 3 施行）2

② 総則以外憲法

- ・政治基準各則（1998. 11. 24制定、1999. 5. 3施行）8
- ・政治基準細則（1998. 11. 24 制定）25
- ・礼拝指針（2002. 11. 22 制定）29
- ・訓練規定（2004. 11. 23 制定）39

II 憲法以外の大会法関連

③ 規 準

- ・日本長老教会法基本規準（1994. 11. 23施行） 48
- ・議事運営規準（1994. 11. 23施行） 54
- ・委員会運営規準（1994. 11. 23 施行） 57
- ・憲法委員会設置規準（1994. 11. 23 施行） 58
- ・会堂土地購入基金規準（1996. 11. 22施行、2002. 11. 22改正） 59
- ・会議記録作成規準（2000. 11. 24 施行） 60
- ・大会及び中会献金規準（2000. 11. 24 施行） 63
- ・厚生基金規準（2000. 11. 24施行） 65
- ・教師養成規準（2002. 11. 22施行） 66
- ・外部団体からの定期的経済支援規準（2004. 11. 23施行） 71
- ・日本長老教会埋葬施設の利用及び管理規準（2010. 11. 23施行） 71
- ・宗教法人取得検討・準備委員会設置規準（2011. 11. 23施行） 73
- ・日本長老教会 東北宣教推進委員会設置規準（2012. 11. 23 施行） 73
- ・日本伝道基金管理委員会設置規準（2014. 11. 25 施行） 74
- ・日本長老教会宣教推進委員会設置規準（2014. 11. 25 施行） 75
- ・拡大厚生委員会設置規準（2015. 11. 24 施行） 76
- ・伝道者支援基金規準（2017. 11. 23 施行） 76
- ・N. T. ライト検討委員会設置規準（2017. 11. 23 施行） 78
- ・ウェストミンスター神学校カリフォルニア校奨学金制度規準（2019. 11. 23 施行） 78

④ 規 則

- ・社会委員会規則（2009. 11. 24施行） 80
- ・教育委員会規則（2010. 11. 23施行） 80
- ・委員推薦委員会規則（2011. 11. 23施行） 80
- ・日本長老教会 東北宣教推進委員会規則（2012. 11. 23 施行） 81
- ・総務委員会規則（2014. 11. 25 施行） 83
- ・大会事務運営委員会規則（2019. 11. 23 施行） 83

⑤ 宗教法人「日本長老教会」規則（2017. 6. 16 認証） 84

⑥ 宣言、見解 および 大会決議により廃止された法規類 91

憲法総則

1998年11月24日 制定
1999年 5月 3日 施行
2005年11月23日 名称改正

目次	
第1章 基本原理	(第1条—第5条)
第2章 共同教会	(第6条—第10条)
第3章 地区教会	(第11条—第15条)
第4章 日本長老教会	(第16条—第20条)
第5章 教会政治	(第21条—第25条)
第6章 教会員	(第26条—第29条)
第7章 教師	(第30条—第34条)
第8章 長老	(第35条—第38条)
第9章 執事	(第39条—第41条)
第10章 教会と世界	(第42条—第46条)
附則	

第1章 基本原理

第1条 (神の民) 教会は、神がその栄光をあらわし、ご自身との交わりを喜び楽しむ聖徒として集められた神の民である。その教会は、天地創造以来、各時代に救いと真理の知識を受け伝えて永遠に至る。

WSC 1
2 スイス 17:1
1 テテ 2:4
綱要 4.1.2

第2条 (統一性) 教会の基礎は神の隠れた永遠の選びに置かれ、各時代の教会はその選びのあらわれである。それゆえに、キリスト以前の時代であれ、キリスト以後の時代であれ、教会は一つであり、同じ国民であり、神の家族である。

エペソ 2:19
WCF 25:6
綱要 4.1.2

第3条 (キリストの王国) キリストは教会の唯一のかしらであり、教会はキリストのからだである。キリストは、みことばと聖礼典を教会に与え、聖霊の働きを通して教会を治められる。キリストを礎石として、使徒と預言者という土台であるみことばの上に建て上げられる教会は、キリストの主権がすべての部分におよぶところのキリストの王国である。

エペソ 2:20
WCF 25:2
使徒 20:27

第4条 (使命) 神は救いのご計画の全体を遂行するための主要な手段として教会をおこされた。教会は、人間の墮落によって損なわれた創造の秩序を回復するため、また、罪からの救いの福音を宣教するため、そしてキリストにあつて世をご自身と和解させる働きのために、終末へ向けての神のみわざの完成をその使命とする。

2 コリント 5:18
1 コリント 14:40

第5条 (統治) 神の民が存続し、その使命を遂行するため、すべてのことが適切に秩序をもって行われるように、神は教会にふさわしい統治を定められた。この統治は、キリストの主権、みことばと聖霊の支配、福音の教え愛の律法に反するものであってはならない。

第2章 共同教会

第6条 (選び) 共同教会は永遠から神に選ばれた者の総体である。それは神のみによって完全に知られており、常に不変である。共同教会の究極的な基盤は主権者

WCF 25:1

である神の隠れた予定にある。

第7条 (公同性) 公同教会は歴史の中に神の民としてあらわれ、見える教会となる。それは、すべての時代、国土、民族、文化を越えて普遍的なものである。それを構成する聖徒とその子らは、いつ、どこにおいても、御父、御子、御霊の神との交わりを恵まれる。

スコットランド¹⁶

第8条 (聖さ) この教会は、そのかしらであるキリストの聖さのゆえに「聖なる公同の教会」と呼ばれる。キリストのからだである聖徒も、聖さにあずかり、それを地の塩、世の光としてあらわす。なお、教会はその未完成さのゆえに誤りは避けがたく、キリストのことばと、聖霊による聖めと真理に対する信仰によって、常に改革されてゆく。

使徒信条

2テサロニケ 2:13

第9条 (戦闘と勝利の教会) この教会は、また戦闘の教会と勝利の教会によって成り立っている。戦闘の教会は地上に寄留する教会として、キリストの王国の建設のため、この世とその諸権力、また罪と死に対して戦いつつある教会であり、勝利の教会は戦い抜いたすべての聖徒が、彼らの国籍のある天に凱旋して、キリストの御前に喜び集う栄光の教会である。

2コリ 17:3

第10条 (母なる教会) この教会は聖徒にとって母である。聖徒は、神の召しに従ってこの母なる教会の中に産み出され、そのふところにはぐくまれ、その訓練を受けて成長する恵みにあずかる。唯一の神を父として持つ者は、この母なる教会を愛し、その一致と純潔のために努めなければならない。

ガラテア 4:26

綱要 4.1.1

エペソ 5:25

第3章 地区教会

第11条 (公同教会との関係) 地区教会は特定の時代と地域における公同教会のあらわれであり、その使命を達成するために神に召された聖徒の群れである。いずれの地区教会も、公同教会と同一の基盤に立つ限り等しく公同教会を代表する。

第12条 (聖徒の交わり) 地区教会は、一つの主、一つの信仰、一つの洗礼によって結び合われた「聖徒の交わり」であり、恵み、苦難、死、復活、栄光においてキリストと交わり、愛において互いに結ばれて相互の賜物と恵みを分かち合う。また、聖書にかなう聖い礼拝と敬虔な生活と真理の研鑽、並びに伝道と立証のため、信仰を告白した者がその子らと共に相結ぶ自発的団体である。

エペソ 4:5

WCF 26:1

政基各則 3

第13条 (教会のしるし) 地区教会は、神のことばを真摯に宣教すること、並びに聖礼典(洗礼と聖餐)を神のことばに従って執行することの二つのしるしによってキリストの教会として見分けられる。また、教会にとって不可欠なこの二つのしるしは、常に厳正に保持されるべきものであり、教会間の交わりと一致を可能にする基盤である。

アウグスブルグ

7

第14条 (教会訓練) さらに地区教会は、キリストの教えに従って、教会訓練を行う。教会訓練は、教会の秩序を保つために、信仰者とその子らをキリストのからだにふさわしい者とする教育と、それにふさわしくない者を矯正する戒規とによって、教会の徳を建てるものである。

スコットランド¹⁸

マタイ

18:15-18

第15条 (キリストの花嫁) このようにして、地区教会は「生ける石として、霊の家に築き上げられ」、キリストの花嫁として、「しみや、しわや、そのようなものの何一つない、聖く傷のないものとなった栄光の教会」となる日を仰ぎ望む。

1ペテロ 2:5

エペソ 5:27

第4章 日本長老教会

第16条 (日本長老教会) 日本長老教会は、公同教会のあらわれの一つとして、1993年5月3日に設立された。旧新約聖書に基づき、ウエストミンスター信仰告白及び大小教理問答（以下「ウエストミンスター信仰基準」という。に準じて、改革主義信仰、独立自治、長老政治の三原則により、イエス・キリストの福音を立証し、宣教する。 政基各則 1

第17条 (改革主義信仰) 改革主義信仰は、「ただ聖書のみ」の原理に厳正に立つものであり、ウエストミンスター信仰基準は、その歴史的・正統的信仰を的確に組織体系化したものである。

第18条 (独立自治) 独立自治とは、日本長老教会の教会員によって、政治的、経済的に自主自営することである。この原則に立って国内外の諸教会との協力関係を進める。

第19条 (長老政治) 長老政治は、旧新約聖書を通じて示された政治形態であり、神の民の中から召され選ばれた教師と長老が代表として責任をもって教会を統治する。

第20条 (立証と宣教) イエス・キリストの福音の立証と宣教とは、福音が命じる信仰と生活を純粹に、また聖潔に立証し、教理と実践の両面において積極的に宣べ伝えてゆくことである。

第5章 教会政治

第21条 (キリストの主権) 教会の最高の主権者であるキリストは、そのからだである教会をみことばと聖霊の働きを通して霊的に支配する。教理、政治、訓練、礼拝、宣教、奉仕など教会のあらゆる働きにおいて、キリストの主権は認められなければならない。

第22条 (教会政治) キリストは、聖徒を整えて奉仕の働きをさせ、キリストのからだを建て上げるのにふさわしい統治を教会に定め、これにご自身の権能をゆだねることをよしとされた。このような教会統治の秩序を教会政治と言う。教会政治は、教会、教会員、教会役員及び長老政治、そして教会会議という形態をもって執行される。 エペソ 4:12

第23条 (教会・教会員・教会役員) 地区教会は神の民として信徒総会において、牧師、長老、執事の教会役員を選出し、教会役員はキリストからゆだねられた領域において教会政治を執行する。教会員は責任ある行動と祈りをもって教会政治を支える。 政基各則 30. 49. 57.

第24条 (長老政治) 教会政治のかなめはキリストがみことばと統治の務めをするために教会に定められた長老職にあり、教師と長老とが共同してこれにあたる。教師はみことばの宣教、聖礼典の執行、福音の弁証などの務めを行う教職長老であり、また長老は教会員に選ばれた信徒長老である。この二重の長老職の理念に基づく教会政治を長老政治と呼ぶ。 綱要 4. 1. 1
綱要 4. 11. 1
4. 11. 6

第25条 (教会会議) 長老政治の特徴の一つは、小会、中会、大会と積み重ねられる教会会議において教会の全体的統治と見える一致を目指すところにある。教会会議の議員である教師と長老は平等の資格を有する。 W C F 31:2

第6章 教会員

第26条 (恵みの契約) 神が主権者として教会と結ばれた恵みの契約に基づき、信仰を告白して洗礼を受けた者及びその子らが教会員である。教会員は聖書にかなう聖い礼拝と敬虔な生活と真理の研鑽、並びに伝道と立証に努める。 政基各則 3

第27条 (陪餐会員) 陪餐会員は、信仰を告白し、洗礼を受けて神との契約に加わった者及び幼児洗礼を受けて信仰告白を行った者を言い、いずれも聖餐にあずかる者である。陪餐会員は信徒総会を構成するなどして教会を支え、またそれに服する。 PCUS7:29
政基各則 98

第28条 (未陪餐会員) 陪餐会員の子らは契約の子であり、幼児洗礼を受けて教会員となる。陪餐会員一同は彼らを「主の教育と訓戒によって育て」、また彼らを教会の訓練にゆだねる。この子らは信仰告白によって陪餐会員となり、教会政治に参与するまでは、未陪餐会員として登録される。 PCUS7:27
エペソ6:4

第29条 (権利と義務) 教会員はキリストのからだである教会に結び合わされ、その恵み、苦難、死、復活、栄光において、かしらであるキリストと交わりを持つ。教会員は、教会に与えられた神の祝福と賜物にあずかる権利を有し、また教会を建て上げるために教会政治への参与などの義務を尽くす。 WCF 26:1

第7章 教師

第30条 (教師) 教師は、みことばの主であるキリストによって召され、按手をもって職に任ぜられた教職長老としてキリストに責任を負いつつ、みことばの務め全般にあたる。その務めは聖書において、監督、管理、教え、奉仕、訓練、弁証、宣教などと表現されているように多様である。それゆえ、教師のうちには牧師のほか、特に宣教師として海外宣教にたずさわる者、および神学教師として本教会が認定する神学校において神学教育に専任する者などがある。 式文

第31条 (牧師) 個々の聖徒の群れにつかわされて、みことばの務めを行う教師が牧師と呼ばれる。牧師は、みことばの宣教、聖礼典の執行、教会訓練の励行など牧会の務めをもって教会を導く責任と光栄を有し、真の大牧者であるキリストにならって長老と共に忠実に群れを養い、教え、祈り、とりなしを行う。

第32条 (鍵の権能) 教師はキリストが教会にゆだねられた鍵の権能をみことばの務めを通して行使する。この権能は決して教師自身に由来するものではなく、みことばに基づくものであり、その行使にあたっては、人の救いと教会の霊的健全さを左右するものとして厳粛になされるべきである。それゆえ、祭司や預言者また使徒の務めに見るように、みことばへの服従、教会に対する愛、教会の建徳を願う熱心さをもって行使される。 マタイ 16:19
綱要 4.1.22

第33条 (みことばと聖霊) 神は、教師によるみことばの外的な務めを有効なものとするために、聖霊の働きを教会に与えられた。聖霊はみことばの主であるキリストの御霊であるので、みことばの外的な務めと聖霊の内的な働きは教会において相互に補い合い調和される。 2コリ 18:2

第34条 (教師候補者及び教師試補) 教師候補者及び教師試補は、教師の職を志願する者として、みことばの宣教を許される者である。その務めは、みことばの宣教における責任と光栄において教師の務めに準ずる。 式文

第8章 長老

第35条 (長老) 長老は牧師と共同して長老職にあたる。長老は地区教会において聖徒の群れの指導者として選ばれ、按手をもって信徒長老の職に任ぜられる。長老はおもな務めとして、牧師と共に教会を治め、教会訓練を行い、教会会議を構成する。

第36条 (長老の責任) 長老は牧師と共に教会のかしらであるキリストに責任を負いつつ、みずからを選んだ群れ全体に対して責任を負う。「よく指導の任にあたっている長老」は群れの中で尊敬を受けるに値する。 1テモテ 5:17

第37条 (長老の資質) 群れの指導者としての長老は、その信仰生活において、みずからの群れの模範となるのみならず、群れの霊的成長と健全さのため、祈り、奉仕、学習、宣教、集会に率先して励み、教会訓練を行うにたる信仰者としての賜物を有する者である。

第38条 (戒規の務め) 教会員が教理あるいは実践において罪を犯したことが明らかになった場合に行われる教会訓練、すなわち戒規にあたっては、長老は牧師と共に鍵の権能を行使する。これは長老の厳粛な務めであり、戒規に付された教会員の霊的回復と矯正を目指し、祈りと愛の配慮によって執行される。但し、キリストの名誉と教会の純潔を守るために、その執行はあくまでも厳正でなければならない。 マ タ イ 18:15-18

第9章 執事

第39条 (執事) 執事は、牧師、長老とは別に新約の教会におこされた務めであり、主イエス・キリストの愛とあわれみの模範にならって慈善の奉仕にあたるために地区教会において選ばれ、その職に任ぜられる。

政基各則 57

第40条 (執事の働き) 執事は小会から付託された権限において、助けを必要とする者のための活動をはじめとして、聖徒の交わりを維持促進する奉仕について責任をもってそのわざにあたる。

PCUS11:44

政基各則 62

第41条 (愛と奉仕) 執事はその資質として「深い同情心、慈愛、謙遜、柔和、寛容を身に着け」た愛の人であることが要求される。なお罪からの救いの福音は、隣人と社会への愛と奉仕をもたらすものであるため、教会は執事職を通じて教会の外にも働きかける。

コロサイ 3:12

第10章 教会と世界

第42条 (教会の霊的統治) 教会は、「わたしの国はこの世のものではありません」と宣明されたキリストが、みことばと聖霊によって支配されるところとして、世俗とは本質を異にする霊的統治を行う。すなわち、教会はキリストの王国として、この原則にのっとり、みことばの務めと教会訓練の執行をキリストの福音と愛の教えによって行う。

ヨハネ 18:36

第43条 (世界に向けての使命) 教会は、巡礼者、寄留者としてこの世界にありながら、墮落によって損なわれた世界を創造の秩序に回復する使命を果たしてゆく。まず創造主である神と罪の支配する世界から贖い出された者との交わりの秩序が教会において回復される。さらに、神が制定された男女、家庭、社会など人と人

2 コリント 15:18

との間の秩序を回復するために生活の全領域にわたってかかわりを持つ。そして教会は、そのため、牧会、教育、宣教、奉仕にあたる者を派遣して神がキリストにあって世界をご自身と和解させる働きに積極的にあずかる。

第44条（教会と国家） 教会と国家権力との関係は長い歴史を通じて重要な問題である。教会は「神によって立てられたもの」としての「上に立つ権威」に従い、「カイザルのものはカイザルに」返すことによって、その信仰的態度を明らかにする。しかし、国家権力が神の教会の統治の根本を危うくする場合には、「人に従うより、神に従うべき」であるとして、権力への抵抗の権利を留保する。その場合においても、教会は「ポンテオ・ピラトのもとに」真理を立証して、苦しみを受けられたキリストの模範に従う。

ローマ 13:1
マタイ 22:21
使徒 5:29
使徒信条
1テモテ 6:13

第45条（キリストの主権的統治と教会） 十字架の福音は「ユダヤ人にとってはつまずき、異邦人にとっては愚か」であるが、教会はこの福音こそ「神の力、神の知恵」であることを実証してゆく。しかも、「神はいつさいのものをキリストの足の下に従わせ、いつさいのものの上に立つかしらであるキリストを、教会にお与えになりました」と言われているように、この世の終わりまで教会は世界のただ中であって、すでに勝利を収めた復活のキリストの天と地にわたる主権的統治に参加している。

1コリント 1:23
1コリント 1:24
エペソ 1:22

第46条（終末と教会） 教会は終末の時代を歩むキリストの花嫁として世界の終わりまで存続する。キリストは世界をさばかれる日に、「ご自身で、しみや、しわや、そのようなものの何一つない、聖く傷のないものとなった栄光の教会を、ご自分の前に立たせる」との約束を果たしたもう。

エペソ 5:27

「どうか、私たちのうちに働く力によって、私たちの願うところ、思うところのすべてを越えて豊かに施すことのできる方に、教会により、またキリスト・イエスにより、栄光が、世々にわたって、とこしえまでありますように。アーメン。」（エペソ 3:20-21）

（施行期日）

附則 この政治基準は、大会の決議による中会再編制実施の日から施行する。（1999年5月3日）

[用語例：総則・各則・細則共通]

略語表

WSC	ウエストミンスター小教理問答	(1648)
2スイス	第二スイス信仰告白	1566)
綱要	カルヴァン「キリスト教綱要」	(1559)
WCF	ウエストミンスター信仰告白	(1648)
スコットランド	スコットランド信仰告白	(1560)
政基各則	日本長老教会政治基準各則	(1998)
アウグスブルグ	アウグスブルグ信仰告白	(1530)
PCUS	<i>The Book of Church Order of the Presbyterian Church in the United States , Part 1. Form of Government(1948)</i>	
式文	日本長老教会 式文	

政治基準各則

1998年11月24日	施行
1999年11月23日	一部改正
2000年11月24日	一部改正
2003年11月25日	一部改正
2004年11月23日	一部改正
2005年11月23日	一部改正
2006年11月24日	一部改正
2007年11月24日	一部改正
2008年11月25日	一部改正
2010年11月23日	一部改正
2011年11月23日	一部改正
2012年11月23日	一部改正
2013年11月23日	一部改正
2014年11月25日	一部改正
2015年11月24日	一部改正
2016年11月23日	一部改正
2017年11月23日	一部改正
2018年11月24日	一部改正
2019年11月23日	一部改正

第1章 目的及び事業

第1条（目的） 日本長老教会（以下「本教会」という。）は、旧新約聖書に基づき、ウエストミンスター信仰告白及び大小教理問答（以下「信仰基準」という。）に準じて、改革主義信仰、独立自治、長老政治の三原則により、イエス・キリストの福音の立証と宣教を行うことを目的とする。

第2条（事業） 本教会は、第1条の目的を達成するため、地区教会の小会会議、地方会議としての中会会議、全国会議としての大会会議による教会政治により、次の各号の事業を行う。

- (1) 神のことばの宣教及び礼典の執行による公的礼拝
- (2) 中会及び地区教会の設立と管理
- (3) 各種伝道集会の開催
- (4) 信徒及び教師の教育と訓練
- (5) 交わりと奉仕
- (6) 文書の出版及びその他の方法による宣教
- (7) その他

第2章 地区教会

第3条（地区教会の構成） イエス・キリストを信ずる信仰を告白した者とその契約の子は、

第一種地区教会又は第二種地区教会を構成する。

第4条（地区教会の意義及び管轄） 第一種地区教会は、牧師及び2名以上の長老を有し、小会を組織しているキリスト者の群れをいう。

2 第二種地区教会は、次の3種類とする。

(1) 単一の小会が運営する。

(2) 1項の小会が2以上参加する連合小会が運営する。

(3) 中会伝道委員会の指導のもとに中会内の教師及び長老の計3名以上により構成される暫定小会が運営する。

3 第53条5項の長老は小会の承認を経て前項(3)の暫定小会の構成員となることができる。

第5条（地区教会の設立） 地区教会の設立を希望するキリスト者は、沿革、信徒名簿及び牧師候補者名簿を整え、中会に願出する。

2 中会が前項の願出を認めた場合は、特命委員2名を派遣して準備をさせる。

3 特命委員は、信徒総会を開いて牧師候補者への同意投票を実施し、教会役員を選ばせるとともに地区教会設立式を行う。但し、第二種教会の場合は、牧師候補者への同意投票及び教会役員を選ばせることは必ずしも必要としない。

第6条（欠条）

第7条（他教会の加入） 本教会に加入しようとする本教会以外の教会（以下「他教会」という。）は、中会に願出する。

2 願出を受け取った中会は、特命委員2名を派遣し、第5条に準じて承認し加入式を行う。

第8条（所属中会の変更） 所属中会を変更しようとする地区教会は、信徒総会の決議及び関係する両中会の承認を得なければならない。

第9条（地区教会の合併） 同一中会内の2以上の地区教会が合併しようするときは、当該地区教会の信徒総会に諮り、決議された場合、各々の地区教会の小会はその旨を中会に願出する。

2 中会がこれを認めた場合は、特命委員2名を派遣して準備をさせる。

3 特命委員は、信徒総会を開いて牧師候補者への同意投票を実施し、教会役員を選ばせるとともに地区教会設立式を行う。

4 合併しようとする地区教会が所属中会を異にしているときは、所属中会を変更しようとする地区教会の小会がまず第8条の手続を経てから前3項の手続による。

第10条（地区教会の解散及び退会） 地区教会が解散又は本教会を退会しようとするときは、信徒総会に諮り、決議された場合は中会に願出する。

2 中会は、願出の理由を慎重に調査したうえ、これを認めたとき、解散の場合は解散の宣言をする。退会の場合は当該地区教会に退会証を与える。

第3章 教会員

第11条（教籍） すべての本教会員は、本教会に教会員籍があるとともに、教師は所属する中会に教師籍を、信徒は所属する地区教会に信徒籍をそれぞれ持つ。

2 当該中会に教師籍を持つ教師は、第73条による中会を構成する。

第12条（教籍の管理） 中会は教師籍を、小会は信徒籍をそれぞれ管理する。

第13条（陪餐会員） イエス・キリストを信ずる信仰を告白し、本教会の地区教会において洗礼を受けた者は陪餐会員となり、陪餐会員の子で幼児洗礼を受け未だ信仰告白に至らない者

は未陪餐会員とする。

第14条（入会及び洗礼） 本教会に入会しようとする者は、その旨を地区教会の小会に願い出て試問を受けなければならない。

2 入会を認められた者は、信仰を告白し本教会政治に服するとともに、教会員としての義務を忠実に尽くすことを公に誓約して洗礼を受ける。

第15条（幼児洗礼及び信仰告白） 本教会員は、あずかっている契約の子の幼児洗礼を小会に申し出、試問を受けた上で幼児洗礼を受けさせる。

2 未陪餐会員が陪餐会員になろうとするときは、その旨を地区教会の小会に願い出て試問を受けなければならない。

3 前項の手続を経て陪餐を認められた者は、信仰を告白し本教会政治に服するとともに教会員としての義務を忠実に尽くすことを公に誓約しなければならない。

第16条（転入会） 他教会の会員が本教会に転入会しようとするときは、その旨を地区教会の小会に願い出て、試問を受け、本教会の政治に服するとともに、教会員としての義務を忠実に尽くすことを公に誓約する。

第17条（所属変更） 地区教会の信徒が、本教会内の他の地区教会に所属を変更しようとするときは、その旨を小会に願い出る。

2 小会は、前項の願い出を認めた場合は、議長署名の所属変更薦書を新たに所属しようとする地区教会に送付する。

第17条の2（教師の所属変更） 中会の教師が、本教会内の他の中会に所属を変更しようとするときは、その旨を中会に願い出る。

2 中会は、前項の願い出を認めた場合は、議長署名の所属変更薦書を新たに所属しようとする中会に送付する。

第18条（転会） 地区教会の信徒が、本教会から他教会に転会しようとするときは、その旨を小会に願い出る。

2 小会は、前項の願い出を認めた場合は、転会しようとする他教会に議長署名の転会薦書を送付する。

第18条の2（教師の転会） 教師が、本教会から他教会に転会しようとするときは、その旨を中会に願い出る。

2 中会は、前項の願い出を認めた場合は、転会しようとする他教会に議長署名の転会薦書を送付する。

第4章 教師

第19条（教師の定義） 教師は、教師試補認定後1年以上の牧会・伝道などの実務経験を経た後に教師試験を志願した教師試補で、教師試験に合格し、中会により任職された者をいう。

第19条の2（教職試験） 教職試験は、教師候補者、教師試補及び教師の3種類とし、中会が実施する。

2 教職試験の受験手続及び内容は別に細則に定める。

第20条（教師の職務） 教師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 牧師職
- (2) 宣教師職

(3)神学教師職

(4)その他別に規準又は規程で定めた職

第20条の2（教師の本教会外での奉仕） 教師は、次の要件を満たし、中会が承認した場合は、本教会以外の教会及び宣教団体並びに神学教育機関などの職務に従事することができる。

(1)牧師職、宣教師職、神学教師職及びそれに準ずる職務であること

(2)当該教師が、本教会の信仰基準と憲法を守ること

2 前項により本教会以外の奉仕を承認された教師は、休職や退任することなく当該中会に所属し、少なくとも年1回以上職務に関する事項を中会に報告しなければならない。

3 教師試補が、第1項の職務に従事するときも、教師試験を経て教師に任職することができる。

第21条（教師の任職式） 中会は、教師試験に合格した教師志願者について任職式を行う。

2 教師志願者は、任職式において本教会の信仰基準を受け入れ、本教会憲法を遵守し、本教会教師としての職分を忠実に尽くすことを公に誓約しなければならない。

3 教師に任職される者は、前条に規定されている職務に就く者でなければならない。

第22条（教師籍） 中会は、教師に任職された者を地区教会の信徒籍から中会の教師籍に移籍する。

第23条（本教会以外の教職者の入会） 本教会以外の教職者が本教会に入会し、本教会の教師になろうとするときは中会に願出する。

2 前項の場合、中会は特命委員を派遣して当該教職者に対し召命と信仰生活並びに信仰基準と本教会憲法に関する試問を行う。

3 中会が1項の願出を認めたならば、志願者は信仰基準を受け入れるとともに本教会憲法を遵守し、本教会の教師としての義務を忠実に尽くすことを公に誓約する。

第24条（協力教師） 本教会以外の教職者が本教会の協力教師になろうとするときは、その旨を中会に願出する。但し、協力教師は、地区教会の牧師として招聘される者に限ることとする。

2 前項の場合、中会は特命委員を派遣して当該教職者に対し召命と信仰生活並びに信仰基準と本教会憲法に関する試問を行う。

3 中会が入会を認めたならば、志願者は信仰基準を受け入れるとともに本教会憲法並びに当該志願者を派遣する教会又は宣教団体との間に結ばれる宣教協約を遵守し、本教会の協力教師としての義務を忠実に尽くすことを公に誓約する。

4 協力教師は大会会議の準議員となる。

第25条（教師の休職及び復職） 教師は、健康上及びその他の理由により、第20条の職務から一時的に離れ、休職することができる。

2 教師が休職又は復職するには中会の承認を必要とする。

3 教師が2年以上にわたって第20条に規定する職務についていない場合は、その教師は休職扱いとする。但し、中会は事情を考慮し休職扱いとしないことができる。

4 中会は、休職中の教師に対して特別な配慮を払い、第20条に規定する職務に就くことができるように努めなければならない。

第26条（教師の退任） 教師は、召命感の喪失及びその他の理由により教師を退任することができる。

2 退任を希望する教師は、理由を付して中会に申し出る。

3 申し出を受けた中会は、特命委員を派遣して実態を調査するとともに、理由を慎重に考慮した上で適当と認めた場合、退任を承認することができる。

4 退任した教師の身分は、信徒となり、教師籍から信徒籍に移籍する。

第27条（教師の引退） 教師は、満70歳に達した場合あるいは健康上その他の理由により教師の職務から引退することができる。

2 引退を希望する教師は、その旨中会に申し出る。

3 前2項により引退した教師は中会に申し出て教師の職務に復帰することができる。

第28条（引退教師） 引退した教師は、引き続き中会に籍を置く。

2 大会及び中会は、引退した教師を大会及び中会の委員会の委員あるいは特命委員に選出することができる。

第29条（牧師の任期） 牧師に任期を設ける場合は、原則として5年間とする。但し、再任を妨げない。

第30条（牧師の招聘） 牧師の招聘手続は、次のとおりとする。

(1) 小会は、本教会教師及び協力教師の中から候補者を選び交渉する。但し、近い将来本教会の教師となりうる教師試補又は協力教師になろうとする者を候補者としてすることができる。

(2) 候補者が決まったときは、中会議長が派遣する教師のもとに信徒総会を開き、候補者について同意投票を行う。

(3) 候補者について信徒総会の同意が得られなかった場合は、小会は改めて1号により候補者を選び、信徒総会を開いて2号の同意投票を行う。

(4) 候補者を信徒総会が確定した場合は、小会は招聘状を作成して、中会に提出し、その承諾を得た上で、中会において候補者に渡し、その応諾を得る。

(5) 招聘状には、任期・給与・その他具体的な条件を記載する。

(6) 中会が4号の承諾を与える際に、招聘状記載の条件の変更が妥当と認める場合には、中会が調停委員を派遣し、候補者と当該地区教会の小会との調整にあたらせることができる。

第31条（牧師再招聘） 小会が現任の牧師を再招聘する場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 小会が現職牧師の再招聘を決定した場合は、招聘状を作成し、中会に提出してその承諾を得る。

(2) 招聘状には、任期、給与及びその他具体的な条件を記載する。なお、中会が1の承諾を与える際に、招聘状記載の条件の変更が妥当と認める場合には、前条6号に準じた取扱いをする。

第32条（兼任牧師の招聘） 小会が他の地区教会の牧師を兼任牧師として招聘する場合は、第30条の手続に加えて当該地区教会の小会の承認を必要とする。

第33条（代理牧師の招聘手続） 牧師不在のときは、小会は本教会教師又は協力教師に代理牧師としての職務を委嘱することができる。

2 代理牧師を必要とする小会は、招聘状に任期、給与及びその他具体的な条件を記載し、中会の承認を得て代理牧師を招聘する。信徒総会による選挙及び就職式は必要としない。

3 牧師代理の期間が1年に満たない短期間の場合は、あらかじめ小会は招聘状を添えて中会に届け出るのみとする

第34条（牧師就職式） 第30条から第32条までの牧師招聘手続が完了し、招聘が決定した教師及び協力教師について、中会が特命委員を派遣して牧師就職式を行う。但し、第31条の場合は小会の意向を受けて中会は牧師就職式を行わないことができる。

第35条（牧師の休職及び復職） 教師が牧師職を一時的に離れ休職する場合は、小会の承認

を経て中会に届け出なければならない。

2 牧師職を休職中の教師が牧師職に復職するには、小会の承認を得たのち中会への報告を必要とする。

第36条（牧師の任期中の退職） 牧師は、任期中において健康上、高齢及びその他の理由により退職することができる。又、任期の定めのない場合も同様とする。

2 牧師が本教会の教師を退任したときは、同時に牧師を退職したものとみなす。

第37条（牧師の退職手続） 前条による牧師の退職手続は次のとおりとする。

(1) 小会の審議を経て、中会議長が派遣する教師が議長となって信徒総会を開き、承認を得る。

(2) 小会又は牧師は、退職に関して中会に願い出る。

(3) 中会が牧師の退職を承認したときは、その旨を地区教会及び当該牧師に通知する。

(4) 牧師の退職について、調整が必要な場合は、中会は特命委員を派遣することができる。

2 任期満了により牧師が退職する場合は前項の手続を必要とせず、小会が中会に報告する。

第38条（牧師等の引退等） 牧師は、満70歳に達したならば、その職務から引退することができる。

2 引退を希望する牧師は、その旨小会に申し出るとともに、中会に届け出る。

3 満70歳に達し引退を希望する宣教師及び神学教師は中会に申し出る。

4 大会又は中会が適当と認めた職を辞することを希望する者は、大会又は中会に申し出る。

第39条（引退牧師） 大会及び中会は、引退牧師を大会及び中会の委員会の委員あるいは特命委員に選出することができる。

2 引退牧師は、小会の求めに応じて小会会議に出席して発言することはできるが、議決権は持たない。

第40条（宣教師及び神学教師の任命並びに第20条4号の職の招聘等） 宣教師及び神学教師は、中会が任命し、派遣式を行う。

2 第20条4号の職の招聘及び任命等は、規準又は規程に定めるほか、大会会議又は中会会議の議決による。

第41条（宣教師、神学教師及び第20条4号の職の休職及び退職等） 宣教師及び神学教師の休職、復職及び退職は、中会会議の議決による。

2 第20条4号の職の招聘、休職、復職及び退職は中会会議の議決による。

第41条の2（引退後の生活援助） 休職中の教師又は牧師若しくは引退した教師又は牧師が健康上、高齢化及びその他の理由により生活困難に至った場合は、大会及び中会は当該教師又は牧師に対しその生活を援助する。

第5章 教師候補者及び教師試補

第42条（教師候補者の定義等） 教師候補者とは、神学校に1年以上在籍して後、教師候補者を志願して教師候補者試験に合格した男子陪餐会員をいう。

2 教師候補者は、奉仕教会の牧師の指導のもとに主の日の礼拝説教を行うことができる。

第43条（教師候補者の指導） 中会は、教師候補者の教育と訓練を行う。

2 教師候補者は、毎年3月に訓練と奉仕に関する報告書を中会に提出しなければならない。

第44条（教師試補の定義等） 教師試補とは、神学校を卒業した後1年以上地区教会で訓練と奉仕を経た教師候補者で教師試補試験に合格した者をいう。

2 本教会以外の教会及び宣教団体並びに神学教育機関などの職務に1年以上従事したことがある教師候補者は前項にかかわらず教師試補試験を経て教師試補に認定されることができる。

3 教師試補は、地区教会で奉仕する場合は、みことばの宣教に携わる伝道師として奉仕し、中会及び大会の準議員となる。

第45条 (欠条)

第46条 (伝道師の招聘) 小会は、教師試補を伝道師として招聘するときは、任期、給与及びその他具体的な招聘条件を記載した招聘状を添えて中会に願い出なければならない。

2 中会がこの招聘を認め、且つ当該教師試補が招聘を受諾したときは、中会から派遣された教師により伝道師就職式を執り行う。

3 招聘に伴う教師試補の中会間の移動は信徒籍の移動に準ずる。但し、移動に伴い所属する地区教会及び移動先地区教会の小会は、それぞれの所属中会及び移動先中会に届け出るものとする。

第46条の2 (伝道師の退職) 教師試補である伝道師は、任期中において牧師への招聘、健康上及びその他の理由により退職することができる。

2 伝道師の退職手続は次のとおりとする。

(1) 小会は、退職に関して中会に願い出る。

(2) 中会が伝道師の退職を承認したときは、その旨を小会に通知する。

(3) 伝道師の退職について、調整が必要な場合は、中会は特命委員を派遣することができる。

第47条 (認定の取消) 教師候補者及び教師試補は、召命感の喪失及びその他の理由により教師候補者及び教師試補の認定を辞退しようとするときは、理由を付して中会に申し出る。

2 申し出を受けた中会は、特命委員を派遣して実態を調査するとともに、理由を慎重に考慮した上で適当と認めた場合は認定を取り消す。

第6章 長老

第48条 (身分及び任期) 長老の身分は終身とする。

2 長老の任期を定めることができる。その場合は4年間とする。但し再任を妨げない。なお、事情により任期を短くできるが、2年より短くしてはならない。

第49条 (選挙) 地区教会は、次の手続により信徒総会において男子陪餐会員のうちから長老を選挙する。

(1) 小会は、選挙すべき長老の員数を定めることができる。

(2) 小会は、必要があれば候補者を指名することができる。但し、指名された候補者以外の者に投票することができる。

(3) 出席者総数の3分の2以上を得た者を当選者とする。

(4) 小会は、選挙後当選者に受諾の有無を確かめる。

第50条 (任職及び就職) 長老として選出された者が按手を受けていない場合には、中会派遣の特命委員は、信仰基準及び本教会憲法について、特に長老職についての知識を試問したのち、按手を伴う任職式及び就職式を行う。

2 小会は、再選された長老が既に按手を伴う任職を受けている場合は、就職式のみを行う。

第51条 (誓約) 長老は、任職及び就職に際し、本教会の信仰基準を受け入れるとともに本教会憲法を遵守し並びに長老としての職分を忠実に尽くすことを公に誓約しなければならない。

第52条（研修） 長老は、任職に際して大会あるいは中会が企画する研修を受けなければならない。

第53条（休職及び復職） 長老が長老職を一時的に離れ休職する場合は、小会の承認を経て中会に届け出なければならない。

2 休職しようとする長老は、小会に願い出る。

3 休職中の長老が復職を望むときは、小会に願い出る。

4 長老職を休職中の長老が長老職に復職するには、小会の承認を得たのち中会への報告を必要とする。

5 任期が定められ再任されなくて休職扱いとなった長老については、前4項の規定は適用しない。

第54条（退任） 長老は、召命感の喪失及びその他の理由により長老の身分を辞し退任することができる。

2 退任を希望する長老は理由を付して小会に申し出る。

3 小会は、理由を慎重に考慮した上で適当と認めた場合は、退任を承認することができる。

4 前項の場合、小会は中会に報告する。

5 退任した長老は、その身分を離れ、再び長老に選出されない。

第55条（長老の引退） 長老は、満70歳に達した場合あるいは健康上及びその他の理由によりその職務から引退することができる。

2 引退を希望する長老は、その旨小会に申し出るとともに中会に届け出る。

第56条（引退長老） 引退長老は、通常の働きは行わないが小会の求めに応じて各種の働きを行うことができる。

2 引退長老は、小会の求めに応じて小会会議に出席して発言することはできるが議決権は持たない。

第7章 執事

第57条（選挙） 地区教会は、信徒総会において陪餐会員のうちから執事を選挙する。

第58条（任期） 執事の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

第59条（選挙の手続） 第49条の規定は、(3)を除き執事選挙に準用する。

2 出席者総数の過半数を得た者を当選者とする。

第60条（就職） 小会は、初めて執事に選出された者に対し信仰と生活について試問したのち就職式を行う。

2 執事が再任の場合は、就職式のみを行う。

第61条（誓約） 執事は、就職に際し、本教会の信仰基準を受け入れるとともに本教会憲法を遵守し並びに執事としての職分を忠実に尽くすことを公に誓約しなければならない。

第62条（執事会） 執事は、執事の働きを取りまとめるため執事会を開くことができる。

2 執事会に書記を置き、少なくとも3ヵ月毎に執事の働きについて小会に報告する。

第63条（研修） 小会は、執事に対し、隣人と社会への愛と奉仕を行う資質の向上を図るための研修をする。

第64条（休職、復職及び退職） 執事は、健康上及びその他の理由により休職又は退職することができる。

- 2 第53条2項から4項までの規定は、執事の休職及び復職に準用する。
- 3 執事が退職しようとするときは、小会に申し出る。

第8章 教会主事

第65条（任命） 中会は、次の者を教会主事に任命できる。

- (1) 神学校の課程を2年以上履修した者
- (2) 前号に準じる神学上の訓練を受けた者

第66条（任命の手続） 前条の手続は、次のとおりとする。

- (1) 教会主事を志願する者は、所属する地区教会の小会の推薦状を添えて中会伝道委員会に申し出る。
- (2) 中会伝道委員会は、信仰と生活について試問することにより教会の働きに専念するにふさわしいと認めた場合、中会に推薦する。
- (3) 中会は、前号の推薦を適当と認めた場合は志願者を教会主事に任命することができる。

- 2 中会伝道委員会は、教会主事の名簿を管理する。

第67条（職務及び就職） 教会主事の職務は、本教会における伝道、教会音楽、教会教育及び教会事務とする。

- 2 教会主事は、小会、中会又は大会の招聘状によりその職に就く。但し、小会が招聘する場合は、招聘条件に関して中会伝道委員会の承認を必要とする。

- 3 前項の招聘状には、任期、給与及びその他具体的な条件を記載する。

- 4 教会主事が、地区教会において職務につく場合は当該地区教会に信徒籍を移すものとする。

- 5 中会又は大会が教会主事を招聘する場合は、教会主事の所属地区教会の小会の承認を必要とする。

- 6 教会主事の所属変更は第17条に準ずる。また、異なる中会間の場合は所属元の中会伝道委員会は当該教会主事の名簿を所属変更先の中会伝道委員会に送付する。

第68条（退職及び再就職） 教会主事が、退職しようとするときは、中会伝道委員会に申し出なければならない。

- 2 前項の申出を受けた中会伝道委員会は、再就職等に関し必要に応じて地区教会の小会又は中会と協議し、対応する。

第68条の2（任命の取消） 教会主事は、召命感の喪失及びその他の理由により教会主事の任命を辞退しようとするときは、理由を付して中会に申し出る。

- 2 申し出を受けた中会は、特命委員を派遣して実態を調査するとともに、理由を慎重に考慮した上で適当と認めた場合は任命を取り消す。

第9章 小会

第69条（会議） 小会は、地区教会にかかる任務を常時執行すると共に、原則として月1回定期的に会議を開き必要案件を審議し議決する。

- 2 小会に議長及び書記をおく。

- 3 小会議長は牧師とする。但し、当該牧師の身分・進退が扱われるときは、当該牧師を除き牧師又は長老が議長となる。

- 4 会議は小会議長が招集する。牧師又は長老の3分の1あるいは陪餐会員の10分の1以上の

請求がある場合、若しくは中会の請求がある場合は臨時小会を開かなければならない。

第70条（定足数及び臨時牧師）

小会会議成立の定足数は、牧師及び過半数の長老とする。

2 牧師に事故がある場合は、当該地区教会の長老は本教会の教師の内より小会議長を臨時に招かなければならない。

3 暫定小会の定足数は教師及び長老の過半数とする。

第71条（議決） 議事は、出席者の過半数の賛成によって決定される。賛否同数のときは議長が決定する。

2 次条の6号及び7号の決議は、3分の2以上の賛成によらなければならない。

第72条（権限） 下記の事項は、小会の権限に属する。

- (1) 礼拝の準備及び執行管理
- (2) 信徒籍の管理
- (3) 信徒の入会、転入会及び未陪餐会員の信仰告白にかかる試問
- (4) 信徒の所属変更及び転会
- (5) 信徒の教育及び訪問並びに結婚及び家庭生活の指導
- (6) 信徒の矯正的訓練
- (7) 牧師の招聘、休職、復職、引退及び退職に関すること
- (8) 兼任牧師派遣の承認
- (9) 代理牧師の委嘱
- (10) 伝道師、教会主事等地区教会にかかる働き人の招聘及び給与・謝礼
- (11) 長老の就職式及び執事の就職式の執行
- (12) 長老の休職、復職、退任、引退及び引退長老に関すること
- (13) 執事の職務分担及び研修
- (14) 執事の休職、復職及び退職に関すること
- (15) 教会学校教師の認定及び任命並びに教会学校校長の任命
- (16) 地区教会内諸団体の指導
- (17) 予算書及び決算書の作成及び財務に関すること
- (18) 伝道計画の立案・実施
- (19) 通常及び臨時の信徒総会の召集並びに信徒総会の構成員の確定
- (20) 小会法の制定
- (21) その他地区教会を治める一切の事項

第10章 中会

第73条（構成） 一定地域内の教師及び同地域内の地区教会の長老は、中会を構成する。但し、引退した長老を除く。

2 中会は、3以上の第一種地区教会と、第二種地区教会からなるものとする。

第74条（選挙） 中会は、年度最後の会議において、前条第1項の構成員のうちから次年度の議長、書記、財務及び総務を選挙する。但し、休職中の教師及び長老並びに引退した教師及び長老を除く。

2 前条により中会を構成し、中会に出席したすべての教師及び小会ごとに1名の長老は議員

として選挙権を有する。但し、休職中の教師及び長老並びに引退した教師は選挙権を持たない。また、各小会ごとの長老が同一人の場合は、選挙権は1票のみとする。

3 議長、書記、財務及び総務の被選挙権は、牧師及び長老のみこれを有する。

4 任期は、1年とする。

5 選挙の方法は細則に定める。

第75条（職務） 議長は、中会会議を招集し、その議長となる。

2 書記は、教師籍の管理事務を所管するとともに中会会議記録及び教勢に関する統計資料を作成し保管する。

3 財務は、予算案、決算書を作成するとともに中会の財務を管理する。

4 総務は、書記を補佐する。

第76条（会議） 中会は、年1回以上定期会議を開き、各小会について教勢その他の報告を受け、又必要案件を審議し議決する。但し、最初の会議は会計年度開始から3ヵ月以内に開かなければならない。

2 中会議長は、必要と認めるときは臨時会議を召集する。

第77条（中会会議の構成及び定足数等） 中会会議は、一定地域内の教師及び同地域内の地区教会の小会ごとに一名の長老を議員として構成する。

但し、第25条1項及び3項、第27条、第35条に該当する教師並びに第53条1項から4項に該当する長老を除く。

2 中会会議成立の定足数は、小会ごとに牧師及び長老1名の議員を総数とするその過半数とする。但し、第32条の兼任牧師及び第33条の代理牧師並びに各小会ごとの長老が同一人の場合は定足母数に参入するのは1名のみとする。

3 前項及び前々項の中会議員以外の長老で、中会構成員として中会会議に出席した長老は、発言権を有し議案を提案することができるが、議決権及び選挙権を行使することはできない。

4 教師試補は、中会会議において準議員として発言権を有する。

第78条（議決） 中会会議に出席の教師及び各小会ごとに1名の長老は、議員として議決権を有する。但し、休職中の教師及び長老並びに引退した教師は議決権を持たない。

2 前項の場合、各小会ごとの長老が同一人の場合は、議決権は1票のみとする。

3 決議は、議決権を有する出席議員の過半数の賛成によってなされる。

4 次条1号、5号及び8号の決議は、議決権を有する出席議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

第79条（権限） 下記の事項は、中会の権限に属する。

(1) 地区教会の設立、加入、所属変更、合併、解散及び退会

(2) 教師籍の管理

(3) 教師試験の実施に関する事

(4) 教師候補者及び教師試補の認定並びに教師試補の就職及び退職

(5) 教師の任職、就職、休職、復職及び退任

(6) 本教会以外の教職者の入会及び協力教師に関する事

(7) 教師の研修

(8) 教師に対する矯正的訓練

(9) 牧師の招聘及び再招聘に係る招聘状記載条件の承諾

- (10)代理牧師の招聘条件の承認
- (11)牧師の就職及び第36条による退職
- (12)宣教師及び神学教師の任命、派遣、休職、復職及び退職
- (13)規準又は規程で定めた職の招聘、休職、復職及び退職
- (14)按手を伴う長老の任職及び就職に関する事
- (15)長老の研修
- (16)教会主事の任命、招聘、職務及び招聘条件の変更
- (17)中会予算の編成及び決算の審査
- (18)伝道に関する事業
- (19)教会員の教育方針に関する事
- (20)小会会議の召集請求
- (21)小会記録の監査
- (22)地区教会からの提訴の受理及び審査
- (23)特命委員会の設置並びに特命委員の任命及び派遣
- (24)中会法の制定
- (25)共同墓地に関する事
- (26)厚生資金に関する事

第80条（緊急処理） 書記及び総務は書記の責任のもとに緊急突発の諸事項を処理することができる。但し、中会へ報告及び追認を必要とする。

第81条（中会の会計年度） 中会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月末日までとする。

第11章 大会

第82条（構成及び代表） すべての中会の教師及び長老は、大会を構成する。但し、引退した長老を除く。

2 本教会は、大会によって代表される。

第83条（選挙） 大会は、定期会議の議事冒頭において、議員のうちから議長、副議長、書記、副書記、財務、総務及び監事を選挙する。

2 すべての教師及び小会ごとに長老1名のみ選挙権を有する。但し、休職中の教師及び長老並びに引退した教師は選挙権を持たない。また、各小会ごとの長老が同一人の場合は、選挙権は1票のみとする。

3 議長、副議長、書記、副書記、財務、総務及び監事の被選挙権は、牧師及び長老のみこれを有する。

4 任期は2年とする。但し、監事は3年とする。なお議長、書記、総務、財務に関して連続三選以降は本人が希望すれば辞退することができる。

5 選挙の方法は、政治基準細則に定める。

第84条（職務及び大会役員会） 議長は、大会会議を招集し、その議長となる。

2 副議長は議長を補佐し、議長が欠けたときは議長となる。

3 書記は、大会会議記録及び教勢に関する統計資料を作成し保管する。

4 財務は、予算案及び決算書を作成するとともに大会の財務を管理する。

5 副書記及び総務は、書記を補佐する。

6 議長、副議長、書記、副書記、財務及び総務は議案及び議事順序の確認等大会会議の円滑な運営を図るため大会役員会を構成し、議長がその議長となる。

7 監事は大会会計を監査し、定期会議で報告する。

84条の2（議長、副議長、書記及び副書記の委員会委員の兼務制限） 議長、副議長、書記及び副書記が常設委員会及び特設委員会の委員を兼務する場合は、両委員会を通じて3委員会までの委員を兼務できるものとする。

2 大会議長、副議長、書記及び副書記が特設委員会の委員を兼務したときは、大会議長、副議長、書記及び副書記の役職を退いた場合でも、当該特設委員会が解散するときまでその特設委員任務を継続担当できるものとする。

第85条（会議） 大会は、年2回定期会議を開く。

2 大会議長は、必要と認めるときは臨時会議を招集する。

3 第1項の定期会議のうちの1回を予算編成のための会議（以下「予算会議」という。）とする。

85条の2（予算会議） 大会は、会計年度の開始前に予算会議を開く。

2 予算会議は、大会議長、書記及び財務並びに各中会ごとに教師及び長老1名を議員として構成する。

第86条（大会会議の構成及び定足数等） 大会会議は、すべての教師及び小会ごとに一名の長老を議員として構成する。但し、第25条1項3項、第27条、第35条に該当する教師及び協力教師並びに第53条1項から4項に該当する長老を除く。

2 大会会議成立の定足数は、すべての教師及び小会ごとに長老1名の議員を総数とするその過半数とする。但し、各小会ごとの長老が同一人の場合は、定足母数に算入するのは1名のみとする。又、第29条、第36条、第38条に該当する牧師及び協力教師並びに第27条に該当する教師は定足母数に算入しない。

3 前項及び前々項の大会議員以外の長老で、大会構成員として大会会議に出席した長老は、発言権を有し議案を提案することができるが、議決権及び選挙権を行使することはできない。

4 協力教師及び教師試補は、大会会議において準議員として発言権を有する。

第87条（議決） 大会会議に出席のすべての教師及び各小会ごとに1名の長老は、議員として議決権を有する。但し、休職中の教師及び長老、協力教師並びに引退した教師は議決権を持たない。

2 前項の場合、各小会ごとの長老が同一人の場合は、議決権は1票のみとする。

3 決議は、議決権を有する出席議員の過半数の賛成によってなされる。

4 次条の1号、2号、5号、15号及び17号の決議は議決権を有する出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第88条（権限） 下記の事項は大会の権限に属する。

(1) 本教会の全教會的根本方針の決定

(2) 信仰教理の規正

(3) 大会の行う事業の決定

(4) 大会予算の編成及び決算の審査

(5) 中会の設立、合併、分割、解散及び再編成

(6) 中会及び教師からの提訴の受理及び審査

- (7) 中会記録の監査
- (8) 中会会議の召集請求
- (9) (削除)
- (10) 教師養成のための神学校の検討、認定及び設置に関する事
- (11) 教師の給与及び年金にかかる水準設定など厚生に関する事
- (12) 規準で定める教師の職に関する事
- (13) 宣教協約の締結
- (14) 特命委員会の設置並びに特命委員の任命及び派遣
- (15) 憲法の改正
- (16) 大会法の制定
- (17) 宗教法人責任役員及び監事の選任並びに解任

第88条の2 (国家に係る世俗的事柄) 大会会議は、教会的な事柄以外の何事も取扱い、又は決定してはならない。第2項又は第3項に該当する場合を除き、国家に係る世俗的事柄に干渉してはならない。

- 2 大会会議は、国家的為政者から求められた場合には、これに対して助言をすることができる。
- 3 大会会議は、国家的為政者が神から委ねられた権能を著しく逸脱する非常な場合であり、かつ神のみことばが保証する事柄に限り、これに対して謙虚な請願をすることができる。
- 4 前項に基づく議案の提出及び審議については、別に政治基準細則で定める。

第88条の3 (教会の主権に対する侵害) 大会会議は、教会が神から委ねられた主権的領域を国家的為政者が侵害したとき、又は侵害しようとしたときは、国家的為政者に対して当該主権侵害の事実を指摘し、改善を提言することができる。当該指摘および提言の内容は、神の御言葉が保証する事柄に限られる。

第89条 (緊急処理) 書記、副書記及び総務は、書記の責任のもとに緊急突発の諸事項を処理することができる。但し、大会への報告及び追認を必要とする。

第90条 (大会の会計年度) 大会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

第12章 委員会

第91条 (委員会の設置及び運営) 中会及び大会は、その任務の遂行のためにそれぞれ政治基準細則で定める常設委員会を設けなければならない。

- 2 中会及び大会は、必要に応じ細則に定める常設委員会を合併して設けることができる。
- 3 委員会は、委員会運営規準（1994年11月23日施行）に基づいてそれぞれの委員会の運営に関する規則を制定しなければならない。

第92条 (大会常設委員会の構成) 大会常設委員会は、すべての中会の教師及び長老の中から選出し構成される。但し、休職中の教師及び長老並びに引退した長老を除く。

- 2 大会常設委員会は、必要に応じ準議員及び教会主事を協力委員に選任することができる。但し、協力委員は委員会において議決権を有しない。
- 3 大会は、すべての長老が大会委員会委員に選出されるよう努めなければならない。

第93条 (種別及び取扱い事項) 大会常設委員会の種別及び取扱い事項は、別に政治基準細

則で定める。

第94条（特設委員会） 大会は、必要に応じて各種の特設委員会を設けることができる。但し、その場合は当該特設委員会の任務及び任期を明記しなければならない。

第95条（中会常設委員会の構成） 中会常設委員会は、当該中会の教師及び長老の中から選出し構成される。但し、休職中の教師及び長老並びに引退した長老を除く。

2 中会常設委員会は、必要に応じ準議員及び教会主事を協力委員に選任することができる。但し、協力委員は委員会において議決権を有しない。

第96条（中会常設委員会の種別及び取扱い事項） 中会常設委員会の種別及び取扱い事項は、別に政治基準細則で定める。

第97条（中会特設委員会） 中会は、必要に応じて各種の特設委員会を設けることができる。

第13章 信徒総会

第98条（構成） 地区教会の信徒総会の構成員（以下「構成員」という。）は、信徒籍を有する陪餐会員のうちより小会がこれを定める。

第99条（招集） 信徒総会は、小会が招集し、前2回続く主の日において、日時、場所及び議題を公告する。

第100条（議長） 牧師は、信徒総会の議長となる。

2 牧師を欠くとき、又は牧師に関わる事項が議題となるときは、小会はその議により長老の中から議長を選ぶ。

3 牧師候補者へ同意投票又は牧師の退職を議題とするときは、中会議長が派遣する教師が議長となる。

第101条（成立及び決議等） 信徒総会は、構成員の2分1以上の出席により成立する。

2 議事は、次の場合を除き出席者の過半数の賛成によって決定される。

(1) 次条2項1号及び2号については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(2) 次条2項6号及び7号については、1項にかかわらず3分の2以上出席して5分の4以上の賛成を必要とする。

3 議事冒頭において書記1名を選出する。

4 書記は、議事を記録し、信徒総会后に小会に提出する。

第102条（開催及び処理事項） 地区教会は、年1回以上定期的に信徒総会を開催する。

2 定期の信徒総会で処理する事項は、次のとおりとする。

(1) 牧師候補者への同意投票

(2) 長老の選挙

(3) 執事の選挙

(4) 牧師の退職の承認

(5) 予算総額の決定及び決算の報告

(6) 地区教会の重要財産の取得及び処分

(7) 地区教会の中会所属の変更、合併、退会及び解散

第103条（臨時信徒総会） 地区教会は、次の場合に臨時信徒総会を開催する。

(1) 小会が必要と認めたとき。

(2) 構成員の10分の1以上の請求があったとき。但し、4名を下ってはならない。

第14章 財産管理

第104条（本教会の財産管理者） 本教会財産の管理者は、地区教会の場合は小会とし、中会及び大会の場合はそれぞれの財務とする。

2 前項の管理者は、財産管理においては政治基準各則及び宗教法人規則に定めた事項に従う。

第105条（本教会の収入） 本教会の収入は下記の方法による。

- (1) 献金
- (2) 寄付金
- (3) その他

第106条（本教会の支出） 本教会の支出は予算によらなければならない。

第15章 憲法改正

第107条（本教会憲法） 本教会憲法とは、以下のものをいう。

- (1) 総則
- (2) ①政治基準（各則及び細則）
 - ②礼拝指針
 - ③訓練規定

第108条（改正手続） 憲法改正案は、憲法委員会が大会会議に提案する。

2 改正案は、大会会議1ヶ月前までに全議員に配布されていなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この政治基準各則は、大会決議による中会再編成実施の日から施行する。

（1999年5月3日）

2 この政治基準各則施行時において、旧政治基準第二部による伝道教会及び集会並びに旧教会規程による第1種及び第2種の伝道所は、施行日から最大限5年間はそのまま継続することとし、その間にこの政治基準による地区教会又は第1種から第3種までのいずれかの伝道所に移行する。

3 この政治基準各則施行時において現に長老及び執事職にある者は、その任期中は在職する。

4 旧教会規程により任職している長老で按手を受けていない場合は、この政治基準各則施行後の信徒総会で再選された時点で、按手を伴う任職式を受ける。

5 この政治基準各則の施行の時点で、宣教師として本教会の事業に携わっている者は、当分の間大会及び中会の名誉議員とする。なお、この者が第24条の協力教師になろうとする場合、その時点において事情により同条3項の宣教協約が結べないときは当該志願者を派遣する教会又は宣教団体との間に相互の承認がある限りこれを認める。

（一部改正）

- 6 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（1999年11月23日）（一部改正）
- 7 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2000年11月24日）（一部改正）
- 8 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2003年11月25日）（一部改正）
- 9 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2004年11月23日）（一部改正）
- 10 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2005年11月23日）（一部改正）
- 11 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2006年11月24日）（一部改正）
- 12 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2007年11月24日）（一部改正）
- 13 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2008年11月25日）（一部改正）
- 14 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2010年11月23日）（一部改正）
- 15 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2011年11月23日）（一部改正）
- 16 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2012年11月23日）（一部改正）
- 17 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。（2013年11月23日）（一部改正）

- 18 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。(2014年11月25日) (一部改正)
- 19 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。(2015年11月24日) (一部改正)
- 20 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。(2016年11月23日) (一部改正)
- 21 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。(2017年11月23日) (一部改正)
- 22 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。(2018年11月24日) (一部改正)
- 23 この政治基準各則は、大会会議終結の日から施行する。(2019年11月23日) (一部改正)

政治基準細則

1998年11月24日	施行
2000年11月24日	一部改正
2004年11月23日	一部改正
2005年11月23日	一部改正
2007年11月24日	一部改正
2013年11月24日	一部改正
2015年11月23日	一部改正
2016年11月23日	一部改正
2018年11月24日	一部改正

目次

第1章 教職試験制度	(第1条～第3条)
第2章 中会及び大会における選挙方法	(第4条～第5条)
第3章 委員会制度	(第6条～第9条)

第1章 教職試験制度

第1条（教師候補者） 教師候補者を志願する者は、所属地区教会の小会の推薦書を添えて願書を中会に提出する。

2 中会は、前項の志願者に対して、その志願を承認した後、教師試験委員会に組織神学及び聖書神学にかかる基礎的知識の試験並びに召命と信仰生活に関する面接を行わせる。

3 教師試験委員会は、前項の試験と面接の結果を中会に報告する。

4 中会は、教師候補者の審査に際し志願者に中会の席上で説教を行わせる。

5 中会は、教師試験委員会の報告及び前項の説教に基づき志願者が教師候補者にふさわしいと認めたときは、中会議長をして志願者に誓約させて教師候補者認定式を執り行わせる。

第2条（教師試補） 教師試補を志願する者は、所属地区教会の小会の推薦書を添えて願書を中会に提出する。

2 中会は、前項の志願者に対して、その志願を承認した後、教師試験委員会に礼拝学、教会政治学及び伝道論の試験並びに召命と信仰生活に関する面接を行わせる。

3 教師試験委員会は、前項の試験と面接の結果を中会に報告する。

4 中会は、教師試補の審査に際し志願者に中会の席上で説教を行わせる。

5 中会は、教師試験委員会の報告及び前項の説教に基づき志願者が教師試補にふさわしいと認めたときは、中会議長をして志願者に誓約させて教師試補認定式を執り行わせる。

第3条（教師） 教師を志願する者は、所属地区教会の小会の推薦書を添えて願書を中会に提出する。

2 中会は、前項の志願者に対して、その志願を承認した後、教師試験委員会に聖書言語による釈義を含む聖書神学、組織神学、歴史神学及び実践神学の学科試験、課題にしたがった論文試験及び原稿による説教の審査並びに召命と信仰生活に関する面接を行わせる。

3 教師試験委員会は、前項の試験、説教審査及び面接の結果報告書を中会に提出する。

4 中会は、教師の審査に際し志願者に中会の席上で説教を行わせ、召命と信仰生活並びに本

教会の信仰基準と政治基準に関して試問する。

5 中会は、教師試験委員会の報告並びに4項の説教及び試問結果に基づき志願者が教師にふさわしいと認めたときは、中会議長をして志願者に誓約させて教師任職式を執り行わせる。

第2章 中会及び大会における選挙の方法

第4条（中会の選挙） 中会の議長、書記、財務及び総務の選挙は、投票総数の2分の1以上の得票をもって当選とする。

2 1回の投票により当選者を決めることができないときは、得票数が2分の1以上に達するまで、最下位の者を除き再投票を行う。

3 前項の方法を2回繰り返すも当選者を決めることができないときは、3回目以降について、当選者の倍数まで第2回目の投票結果の上位者により、得票数が2分の1以上に達するまで再投票を行う方法を採用することができる。

第5条（大会の選挙） 大会の議長、副議長、書記、副書記、財務、総務及び監事の選挙は、大会出席のすべての教師及び小会ごとに長老1名のみ投票に参加ができ、その2分の1以上の得票をもって当選とする。

2 1回の投票により当選者を決めることができないときは、得票数が2分の1以上に達するまで、最下位の者を除き再投票を行う。

3 前項の方法を2回繰り返すも当選者を決めることができないときは、3回目以降について、当選者の倍数まで第2回目の投票結果の上位者により、得票数が2分の1以上に達するまで再投票を行う方法を採用することができる。

第3章 委員会制度

第6条（大会常設委員会の種別及び主たる取扱い事項） 大会の常設委員会の種別及び主たる取扱い事項は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ①大会報の発行
- ②本教会内の交わり及び親睦に関する事
- ③大会開催準備及び運営補助に関する事
- ④本教会の歴史編纂に関する事
- ⑤HP開設準備に関する事
- ⑥日本長老教会ウェブサイトの管理運営に関する事

(2) 財務委員会

- ①大会会計に関する歳入・歳出及び決算に関する事
- ②財産の管理・運営に関する事

(3) 厚生委員会

- ①牧師の給与水準の設定及び維持に関する事
- ②教師の医療保障、退職金及び年金等厚生に関する事
- ③教師の退職後の処遇に関する事
- ④結婚に関する情報の収集、保管及び提供に関する事

(4) 憲法委員会

- ①本教会憲法に関する事
- ②その他本教会諸法に関する事
- (5)国内宣教委員会
 - ①国内宣教に関する事
 - ②国内宣教主事に関する事
 - ③教師の育成に関する事
 - ④会堂土地購入基金に関する事
- (6)海外宣教委員会
 - ①宣教師の派遣に関する事
 - ②海外宣教支援協力に関する事
- (7)渉外委員会
 - ①超教派及び他教派との交わりに関する事
 - ②外国の宣教団体及び教会との交わりに関する事
 - ③宣教協約に関する事
- (8)教育委員会
 - ①本教会の出版物に関する事
 - ②信徒リーダー育成に関する事
 - ③大会研修会に関する事
 - ④各中会に共通する教会員の教育に関する事
- (9)社会委員会
 - ①ヤスクニと平和に関する事
 - ②共に生きる働きに関する事
 - ③自然災害への対応に関する事
 - ④慈善運動・働きに関する事
- (10)委員推薦委員会
 - ①大会の常設及び特設委員会の構成員の推薦に関する事
- (11)大会事務運営委員会
 - ①大会事務運営に関する事

第7条（中会常設委員会の種別及び取扱い事項） 中会常設委員会の種別及び主たる取扱い事項は、次のとおりとする。

- (1)厚生委員会
 - ①教師の福祉及び厚生に関する事
 - ②牧師の招聘条件に関する事
- (2)伝道委員会
 - ①中会の伝道計画に関する諸事項
 - ②第二種地区教会の設立に関する事
 - ③教会主事に関する事
- (3)教育委員会
 - ①教会学校に関する諸事項
 - ②教会学校及び青少年（小学生から高校生まで）のキャンプの企画と実施

- ③信徒の修養会の企画と実施
- ④神学教師に関すること
- ⑤その他中会が必要と認めた事項
- (4) 教師試験委員会
 - ①教師候補者及び教師試験の指導
 - ②教職試験の実施に関する事項
 - ③長老研修の企画に関すること
- (5) 委員推薦委員会
 - ①中会の常設及び特設委員会の構成員の推薦に関すること

第4章 大会会議における国家に関する世俗的事柄の取扱

第8条（国家に関する世俗的事柄の議案提出） 政治基準各則第88条の2第3項に基づいて大会会議に議案を提出するときは、提案者は当該議案が同項の定める例外的場合に該当する理由を付することを要する。

第9条（国家に関する世俗的事柄の議案審議） 前条により議案が提出されたとき、大会会議は政治基準各則第88条の2第3項に定める例外的場合に該当するかについてまず審議する。大会会議が、同項の定める例外的場合に該当することを決議した場合に限り、大会会議は当該議案の内容について審議することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この政治基準細則は、大会の決議による中会再編成実施の日から施行する。
（1999年5月3日）
- 2 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2000年11月24日）
- 3 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2004年11月23日）
- 4 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2005年11月23日）
- 5 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2007年11月24日）
- 6 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2013年11月23日）
- 7 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2015年11月23日）
- 8 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2016年11月23日）
- 9 この政治基準細則は、大会会議終結の日から施行する。（2018年11月24日）

日本長老教会 礼拝指針

2002年11月22日 施行

1章 公的礼拝の原理

1-1(公的礼拝の原理) 公的礼拝の諸原理は、聖書からのみ引き出される。

1-2(公的礼拝の意義) 公的礼拝の意義は、三位一体の神がご自身の契約の民に出会われることにある。

1-3(公的礼拝の目的) 公的礼拝の目的は、神の栄光のために、聖徒を完成に至らせ、世にある選びの民を教会に加えつつ、キリストのからだである教会を建て上げることにある。

1-4(公的礼拝とキリスト) 公的礼拝においては、礼拝者は、自分たちが神の御前に近づくための唯一の仲保者であるキリストに信頼し、キリストを公的礼拝を支配する教会のかしらとしてほめたたえ、キリストへの信仰と希望と愛を表現し、礼拝をささげる。

1-5(公的礼拝と神) 神は万物の創造主であり、初めであり終わりであるので、公的礼拝は、神のものであり、神によってなされ、神に至る。

1-6(公的礼拝と聖霊) 公的礼拝は、御霊とみことばによってなされる。公的礼拝をささげるときには、聖霊によって新しくされた心を持つ者が、形式主義と偽善を排し、神を恐れ自らをささげるのにふさわしい者とならなければならない。

1-7(公的礼拝の自由と秩序) 主イエス・キリストは、公的礼拝に定まった様式を命じることはせず、礼拝にいのちと力が満ちるために大きな自由を教会に与えている。しかし、公的礼拝においては、神のみことばの規準が守られ、主の御霊の自由のうちに、すべてのことが秩序を保ちつつ、簡素、威厳、聖さ、美しさをもって神にささげられる。

1-8(公的礼拝と神の民) 公的礼拝は、契約の民、すなわち、キリストのからだとして一つとなった聖徒たちによって行われる。

1-9(公的礼拝と喜び) 公的礼拝に臨む神の民は、深い畏敬を覚えつつ神のもとに来るだけでなく、大いなる救いのゆえに、感謝して神の門に進み、喜びをもって神の庭に入る。

2章 主の日の聖別

2-1(主の日の準備) 主の日を覚え、そのために前もって備えることは、すべての信徒に求められている。聖書が要求する安息日の聖別が妨げられないよう、この世のすべての働きを整理する。

2-2(終日の聖別) 主の日を、終日、主に対して聖く守り、礼拝、安息とあわれみのわざのために用いることが求められている。したがって不必要な労働と、この日の聖さにふさわしくない娯楽はさしひかえる。

2-3(聖別が困難な人への配慮) 公的礼拝と安息日の聖別が困難な人々を覚えて祈り、励まし、助けるように努める。

2-4(公的礼拝への準備) 信徒とその家族は、公的礼拝における神との交わりを行うための準備として、自分と他の人のため、特に説教者とその奉仕のために祝福を祈り、聖書を読み、みことばに基づいて瞑想をする。

3章 公的礼拝の秩序

3-1 (礼拝出席) 公的礼拝のすべての要素が礼拝を構成しているので、礼拝者は定刻までに着席する。また、礼拝者は祝祷が終わるまではみだりに席を離れない。

3-2 (礼拝前の態度) 礼拝者は、礼拝にふさわしい服装に整え、礼儀正しく敬虔な態度で着席し、説教者と他の奉仕者、出席者および礼拝に出席できない人、また自分自身のために黙祷をささげ、開会を待つ。

3-3 (礼拝中の態度) 礼拝が始まったら、礼拝者はみな、公的礼拝の場にふさわしく敬虔な思いで臨む。

3-4 (子どもとの礼拝) 家族一同が神の家で共に礼拝することが重要である。そのために子どもたちも親とともに礼拝に列席する。

4章 聖書の公的朗読

4-1 (礼拝行為としての朗読) 礼拝における聖書の公的朗読は、神が直接会衆に語りかけるものであり、公的礼拝の最重要な一部分であるので、みことばの宣教にたずさわる者がこれに当たる。聖書の正典を繰り返し朗読することは、人々が聖書全体をよりよく知るために有益である。

4-2 (朗読範囲) 朗読の範囲は、教師の判断に任される。範囲の決定にあたっては、他の礼拝の要素と調和するように、時間の配分を考慮する。

4-3 (会衆の態度) 会衆は、御霊に信頼し、朗読されるみことばに心を傾けて聴く。

5章 公的祈り

5-1 (開会閉会の祈り) 開会の祈りでは司会者は、大祭司としてのキリストへの信頼を告白し、聖霊のご臨在と導きを求める。通常、公的礼拝は祝祷をもって閉じる。

5-2 (説教前の祈り) 説教の前に、次の要素を含む祈りをささげる。

頌栄

感謝

罪の告白

祝福を求める願い

とりなし

5-3 (説教後の祈り) 説教の後の祈りは、通常、説教の内容に関連させる。

5-4 (その他の祈り) 公的礼拝においてささげられる。その他すべての公的祈りは、その場にふさわしいものとする。

5-5 (祈祷者の心構え) 教師は、説教と同様、公的祈りのためにも準備する。教師は聖書に精通し、祈りに関する最良の文書を研究し、瞑想により、また神との交わりの生活によって、祈りの精神と賜物とを受けると励む。さらに、公的礼拝において祈りをささげるときには、心を静め、思いを整え、品位と礼節をもって礼拝者の益となるように、この務めを果たす。その他、公的祈りをささげる者も、同じ心構えで祈りのために準備する。

5-6 (会衆の態度) 公的祈りの間、会衆はいつも敬虔な態度を保ち、心を祈りに集中する。

6章 みことばの説教

6-1 (説教の重要性) みことばの説教は、人を救い、聖徒を養い育て、キリストのからだである教会を建て上げるために、恵みの手段として神が定められたものである。それゆえ説教者も会衆も慎重な態度でこれに参加する。説教者は、真理のことばを正しく教え、恥じるところのない働き人として専心これに当たる。

6-2 (説教と聖書) 説教の目的は、聖書を説き明かし、それを会衆に適切に適用することである。説教に使われる聖句の長短は、説教者の判断に任される。聖句は、単に標語としてのみ使用しないで、説き明かされることが必要である。

6-3 (説教者の心得) 聖書はキリストをあかししているので、説教者は不謹慎な自己主張に陥ることを避け、キリストをあかししなければならない。また、神のご計画の全体を余すところなく伝えるために、絶えざる研究・瞑想・祈りをもって説教を慎重に準備する。説教者は、福音の単純性を保ち、すべての人々に理解されることばで語る。また説教者は、自己の生活によってその説教する福音をあかしし、ことばと行いにおいて信者の模範となる。

6-4 (会衆の心得) 会衆は、説教を聴くにあたり、よく備え、御霊に信頼して聴き、信仰・愛・柔和をもって、明らかにされた真理を神のみことばとして受け入れる。また、聴いた説教を聖書によって調べ、それについて瞑想し、語り合い、心にたくわえて生活の中でその実を結ぶことが求められる。

6-5 (説教の時間) 公的礼拝においては、会衆が礼拝のすべての行為に参加することが重要である。説教者は、祈りと賛美を妨げる長い説教を慎み、礼拝の各部分が均衡を保つように配慮する。

7章 洗礼と礼典への受け入れ

1節 幼児洗礼

7-1-1 (契約の子の特権) 親と子に対する神の恵みの契約に基づいて子に洗礼を授けさせることは、子の特権であり親の義務である。洗礼は不必要に引き延ばされてはならない。

7-1-2 (誓約者) 子の洗礼にあたって親または他の責任者は、あらかじめ小会に申し出て試問を受け、洗礼式で誓約する。洗礼式は、通常、教会の公的礼拝において執行される。

7-1-3 (洗礼の教え) 教師は、洗礼を準備するにあたって、この礼典の制定、性質、効用、目的についてみことばに基づいて、次のことを教えなければならない。

(1) 洗礼は、私たちの主イエス・キリストによって制定された。

(2) 洗礼は、恵みの契約のしるしであり、私たちがキリストと結合されたこと、新しく生まれていること、罪を赦されていること、子とされていること、永遠のいのちを与えられていることのしるしである。

(3) 洗礼における水は、私たちの原罪と現実罪のすべての罪責を取り去るキリストの血と、私たちの罪をきよめ、罪の支配から解放してくださる御霊を表す。

(4) 水を注いだり、振りかけたり、沈めたりすることは、キリストの血によって罪をきよめられることと、キリストの死と復活にあずかって新しいいのちによみがえることを示す。

(5) この約束は信者とその子どもに与えられている。また、新しい契約は、古い契約と本質的に同一であり、神の恵みと信者の慰めは古い契約におけるよりも豊かである。信者の子どもは、新しい契約の祝福と、そのしるしおよび教会の外的特権にあずかる権利を持っている。

(6) 契約の主であるイエス・キリストは、みもとに来た子どもを受け入れ、抱き、祝福して、「神の国はこのような者のものである」と言われた。

(7) 信者の子どもは、世と区別された者として、洗礼によって見える教会に受け入れられる。

(8) 信者の子どもは、神の契約の約束によって、契約の子として生まれてくるので、洗礼以前に契約的にきよい。それゆえに洗礼を授けられる。

(9) 洗礼の恵みは、洗礼が執行されるときだけに限定されるのではなく、私たちの全生涯に及ぶ。また、洗礼なしには幼児が滅びに至るかのように考えるべきではない。

(10) 信者の子どもは、それが神の契約の規定であるので、洗礼を授けられて契約の共同体である教会に受け入れられる。しかし、その一員であり続けるためには、それだけでは十分ではない。子どもは分別のつく年齢に達したときには、自らの罪を悔い改め、キリストへの信仰を公に告白するとともに、御霊の導きに信頼し、主のみこころに従って歩むことによって、神の契約の祝福にあずからなければならない。

7-1-4 (勸め) 教師には、洗礼に関して正しく信徒を教えることが求められている。教師は、すべての者が、神との契約に反する罪を悔い改め、契約の主の真実さに対する信仰を働かせるために、洗礼を思い起こすよう勧める。また、教師は、親が洗礼において与えられた恵みを熟考し、子どもを主の養育と訓戒の中で育てるよう勧める。

すなわち、

(1) 神のみことばを読むように子どもに教える。

(2) 聖書の基本的教理を子どもに教える。それは、旧新約聖書に示されており、ウェストミンスター信仰告白および大小教理問答に十分に要約されている。

(3) 子どもとともに、また子どものために祈る。

(4) 子どもに対して、信仰と生活の模範を示し、神の定めたすべての手段によって、主の養育と訓戒の中で子どもを育てるよう努める。

7-1-5 (誓約) 洗礼式において、教師は、次のような誓約を求める。

(1) あなた(がた)は、あなた(がた)に与えられた幼子が恵みによる契約の子であることを信じますか。

(2) あなた(がた)は、幼子に、イエス・キリストの血による罪の贖いと、聖霊による新生の恵みが必要であることを認めますか。

(3) あなた(がた)は、自分の救いのためにイエス・キリストに依り頼むように、幼子の救いのためにも、唯一の救い主イエス・キリストに依り頼みますか。

(4) あなた(がた)は、神の恵みに依り頼み、幼子の前に敬虔の模範を示し、幼子とともに、また、幼子のために祈り、教理を教え、みことばに基づく主の薫陶と訓戒のうちに幼子を養育するよう努めることを約束しますか。

7-1-6 (授洗) 誓約の後、教師は祝福を祈り、受洗者の名を呼び、「父と子と聖霊の御名によって洗礼を授ける。アーメン」と言って洗礼を授ける。このほか、どのような儀式も付加してはならない。

7-1-7 (授洗者) 洗礼は、どのような場合も、神の奥義の管理者として召された教師によってのみ授けられる。

2節 信仰告白

7-2-1 (教会の配慮) 神の契約のうちに生まれ、洗礼を授けられて見える教会に受け入れられた子は、教会の配慮のもとにおかれる。教会は、契約の子に対して、神を愛し、主イエス・キリストに従い仕えるように教える。また、教会は契約の子が分別のつく年齢に達したときに、自分が生まれながらの特権によって教会の会員であること、および自分の信仰によってキリストを受け入れ、告白し、陪餐への認可を願うことが特権であり義務であることを思い起こさせる。

7-2-2 (試問) 契約の子がいつ分別のつく年齢に達するか、その時期は一律には決定できない。その判断は小会に任される。

小会は、信仰告白志願者の信仰上の知識と敬虔について試問する。

7-2-3 (誓約) 信仰告白式は、通常、教会の公的礼拝において執行される。

(1) そのとき、教師は次のように述べる。

「小会は、幼児洗礼を受け、契約の子として成長した()兄弟(姉妹)を、信仰の知識と敬虔について試問し、この兄弟(姉妹)が今や聖餐に表されている主と聖徒との交わりにあずかる特権と責任を持つにふさわしいことを、認めました。」

(2) 教師は、信仰告白をする者に対して、次のように述べる。

「あなたは、次の信仰を告白し、誓約をすることが求められています。」

1) ()兄弟、()姉妹、あなた(がた)は、天地の創造主なる生ける神のみを信じますか。

2) あなた(がた)は、自分が神の御前に罪人であり、神の怒りに値し、神のあわれみによらなければ、望みのないことを認めますか。

3) あなた(がた)は、主イエス・キリストを神の御子、また罪人の救い主と信じ、救いのために、福音において提供されているキリストのみを受け入れ、この方のみにより頼みますか。

4) あなた(がた)は、聖霊の導きに信頼し、キリストのからだなる教会の一員にふさわしく生きることを決心しますか。

5) あなた(がた)は、神の栄光を現わすために、最善を尽くして教会の礼拝を守り、奉仕し、教会を維持することを約束しますか。

6) あなた(がた)は、日本長老教会の政治と戒規に服し、その純潔と平和のために努めることを約束しますか。

3節 成人洗礼

7-3-1 (試問) まだ洗礼を受けていない者は、恵みの契約に基づいて、信仰を告白し、洗礼を受けることにより、見える教会の一員となり、主の晩餐にあずかる者となる。

洗礼を希望する者は、信仰上の知識と敬虔について小会の試問を受ける。小会の承認を得た後、通常、教会の公的礼拝で、その信仰を告白し、洗礼を受ける。

7-3-2 (誓約) 洗礼のとき、教師は次のように述べる。

「小会は、信仰上の知識と敬虔について慎重に試問し、この兄弟(姉妹)を教会の交わりに受け入れることを認めました。」

続いて教師は次の誓約を求める。

「今ここに、洗礼を志願するあなたは、次の信仰を告白し、誓約をすることが求められています。これにより、あなたは神と教会とのおごそかな契約に入れられるのです。」

この際の誓約は、7-2-3による。

8章 主の聖晩餐

8-1 (時機) 教会は、主の晩餐と呼ばれる聖餐を守る。小会は、教会の建徳のために判断して、それを行う時機を決定する。

8-2 (準備) この礼典を執行するにあたっては、陪餐者が聖餐の意義を踏まえ、ふさわしい準備をして陪餐できるよう予告する。

8-3 (制定のみことば) この礼典を執行するときには教師は、福音書の該当箇所またはコリント人への手紙第一11章からのみことばを読み、必要に応じて説明して、次のことを教える。

(1) 聖餐は、キリストが制定された新しい契約の礼典である。

(2) 聖餐は、キリストが再び来られるときまで主の死を告げ知らせるために、キリストを覚えて行う。

(3) 聖餐は、契約の主であるキリストが用いてくださる恵みの手段である。これによって、キリストは、ご自身の民が、御霊によって栄光のキリストに結び合わされていることと、キリストにあってお互いの交わりに入れられていることを確信させてくださる。そして、ご自身の民を、キリストとの神秘的結合がもたらす祝福によって成長させてくださり、主への愛と信仰と主の民への愛とを熱心に燃やし、罪との戦いにおいて強め、艱難のもとで支え、義務の遂行へと励まし、良心の平安と永遠のいのちへの望みにおいて確かなものとしてくださる。

8-4 (陪餐への招き) 教師は、自己の罪を悔い、救いのために主イエス・キリストに信頼し、キリスト者としてふさわしく生きることを願うすべての陪餐会員を、聖餐にあずかるように招く。この礼典は主の定めによって聖徒の交わりを表わすものであるから、教師は、列席している他教会の陪餐会員をも招く。

8-5 (配餐) 陪餐者は秩序正しく敬虔な思いをもって集まり、配餐奉仕者も秩序正しく敬虔な思いをもって位置につく。そこで教師は、感謝をもってパンと杯を聖別する祈りをささげ、分配する。

8-6 (陪餐の態度) 聖餐の二品が分配されている間、陪餐者は主と交わり、みことばについて黙想し、感謝や祈願をささげるようにする。

8-7 (陪餐感謝) 聖餐は感謝の祈りをもって終わるが、賛美の歌と祝祷を加えてもよい。

9章 賛美の歌

9-1 (礼拝行為としての賛美の歌) 神を賛美することは、神の民の特権であり義務である。したがって賛美の歌を歌うことは、公的礼拝の重要な部分である。

9-2 (賛美の態度) 賛美の歌は、歌詞を理解し、礼拝の精神を持って歌う。全会衆がこの礼拝行為に参加できるように、十分に配慮することが望ましい。

9-3 (歌の選択) 教会に与えられた歴史的財産としての賛美の歌を尊重しつつ、新しい歌や詩篇も歌うことが望ましい。しかし、歌の選択にあたっては、みことばに基づいており、礼拝の精神と一致するものであるように留意する。

9-4 (指導者と聖歌隊) 賛美の歌唱指導は、小会の判断に任される。小会は、歌唱指導者を選任するにあたり、その人の人格と資質を考慮する。また、聖歌隊の賛美が会衆の賛美に取

って代わってはならない。

9-5 (賛美の時間) 公的礼拝での賛美にあてられる時間の長さは、教師の判断に任される。会衆が賛美の歌を歌うことは、大いに奨励される。

10章 ささげ物による神礼拝

10-1 (献金の精神) 天と地をお造りになった神は、私たちを含めて万物を所有しておられる。また、私たちは、主イエス・キリストのいのちの代価をもって買い取られて、主の所有の民としていただいている。さらに、神は、私たちに、ご自身がお造りになった世界を治める使命をゆだねるとともに、そのために必要な賜物と支えを備えてくださっている。

これらのことを感謝するとともに告白し、すべてを神にささげることの具体的なしるしとして、喜びを持って収入のうちから一定のものを区別し、キリストの御名によって、直接的に神にささげる。そのようにして神を礼拝することが、私たちの公的礼拝において求められているささげ物の基準として、モーセの律法の下では「十分の一」が規定されていたが、恵みがより豊かに注がれている新しい契約のもとでは、より豊かな感謝とともに、古い契約の下での「十分の一」に勝るものをささげるように心がける。また、直接的には主にささげないものも、主からゆだねられたものとして、日常の生活の中で神の栄光を現すために使用する。

10-2 (献金の奉仕のわざ) 教会を支えるため、国内国外の福音宣教のため、また貧しい人々の救済のために、規則正しく、計画的にふさわしい献金をささげることは、主からの祝福に満ちた奉仕のわざである。また、献金は、感謝と献身の表れでもあり、神を礼拝する行為として公的礼拝中の適当なときに行われるようにする。

10-3 (献金の祈り) 献金は、感謝と献身の祈りをもって神にささげられる。

11章 祈りのための諸集会

11-1 (祈りのための諸集会の指導) 祈りのための諸集会は、小会の指導の下に、できるだけ定期的に守り、牧師、長老、または小会の選んだ者が指導する。

11-2 (祈りのための諸集会の内容) 祈りのための諸集会の内容は、通常、祈り、賛美、聖書朗読、教えまたは勧めである。また、聖書や教理問答書などの学びによっても実り豊かにされる。牧師と小会は、とりなしの祈りに重きをおきつつ、主の祈りの精神にそって、霊的で、生き生きとした集会にするように努力する。

11-3 (祈りのための諸集会参加への奨励) 小会は、教会員に老若を問わず祈りのための諸集会に参加し、積極的に祈るよう奨励する。

12章 断食と感謝の日

12-1 (根拠) 断食の日と感謝の日を神の摂理と導きによって守ることは、聖書的であり、理性にもかなっている。

12-2 (範囲) 断食の日と感謝の日は、個々の信者・家庭・特定の教会・近隣諸教会・中会内の全教会、大会内の全教会などによって守られる。

2 これらの日の選定は、それぞれの個人・家庭・小会・中会・大会の判断に任される。

12-3 (断食の日および断食の方法) 断食の日には、この日を守ることを必要とした事柄について、普段よりも熱心に祈り、自覚した罪を悔い改める。

2 断食は、水分を除くすべての食を断つことによって行われる。

1 2 - 4 (感謝の日) 感謝の日には、この日を守ることを必要とした事柄について、普段よりも熱心に賛美し、その事柄にふさわしく感謝をささげる。しかし、その喜びが度を過ぎて、敬虔な精神を失わないことが求められる。

1 3 章 結婚および結婚式

1 3 - 1 (結婚の意義) 結婚は、神が人をご自身のかたちに、また、男と女にお造りになったことから出ている。結婚のきずなは、神のかたちとして人格的に成熟した男女の愛によるもので、神と人間、契約の主とその民の関係を映し出す。また、これによって生み出される家庭は、人間の社会の基本的な単位である。人類は、神の祝福の下に、最初の男女から増え広がって、地を満たし、歴史と文化を築いてきた。

人類の墮落によって結婚の本来の姿は損なわれたが、神は、なおも一般恩恵によって、人に慰めをもたらす社会を支えるものとして、また、人類が歴史と文化を継承するための基本的な手段として、結婚を用いておられる。

神は、キリストの贖いのみわざを通して、結婚の本来の姿を回復してくださっている。キリストにあって結ばれた男女は、この世にあってキリストと教会の関係を映し出しつつ、主の祝福の下に、世の終わりの完成の時に至るまで、新しい契約の民の歴史を築く使命に参与する。

1 3 - 2 (結婚の制定) 結婚は、礼典ではないが、神が定められた制度である。国家が法律を作り、社会の秩序と福祉のために結婚を規制するのは正しいことである。

1 3 - 3 (キリスト者の結婚) キリスト者は、キリスト者同士が主において結婚する。それゆえ、結婚するにあたっては、教師または教師試補が司式をし、結婚について教え、適切な祈りをささげるようにすべきである。

1 3 - 4 (一夫一妻) 結婚は、神のみことばに従って、一人の男子と一人の女子の間になされるものである。

1 3 - 5 (結婚の準備) 結婚する両者は、牧師またはその他の適切な人から、結婚と家庭について、主の教えを中心として学ぶとともに、交わりをきよく保ち、祈りをもって、結婚の日を待ち望むべきである。

1 3 - 6 (親の配慮) 親は、本人の意志に反して結婚を強制してはならず、また、正当で重大な理由なしに反対してはならない。

1 3 - 7 (公共性) 結婚は、公共性を有し、社会の秩序と安寧、家庭の幸福、教会の社会的信用に深い関係がある。それゆえ、あらかじめ結婚式を公表する。教師は、当事者たちが神の律法と国家の法律にそむかないように注意し、また家庭の平和のために正当な反対のないことを確認する義務がある。

1 4 章 家庭における信仰生活

1 4 - 1 (個人礼拝) 信者は、公的礼拝のほかに、個人的に神を礼拝することが求められている。信者は、日々時をさいて主の前に静まり、祈り、聖書を読み、黙想し、悔い改めをし、恵みを確認する。

1 4 - 2 (家庭礼拝) 家庭礼拝は、キリスト者家庭の特権であり義務であって、賛美、聖書朗読、祈りなどからなる。

1 4 - 3 (家庭教育) 親は、子どもなどを神のみことばとその原理に立って教える。聖書や信仰の良書を読むことを勧め、信仰教育のためのあらゆる機会を用いる。

1 4 - 4 (生活の模範) 親は、家族の前に信仰と生活の模範を示す。主の日の過ごし方には特に注意し、不必要な娯楽や家庭の霊的生活に有害な行動にふけることは避ける。

1 4 - 5 (教会との協力) 親は、信仰教育の任務を果たすにあたって、教会学校や礼拝への出席の模範を示すこと、子どもの教課の準備を助けること、福音の教えに従って生活するよう指導することなどにより、教会と協力する。

1 5 章 病人への訪問

1 5 - 1 (訪問の招請) 牧師は、その責任をゆだねられた人々を、公的に教えるだけでなく、その一人一人を特別に、戒め、勧め、責め、慰めるためにも立てられている。それゆえ、病人が牧師や長老の訪問を招請することが勧められる。

1 5 - 2 (訪問の責務) 牧師および長老が病人を訪問することは、彼らに与えられた牧会の責務である。牧師は、長老とともに、柔和と愛のうちに、その病人の信仰状態などを把握し、十分な配慮をもって、ともに神を礼拝し、病人が神の恵みの御手に支えられるように祈り、聖書のみことばによって霊的な助けと導きを与える。

1 5 - 3 (病床聖餐式) 公的礼拝の外での個人的聖餐は、慎まねばならないが、病床に伏し公的礼拝での聖餐式に列席できない病人のために、病床聖餐式をすることができる。その際には、教会の交わりを代表する長老などが列席する。

1 5 - 4 (祈りと通知) 信仰による祈りの力は大きい。それゆえキリスト者は、お互いの間に病人がある場合、その病人が神の恵みの御手に支えられるように懇願し、回復への適切な手段の上に神の祝福があるように祈る。また、牧師、長老、執事、信者がともに病人のために祈り、配慮することができるように、お互いに知らせ合う。

1 6 章 死者の葬儀

1 6 - 1 (目的と内容) 葬儀は、神への礼拝、遺体の葬り、地上に残された者への慰めのためにある。葬儀は、通常、教師または教師試補によって次のように行われる。

(1) ふさわしい賛美の歌を歌う。

(2) 適切な聖句を朗読して説教する。

(3) 特に遺族を覚えて、彼らが悲しみにあって支えられ、慰められ、また励まされて霊的に益を受けるように、神の恵みを祈り求める。ただし、死者礼拝など異教的習慣は避けつつ簡潔に行う。

1 6 - 2 (埋葬など) 遺体または遺骨は、法律に従って復活の望みを持つ者にふさわしく、丁重に扱い、埋葬などをする。

1 7 章 教会教育

1 7 - 1 (教会教育の目的) 教会教育の目的は、契約の子への訓育、成人会員への教育を通して、キリスト者の霊的成長と信仰の完成を目指すものである。さらにそれは、未信者と未信者の子どもへの教育的伝道も目的とする。それは主イエス・キリストにおいて啓示された創造主なる神への信仰、主また救い主としてのキリストに対する告白、キリストとの交わり、キリ

スト者生活への献身、教会の活動への参与などによって達成される。

17-2 (教会教育の働きの種類) 教会教育は、主の日の礼拝、祈り会などと合わせ、主の日を中心に行われる教会学校、各種の聖書学校・キャンプ・修養会などの訓練会を通して行われる。対象者が契約の子の場合は親はその子どもを励まし、それに参加させるよう努める。また、成人会員の場合は自ら積極的に参加し、その恵みにあずかる機会をつくりだすように努める。

17-3 (教育の監督と責任) 小会は、すべての教会の教育活動を掌握し、監督する。また、必要に応じて教案の整備と教会学校・聖書学校などの必要な働きを組織し、責任者および教師を任命する。小会は、教育状況とその必要について常に報告を受け、その活動に必要なものを整えるように配慮する。教育を担当する長老は、牧師とともに、小会に対し教会教育の責任を負う。

17-4 (教会学校の働き) 教会教育の中心は、毎週行われる教会学校であり、その働きは礼拝・教育・交わり・献金および奉仕である。教会学校は、主の日の公的礼拝に結びつくよう配慮されるべきであり、教会学校の礼拝を主の日の公的礼拝に代えてはならない。

17-5 (教会教育教師の資質と訓練) 教会教育は、教会教育を担う教師の人格と資質に負うところが大きい。小会は教師を教会員の中から、信仰歴、動機、教育的理想、教育技術、キリスト者としての品性などを考慮し、認定および任命する。教師は、召命を確信し、教育方針に忠実であり、教える者にふさわしく生活を整え、周到な準備をする。その働きのため教師には一定の訓練が要求され、またそれを受ける機会が備えられ、それに参加する。

17-6 (教案の内容) 教会教育の主要な教科書は、聖書とウェストミンスター信仰告白ならびに大小教理問答書であり、すべての教育課程の中心である。その教案は、霊的生活、伝道、キリスト者の訓練、キリスト教的生活管理(スチュワードシップ)、またキリスト教的社會奉仕などのために適切な信仰教育を施すよう編成される。校長は、牧師とともに、小会に対し教会学校の教案について責任を負う。

附 則

(施行期日)

- 1 この礼拝指針は、大会会議終結の日から施行する。(2002年11月22日)

日本長老教会 訓練規定

2004年11月23日 施行

第1章 教会訓練の本質と目的

1-1 (教会訓練の本質) 教会における訓練（以下「教会訓練」という）は、歴史の主である栄光のキリストから委ねられた、あらゆる国の人々を主イエス・キリストの弟子とするという使命を果たすためになされる。そのため、すべての訓練は、世の終わりまで御霊によってご自身のからだである教会にご臨在される栄光のキリストの御名によってなされる。

1-2 (教会訓練の目的) 教会訓練は、教会のかしらである栄光のキリストが、父なる神のみこころにしたがい、御霊のお働きによって、ご自身の民を養い育ててくださる恵みにあずかることである。主イエス・キリストは、ご自身の御名によってなされる教会訓練をとおして、教会をご自身のからだとして建て上げてくださるとともに、訓練にあずかる一人一人をご自身のかたちに似た者となるように育ててくださる。教会がキリストのからだとして建て上げられ、それに連なる者が栄光のキリストのかたちに似た者となることによって、父なる神の恵みに満ちた栄光が現されるようになる。

1-3 (恵みの手段の活用) 栄光のキリストは、父なる神のみこころにしたがい、御霊によって、ご自身のからだである教会を聖く傷のないものとして御前に立たせてくださり、教会に連なる一人一人を御前に聖く傷のない者としてくださるためのお働きをなしておられる。主イエス・キリストはそのために恵みの手段として、みことばと聖礼典を地上の教会にお与えになった。教会訓練は主から与えられた恵みの手段を、主への信頼に基づく祈りとともに用いることによってなされる。

1-4 (霊的な性格) 教会訓練は、キリストのからだである教会にご臨在され、主から与えられた恵みの手段を生かしてくださる御霊のお働きに信頼してなされる。その意味で、教会訓練は霊的なものである。

1-5 (自由の原則) 教会訓練においては、それにあずかる者の良心の自由が守られなければならない。したがって、教会訓練は福音のみことばに基づいてなされ、訓練にあずかる者が福音のみことばを理解し悟ることによって主に従うようになることが大切である。

1-6 (愛の原則) 教会訓練は、キリストのからだである教会に加えられているすべての者が、神の子どもの自由にあって、かしらであるキリストの戒めにしたがって互いに愛し合うことの中でなされる。

栄光のキリストはご自身のからだである教会に連なる者たちに、さまざまな賜物を与えてくださっている。主の民は主が与えてくださった賜物をもって主に仕えるとともに互いに仕え合うことの中で、愛を具体的に表わす。これによって、愛のうちに、それぞれがキリストのかたちに似た者に成長するとともに、キリストのからだである教会が建て上げられるようになる。

1-7 (人格と賜物) 栄光のキリストが与えてくださる賜物は、主の民それぞれがキリストのかたちに似た者に成長するとともに、キリストのからだである教会が建て上げられるようになるための手段であって、賜物をもつこと自体が目的ではない。主の民が賜物をもって互いに仕え合う愛の実践をとおして、それぞれがキリストに似た人格として成長し、キリストのからだである教会を建て上げるとともに、愛と恵みに満ちたキリストの栄光を映し出すことが目的

である。

1-8 (秩序と賜物) 教会の役員として立てられた者たちは、主がご自身の民に与えてくださっているさまざまな賜物が、キリストのからだである教会の中で活かされるように配慮する。同時に、主の民は、主から委ねられているさまざまな賜物を、教会の役員たちが主のみことばに基づき、牧会的な配慮のもとに立てた方針や具体的な計画と調和する形で用いなければならない。

1-9 (罪の現実) この世にある主の民は主の完全な贖いの恵みのうちに保たれているが、なおも自らのうちに罪の性質を宿しており、しばしば罪を犯す。教会訓練は、主の贖いの恵みによって、この現実にも備えるものでもある。

1-10 (霊的な戦い) 「最初の福音」(創世3:15)が霊的な戦いの文脈で与えられ、約束の贖い主が公生涯の初めにまず悪魔と対決されたことに見られるように、主の贖いの御業は霊的な戦いの中で成し遂げられた。栄光のキリストの主権の確立は暗やみの力に対する勝利を告げるものである。しかし、地上の教会は常に暗やみの力の働きにさらされている。

教会訓練は、霊的な戦いに備えるものとしての意味をもっている。教会訓練は、霊的な戦いの状況にあってさまざまな試練を経験する主の民が、真理のみことばをあかしするとともに、愛をもって互いに仕え合うことによって主にある慰めと励ましを受けるためのものでもある。

第2章 教会訓練の諸側面

2-1 (教会訓練の二つの面) 教会訓練には、その積極的な面としての「牧会的訓練」と、消極的な面としての「矯正的訓練」あるいは「裁判的訓練」の二つの面がある。後者は一般に「戒規」と呼ばれるが、それは罪を犯している兄弟(姉妹)を回復するための訓練である。これらは教会訓練という一つのものの二つの面であって、互いに切り離すことはできない。また、1章において表されている教会訓練の本質と目的は、この二つの面のどちらにも当てはまる。

2-2 (教会訓練にあずかる者) 御父、御子、御霊の御名によって洗礼を受けて、新しい契約の共同体であるキリストの教会の会員となった者とその子どもたちは、かしらであるキリストの恵みに満ちた主権のもとにあって訓練を受ける。

2-3 (自己訓練) まことの牧者にして大祭司であられる栄光のキリストは、みことばと聖礼典とともに働きになる御霊によって、ご自身の主権のもとにあるすべての者を支え導き養ってくださる。これにあずかる者は、自ら、主が与えてくださっている恵みの手段を信仰によって活用し、御霊の導きのもとに、福音のみことばにしたがって、真実な悔い改めと贖い主への信仰によって、聖化の道を歩む。

2-4 (相互の訓練) 新しい契約の共同体である教会に加えられた者は、かしらであるキリストに結び合わされている者として、互いに一つとされている。そして、主の御前に仕える祭司として、主に礼拝をささげるだけでなく、互いに対して祭司としての立場に立たされている。それゆえに、聖徒の交わりをとおして慰めと励ましを受け、とりなしの祈りをもって互いに支え合う。

2-5 (公的な訓練) 教師と長老は、地上の教会における公的な訓練のために賜物を与えられて召されている。教師と長老は、召してくださった方への畏れと、主から委ねられた魂への愛とへりくだりをもって、この任に当たる。

第3章 牧会的訓練の原則

3-1 (目的) 教会のかしらであるキリストは、父なる神のみこころにしたがい、御霊のお働きによって、ご自身の民を養い育ててくださる。牧会的訓練は、まことの牧者である主がご自身のからだである教会を建て上げてくださるとともに、それに連なる者をご自身のかたちに似た者に育ててくださる働きにあずかることである。主はそのために恵みの手段としてのみことばと聖礼典を備えてくださっている。それで、主の訓練にあずかる者は、この恵みの手段を祈りとともに用い、信仰によって自らに当てはめなければならない。

3-2 (自己訓練) 信徒一人一人が恵みの手段としてのみことばに親しみ、みことばを自らの生活に当てはめることは牧会的な訓練の大切な一面である。それは、主の日の公的な礼拝におけるみことばの説教と聖礼典の執行、共同の祈りと奉仕など、新しい契約の共同体としての教会における聖徒の交わりに根差したものとしてなされる。

3-3 (相互の訓練) 主はご自身の民に、ご自身にならって愛し合うようにという新しい戒めを与えられた。主の民は御霊のお導きの下に、ともに主を礼拝し主の晩餐にあずかる者としての交わりを厚くする。また、この主にある交わりのうちで、慰めと励ましを受け、それぞれに委ねられた賜物をもって仕え合い、互いの徳を高めるように努める。

3-4 (公的な訓練) 牧師と長老による公的な訓練は、主の日の公的な礼拝においてなされる福音のみことばの説教と聖礼典の執行を中心としてなされる。これとともに、またこれに基づいて、牧師と長老による訪問や面談などによる交わりをとおして、それぞれの魂にふさわしい導きと励ましと慰めが与えられる。

3-5 (陪餐会員) 小会は聖礼典を福音のみことばにしたがって執行するために、授洗に際して試問を実施する。また、主の晩餐にあずかる者を定期的を確認する。

第4章 矯正的訓練の原則

4-1 (目的) 矯正的訓練は、罪を犯している兄弟(姉妹)を悔い改めに導くとともに、罪を悔い改めた兄弟(姉妹)を主にある交わりに回復するためのものである。それは愛をもって互いに仕え合うことの現れであり、お互いの間で福音のみことばにあかしされている主の恵みを確かめる機会ともなる。

4-2 (主の教え) 主は、マタイの福音書18章15節～20節に記されているみことばにおいて、罪を犯している兄弟(姉妹)を回復するための道筋を示してくださっている。それで、ここに記されている主の教えに沿って罪を犯している兄弟(姉妹)の回復を求めなければならない。

4-3 (主のご臨在) この教えに先立って主はご自身が失われた羊を捜し出される牧者であられることを示しておられる。また、主は、兄弟(姉妹)の回復のために二人または三人が集うところにご自身のご臨在してくださることを約束してくださっている。矯正的訓練は、このまことの牧者であられる主のご臨在を信じ、主に信頼してなされる。

4-4 (赦しの精神) また、この教えに続いて主は、罪を犯した兄弟(姉妹)を限りなく赦すべきことを強調しておられる。矯正的訓練は、ご自身の十字架の死による罪の贖いによって私たちの罪をすべて赦してくださっている主のご臨在の御許で、兄弟(姉妹)に対する忍耐と

愛をもってなされる。

4-5 (自己訓練) 矯正的訓練は、それぞれが主の恵みと御霊の導きによって自らの罪を認めて悔い改めることから始まる。真の悔い改めはイエス・キリストとその贖いの恵みを信じる信仰に至る。そして、この信仰は「愛によって働く信仰」(ガラテヤ5:6)である。主の民は日々に自らを省み、主の約束にしたがって罪を御前に告白し、主が備えてくださる罪の赦しときよめにあずかるとともに、福音のみことばと御霊に導かれて、愛のうちに聖化の道を歩む。

4-6 (二人だけのところで) 兄弟(姉妹)が罪を犯していることが分かった場合には、その兄弟(姉妹)を福音の恵みによって回復するために、主の御名によって遣わされていることを心に留める。自らも罪の性質を宿し罪を犯す者であり、主の恵みによって赦されている者であることをわきまえ、主の御前にへりくだりつつ、兄弟(姉妹)への愛をもって、二人だけのところでその罪を取り上げる。これは忍耐深いとりなしの祈りをもって継続的になされるものである。

兄弟(姉妹)が罪を悔い改めた場合には、主が約束によってその罪を赦してくださっていることをみことばに基づいて告げる。さらに、必要があれば、その兄弟(姉妹)の罪によって損なわれた交わりの回復のための助言と支えを与える。

この問題はこれで終結しているので、兄弟(姉妹)の名誉を守り、罪の事実については口外してはならない。

最初に兄弟(姉妹)を回復するための重荷を与えられた者は、最後まで兄弟(姉妹)の回復のために労する。

4-7 (罪を覆うこと) これは罪を犯している兄弟(姉妹)の罪が放置された場合に、主の愛と恵みを侮るようになり、その兄弟(姉妹)が主のさばきを受けて滅びに至る危険や、キリストのからだである教会に重大な傷を与えることになる危険があるときなどに、主の恵みに信頼して、兄弟(姉妹)を回復するためのことである(ヤコブ5:20)。自分がその罪を赦せばすむと考えられる場合や、すでに兄弟(姉妹)が罪を離れて新しい歩みをしている場合など、そのような危険がないときには、その罪を取り上げる必要はない。「愛は多くの罪をおおう」(1ペテロ4:8)というみことばの教えに沿って対処する。

4-8 (証人を立てる) 忍耐深い説得にもかかわらず、兄弟(姉妹)が罪を悔い改めない場合には、一人または二人の証人を伴って、その兄弟(姉妹)のもとに行く。証人は公正な心をもって双方の言い分に耳を傾けて、罪の事実を確認する。兄弟(姉妹)の罪が確認された場合には、主の御前にへりくだりつつ、兄弟(姉妹)への愛と忍耐をもって、罪を悔い改めて、主の恵みに信頼するように勧める。

兄弟(姉妹)が罪を悔い改めた場合には、主が約束によってその罪を赦してくださっていることをみことばに基づいて告げる。さらに、必要があれば、その兄弟(姉妹)の罪によって損なわれた交わりの回復のための助言と支えを与える。

この問題はこれで終結しているので、兄弟(姉妹)の名誉を守り、罪の事実については、証人も口外してはならない。

4-9 (証人の役割) 一人または二人の証人を立てるのは、兄弟(姉妹)の罪をより客観的に確認し、兄弟(姉妹)を回復するための働きかけを継続するためである。同時に、兄弟(姉妹)を回復するための働きがなされていることを確認し、それでも兄弟(姉妹)がその罪を悔い改めなかったときに、次の段階に進むための証人となるためである。

4-10 (小会への提訴) 証人を交えた忍耐深い説得にもかかわらず、兄弟(姉妹)が罪を悔い改めない場合には、証人とともに、教会の法廷としての役割を果たす小会に提訴する。これをもって、この問題は公的な問題となる。

長老たちは教会のかしらであるキリストから「鍵の権能」を委ねられている者として、この問題を取り上げる。双方の言い分に耳を傾けつつ、必要な調査をもって慎重に事実を確認し、罪の事実が明確になった場合には、長老たち自身が主の御前にへりくだりつつ、兄弟(姉妹)への愛と忍耐をもって、罪を悔い改めて、主の恵みに信頼するように勧める。

兄弟(姉妹)が罪を悔い改めた場合には、主が約束によってその罪を赦してくださっていることをみことばに基づいて告げる。さらに、必要があれば、その兄弟(姉妹)の罪によって損なわれた交わりの回復のための助言と支えを与える。

この問題はこれで終結しているので、兄弟(姉妹)の名誉を守り、罪の事実については、長老たちも口外してはならない。

4-11 (譴責) 小会における長老たちの忍耐深い説得にもかかわらず、兄弟(姉妹)が罪を悔い改めない場合には、小会は、兄弟(姉妹)が犯した罪の性質と程度に応じて、教会の譴責を執行する。その場合に、教会の譴責が、その兄弟(姉妹)が罪を悔い改めて、福音の恵みによって主の御前に回復されるようになるためのものであることを告げる。

教会の譴責については別に定める。

4-12 (例外) 罪を犯している兄弟(姉妹)を回復するためには、かしらであるキリストの教えにしたがって、これらの段階を踏まなければならない。そのすべての過程において、兄弟(姉妹)の名誉が守られなければならない。しかし、緊急に公的な対処を必要とする場合や、すでに兄弟(姉妹)の罪が公になってしまっている場合など、この段階を踏むことができないことがある。その場合には、最初から小会がその問題を取り上げて、公的に対処する。

兄弟(姉妹)の罪が公になってしまっている場合には、小会は、罪を犯している兄弟(姉妹)を主にあって回復することを目的としていることを、その兄弟(姉妹)ばかりでなく、信徒たちすべてに対して明確にする。小会は、すべての信徒に、兄弟(姉妹)への愛と忍耐をもって主の恵みによる回復を祈りつつ兄弟(姉妹)を支えることと、小会に主からの知恵が与えられるように祈りつつ小会を支えることを要請する。

4-13 (管轄権) 矯正的訓練の管轄権、すなわち、罪を犯している兄弟(姉妹)を主にあって回復するために労する特権と義務は、その兄弟(姉妹)が信徒籍を置いている地区教会の小会にある。また、教師に対する矯正的訓練の管轄権は、教会の法廷としての中会にある。

4-14 (教師と長老に対する訴え) 教師や長老に対する提訴は、二人か三人の証人がなければ受理してはならない(1テモテ5:19)。

4-15 (不服と提訴) 小会の裁定を不服とする兄弟(姉妹)は、その裁定についてより上級の教会の法廷としての中会に提訴することができる。

提訴を受けた中会は、事実関係を調査して、提訴を却下するか、裁定に対する再審理を求めることができる。いずれの場合にも、その理由が示されなければならない。

中会の裁定を不服とする小会あるいは兄弟(姉妹)は、その裁定についてより上級の教会の法廷としての大いに上訴することができる。

上訴を受けた大会は、大会議長、書記および総務の合議により、特命委員を任命・派遣する。特命委員会は中会の裁定について調査・検討した上で、調停をはかる。調停が不調に終わった

場合には、上訴を却下するか中会に再審理を求める。いずれの場合にも、その理由が示されなければならない。

特命委員会は、最も近い大会会議において、これらの経緯と委員会の裁定について報告し追認を得る。

中会が特命委員会の裁定を不服として提訴した場合には、大会会議において審議する。重大かつ緊急の事態においては、議長は臨時大会を招集する

第5章 教師に対する提訴

5-1 (提訴) 教師を提訴する者は、二人以上の証人の証言を得て後、小会あるいは中会に提訴する。

小会が提訴を受けた場合には、提訴された事柄を慎重に検討する。小会は提訴された教師に助言や勧告をしたり、問題の調停に当たることができる。十分な理由があると認められた場合には中会に提訴する。中会への提訴をしない場合には、小会に提訴した者と証人にその理由を伝える。中会への提訴をもって、この問題は公的なものとなる。

5-2 (中会会議の招集) 提訴を受けた中会は速やかに会議を招集し、提訴を受けた教師に対する愛と忍耐をもって、提訴に関する審議を行う。中会は、必要に応じて特命委員会を設置して、調査と調停に当たらせ、答申を受ける。最終的な裁定は中会会議において、3分の2の賛成によって決定される。

5-3 (上訴) 中会の裁定に不服がある教師あるいは提訴者は、その裁定に関して大会に上訴することができる。

5-4 (大会の対処) 前項の上訴を受けた大会は、大会議長、書記および総務の合議により、特命委員を任命・派遣する。特命委員会は中会の裁定について調査・検討した上で、調停をはかる。調停が不調に終わった場合には、上訴を却下するか中会に再審理を求める。いずれの場合にも、その理由が示されなければならない。

特命委員会は、最も近い大会会議において、これらの経緯と委員会の裁定について報告し追認を得る。

中会が特命委員会の裁定を不服として提訴した場合には、大会の会議において審議する。重大かつ緊急の事態においては、議長は臨時大会を招集する

第6章 教会の譴責

6-1 (譴責の目的) 教会の譴責の目的は、次の五つである。第一に、罪を犯した兄弟(姉妹)たちを矯正し、回復するため。第二に、他の者たちが同様の罪を犯すことを思いとどまらせるため。第三に、主の契約の共同体を損なうに至る恐れのあるパン種を除くため。第四に、キリストの栄誉と福音に対する告白を擁護するため。第五に、もし神の契約とその証印が、かたくなに罪を犯し続ける者たちによって冒瀆されるままにしておけば、教会に下るであろう神の御怒りを防ぐため。(ウェストミンスター信仰告白30章3項)

これら五つの目的はすべて、罪を犯している兄弟(姉妹)が罪を悔い改め、主の恵みによって、御前に回復されることによって達成されるようになる。しかし、実際には、その兄弟(姉妹)が罪を悔い改めない場合があるので、譴責の目的が五つに区別されている。

6-2 (譴責の執行) 教会の譴責は、教会の法廷としての教会会議が決定し執行する。

教会のかしらであるキリストは、教会を治める長老たちに「鍵の権能」をお与えになった。長老たちは栄光のキリストのご臨在の下で、福音のみことばに基づいてこれを行行使して、前項の目的を達成する。

6-3 (譴責の種類) 教会の譴責には、兄弟(姉妹)が犯した罪の性質と程度に応じて、訓戒、職務の一時的停止、陪餐の一時的停止、職務の剥奪、教会からの除名(陪餐停止)などがある。

6-4 (訓戒) 教会会議における忠告にもかかわらず、罪を悔い改めない兄弟(姉妹)に対して、その罪を悔い改めないことがもたらす危険について論ずるとともに、主の御名によって、警告を与えることである。

6-5 (職務停止) 教会の役員が、教会会議における忠告ないしは訓戒にもかかわらず罪を悔い改めない場合に、その職務を一時的に停止することである。

6-6 (陪餐停止) 教会会議における忠告ないしは訓戒にもかかわらず、罪を悔い改めない兄弟(姉妹)に対して、主の晩餐に陪餐する特権を一時的に停止することである。

6-7 (職務剥奪) 按手を受けている教師あるいは長老が、教会会議の忠告と訓戒にもかかわらず、誤った教えを保持し続けたり、職務を遂行するうえで支障となる重大な罪を犯し続けて、その罪を悔い改めようとしない場合に、その按手を取り消し職務を剥奪することである。

6-8 (除名) 教会員が福音の核心についての誤った教えをかたくなに保持し続けたり、重大な罪を犯し続けて悔い改めることを拒否したりしている場合などに、その会員が、新しい契約の共同体である教会の外にあること、したがって、聖礼典において表示されている恵みにあずかる特権を失っていることを、かしらであるキリストの御名によって宣言することである。

これは、その会員に対する十分な働きかけがなされても回復が見込めず、その会員が主に対する信仰を捨てていると判断される場合にのみ執行される。

教会から除名された者は、再び福音のみことばにあかしされている救いを必要としている。教会から除名された者は、主の晩餐に陪餐することはできないが、礼拝を初めとする教会の諸集会に出席することができる。

6-9 (所属変更・転会) 教会の譴責を告げられた教会員がその譴責の執行を回避するために所属変更願いや他教会への転会願いを提出した場合には、譴責が終了するまでその願いを受理してはならない。

6-10 (譴責の依託) 譴責の下にある教会員が止むを得ない理由によって住居を移した場合には、所属変更や転会を認め、譴責の下にある教会員への譴責と配慮を相手教会に依託することができる。

6-11 (除籍) 会員が長期間にわたって聖徒の交わりを断っていたり、音信不通になってしまっている場合や、主イエス・キリストに対する信仰を失ってしまったことが明白になった場合には、その会員を除籍にすることができる。また、そのような会員が自ら除籍を願い出た場合には、それを承認することができる。

第7章 教会の譴責の解除

7-1 (解除の原則) 教会の譴責は、その譴責を決定した教会会議が、譴責を受けた兄弟(姉妹)が罪を悔い改めたことを確認したうえで、解除する。

7-2 (解除の願い) 譴責の下にある兄弟(姉妹)は、譴責の期間内であっても、その譴責

を決定した教会会議に対して、罪の悔い改めを表明し、譴責の解除を願い出ることができる。

7-3 (解除の決定) 譴責を決定した教会会議は、譴責の下にある兄弟(姉妹)に対して継続的に配慮し、兄弟(姉妹)に悔い改めが認められたときには、進んでそれを確認して、ふさわしい時に譴責の解除を決定する。また、譴責の下にある兄弟(姉妹)から譴責解除の願いを受けた教会会議は、譴責の期間内であっても、譴責の解除を決定することができる。

7-4 (解除の宣言) 譴責解除を決定した教会会議は、主の恵みによって兄弟(姉妹)の罪が赦されていることを、みことばに基づいて宣言するとともに、陪餐や職務の一時的な停止があった場合には、それを解除する。また、譴責が公表されていた場合には、譴責の解除を公表し、会衆が心から兄弟(姉妹)を赦して受け入れることを要請する。さらに、必要があれば、その兄弟(姉妹)の罪によって損なわれた交わりの回復のための助言と支えを与える。

譴責の解除に際しては、兄弟(姉妹)を回復してくださった恵みの主への感謝がささげられる。

7-5 (職務停止の解除) 教会会議は、職務停止の譴責の下にある兄弟(姉妹)への譴責を解除した場合には、兄弟(姉妹)を元の職務に復帰させる。

7-6 (職務剥奪の解除) 教会会議は、職務剥奪の譴責の下にある教師または長老への譴責を解除した場合には、その教師または長老に再び按手をする。按手を回復された教師は新たな招聘を受けることができる。また、按手を回復された長老は長老選挙を経て長老職に復帰する。

新たな招聘と長老選挙は、信徒の信任を表明して、職務に復帰する教師または長老を支えるためのものでもある。

7-7 (除名された者の復帰) 教会から除名された者が福音のみことばにしたがって罪を悔い改め、イエス・キリストに対する信仰を回復した場合には、小会に申し出る。小会は罪の悔い改めとイエス・キリストに対する信仰について試問をして、教会員として復帰を認める。復帰に当たっては、新たに教会員の誓約をする。

第8章 公表

8-1 (公表に関する原則) 矯正訓練においては、問題が教会会議において取り扱われるようになるまでは公表してはならない。また、教会会議において取り扱われている問題であっても、教会会議が必要と認めた事柄だけを公表する。

8-2 (対処の告知) すでに公になっている兄弟(姉妹)の罪については、無益な憶測や噂を主の共同体から除くために、教会会議の対処の経過を公表するとともに、兄弟(姉妹)の回復のための祈りと支えを要請する。

8-3 (小会による譴責) 小会は、必要に応じて、譴責の執行について、その経緯を定期または臨時の信徒総会に報告する。

8-4 (教師に対する譴責) 中会が教師に対して譴責を執行した場合には、必要に応じて、他の中会や、関連する地区教会にその経緯と結果を報告する。

第9章 記録

9-1 (記録の保存) 教会会議が取り扱った矯正訓練に関しては、その経緯と対処の経過の記録を保存する。

9-2 (記録の非公開) 矯正訓練の記録は、教会会議と当事者を除いて、非公開を原則とする。

9-3 (記録の提出) 教会会議によって譴責の通告を受けた者が、譴責を不服として上級の教会の法廷としての教会会議に提訴した場合には、最初の教会会議は譴責の決定に至るまでの記録を上級の教会の法廷としての教会会議に提出する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓練規定は、大会会議終結の日から施行する。(2004年11月23日)

日本長老教会法基本規準

1994年11月23日	施行
2000年11月24日	一部改正
2004年11月23日	一部改正
2005年11月23日	一部改正
2006年11月24日	一部改正

第1章 総則

第1条（目的） この規準は日本長老教会法の種類、優先順位、制定手続、ファイル等日本長老教会法に関する基本的な事項を明確にすることを目的とする。

第2条（種類） 日本長老教会法は大会法、中会法及び小会法の3種とする。

2 大会法は憲法及び憲法以外の大会法とする。

3 憲法の種類は次の通りとする。

(1) 総則

(2)

①政治基準（各則及び細則）

②礼拝指針

③訓練規定

4 大会法は日本長老教会の全域において、中会法は当該中会の全域において並びに小会法は当該地区教会内において、各々その効力を有する。

第3条（優先順位の一般原則） 上位法に抵触する下位法はその限度で無効とする。

2 下位法に抵触する上位法が制定されたときは、下位法はその限度で効力を失う。

第4条（同前） 同順位の法相互の間では、特別法が一般法に優先する。

第5条（同前） 前2条の規定によって優劣の定まらない法相互の間では、新法が古法に優先する。

第2章 優先順位

第6条（優先順位の基本） 日本長老教会法の優先順位は次の通りとする。

第一順位 憲法総則

第二順位 総則以外の憲法

①政治基準（各則及び細則）

②礼拝指針

③訓練規定

第三順位 憲法以外の大会法

第四順位 中会法

第五順位 小会法

第7条（政治基準の優先順位） 政治基準の優先順位は次の通りとする。

第一順位 政治基準各則

第二順位 政治基準細則

第8条（大会法の優先順位） 憲法以外の大会法の優先順位は次の通りとする。

第一順位 規準

第二順位 準則

第三順位 宣言

第四順位 見解

第五順位 委員会規則

第六順位 委員会細則

第9条（中会法の優先順位） 中会法の優先順位は次の通りとする。

第一順位 規程

第二順位 委員会規則

第三順位 委員会細則

第10条（委員会細則の例外） 第6条の規定に拘らず、大会会議の承認を得る前の大会委員会細則と中会規程との間の優先順位及び中会会議の承認を得る前の中会委員会細則と小会法との間の優先順位は、各々公布の先後によって決する。

第3章 大会法の制定手続

第11条（憲法） 憲法の法案は憲法委員会が作成し、大会会議の1ヶ月前までに全議員に通知しなければならない。

2 憲法委員会の提案によらずに大会会議において憲法の改正の必要が可決されたときは、その改正法案の作成を憲法委員会に付託する。

3 憲法は大会会議において出席議員の3分の2以上の多数によって決議する。

第12条（規準） 規準は原則として全教會的な基本的事項を規定する。

2 規準案は提案者が作成し、大会会議の1ヶ月前までに全議員に通知しなければならない。ただし、政治基準各則第94条の特設委員会を設けることのみを目的とする場合はこの限りではない。

第13条（準則） 準則は原則として憲法又は規準に基づく手続的な細則を規定するものとする。

2 準則案は提案者が作成し、大会会議の1ヶ月前までに全議員に通知しなければならない。

3 準則は大会会議で決議する。

第14条（規準と準則の提案者） 規準案及び準則案を提出することができる者は次の通りとする。

(1) 大会の委員会

(2) 中会

(3) 小会

(4) 5名以上の議員

第15条（宣言） 宣言は日本長老教会の立場又は方針等を日本長老教会の内外に宣明するものとする。

2 宣言は大会議長、大会の委員会又は中会の提案に基づいて大会会議で決議する。

3 宣言案は提案者が作成し、大会会議の1ヶ月前までに全議員に通知しなければならない。

第16条（見解） 見解は一定の事項に関する日本長老教会の見解を日本長老教会の内外に宣明するものとする。

2 見解は大会議長又は大会の委員会の提案に基づき大会会議で決議する。

3 見解案は提案者が作成し、大会会議の1ヶ月前までに全議員に通知しなければならない。

第17条（大会委員会規則） 大会委員会規則は当該委員会所管の基本的な事項について規定するほか、上位法の施行に関する規定を定めるものとする。

2 大会委員会規則は一般的に権利義務に関する規定を定めることができないほか、次の内容を越えて制定することができない。

(1) 当該委員会の行動の基準

(2) 当該委員会所管の事務の処理

(3) 当該委員会に申請するものに対する権利義務

(4) 当該委員会の管理下にあるものに対する権利義務

(5) 当該委員会と特定の関係を有するものに対する権利義務

3 大会委員会規則は当該委員会が作成し、大会会議の認可を得なければならない。

4 大会会議は前項の認可に期限又は条件を付し、若しくは一部修正の上認可することができる。

第18条（公布及び発効時期） 憲法、規準、準則、宣言、見解及び大会委員会規則は公布することを要しない。

2 憲法、規準、準則、宣言及び見解は当該決議のあった大会会議終結の時にその効力を生じる。

3 大会委員会規則は認可の決議のあった大会会議終結の時にその効力を生じる。

第19条（大会委員会細則） 大会委員会細則は原則として大会委員会規則以上の上位法に基づく手続的な細目の規定を定めるものとする。

2 大会委員会細則は当該委員会が制定し、公布のあった時から効力を生じる。

3 大会委員会細則は次期大会会議においてその承認を得なければ当該大会会議終結の時にその効力を失う。

4 前項の規定に拘らず、大会会議の前1ヶ月以内に公布された大会委員会細則については当該大会会議の次の大会会議においてその承認を得れば足りる。但し、当該大会会議でその効力を否定されたときはこの限りでない。

5 大会会議は大会委員会細則の効力を将来に向かって否定し又は一部修正の上承認することができる。

第20条（大会委員会細則の公布） 大会委員会細則の公布は全議員に通知してするものとする。ただし、在外議員についてはこの限りでない。

2 前項の公布は次の各号の時にあったものとみなす。

(1) 郵便によるときは発送の日から5日を経過した時

(2) 電子通信によるときは翌日

第3章 中会法及び小会法の制定手続

第21条（規程） 規程は中会の権限内の事項に関する規定を定めるものとし、規程の題号には中会名を冠するものとする。

2 規程案は提案者が作成し、中会会議の1ヶ月前までに全議員に通知しなければならない。ただし、政治基準各則第97条の特設委員会を設けることのみを目的とする場合はこの限りではない。

3 規程は中会会議で決議する。

4 規程案を提案することのできるものは次の通りとする。

- (1) 中会の委員会
- (2) 小会
- (3) 3名以上の議員

第22条（中会委員会規則） 中会委員会規則は当該委員会所管の基本的な事項について規定するほか、上位法の施行に関する規定を定めるものとし、中会委員会規則の題号には中会名を冠するものとする。

2 中会委員会規則は一般的に権利義務に関する規定を定めることができないほか、次の内容を越えて制定することができない。

- (1) 当該委員会の行動の基準
- (2) 当該委員会所管の事務の処理
- (3) 当該委員会に申請するものに対する権利義務
- (4) 当該委員会の管理下にあるものに対する権利義務
- (5) 当該委員会と特定の関係を有するものに対する権利義務

3 中会委員会規則は当該委員会が作成し、中会会議の認可を得なければならない。

4 中会会議は前項の認可に期限又は条件を付し、若しくは一部修正の上認可することができる。

第23条（公布及び発効時期） 規程及び中会委員会規則は公布することを要しない。

2 規程は当該決議のあった中会会議終結の時にその効力を生じる。

3 中会委員会規則は認可の決議のあった中会会議終結の時にその効力を生じる。

第24条（中会委員会細則） 中会委員会細則は原則として中会委員会規則以上の上位法に基づく手続的な細目の規定を定めるものとし、中会委員会細則の題号には中会名を冠するものとする。

2 中会委員会細則は当該委員会が制定し、公布のあった時から効力を生じる。

3 中会委員会細則は次期中会会議においてその承認を得なければ、当該中会会議終結の時にその効力を失う。

4 前項の規定に拘らず、中会会議の前1ヶ月以内に公布された中会委員会細則については当該中会会議の次の中会会議においてその承認を得れば足りる。ただし、当該中会会議でその効力を否定されたときはこの限りでない。

5 中会会議は中会委員会細則の効力を将来に向かって否定し又は一部修正の上承認することができる。

第25条（中会委員会細則の公布） 中会委員会細則の公布は当該中会の全議員に通知してするものとする。ただし、在外議員についてはこの限りでない。

2 前項の公布は次の各号の時にあったものとみなす。

- (1) 郵便によるときは発送の日から5日を経過した時
- (2) 電子通信によるときは翌日

第26条（中会法制定の報告） 中会書記は中会法の制定があったときは遅滞なく大会書記及び憲法委員会に当該中会法の写しを附して報告しなければならない。

第27条（小会法） 小会法は小会の権限内の事項に関する規定を定めるものとし、小会法の題号には教会名を冠するものとする。

2 小会法は小会が作成し、公布のあった時からその効力を生じる。

3 小会法の公布は週報に掲載することによってするものとし、当該週報発行の主日の午後4時に公布があったものとする。

4 前項の公布は、当該小会法を教会内の掲示板に掲示の上、週報にその旨を掲載することをもって代えることができる。

5 小会法の種類及び名称は小会で定める。

第28条（小会法制定の報告） 名称は小会で定める。小会書記は小会法の制定があったときは遅滞なく中会書記、大会書記及び憲法委員会に当該小会法の写しを附して報告しなければならない。

第29条及び第30条削除（2000年11月24日一部改正）

第4章 雑則

第31条（大会のファイル） 大会書記は大会法並びに報告のあった中会法及び小会法の写しに基づいて次のファイルを整備し、大会事務所に備え置いて、一般の閲覧の用に供するものとする。

（1）大会法ファイル

（2）中会ごとの中会法ファイル

（3）教会ごとの小会法ファイル

第32条（憲法委員会のファイル） 憲法委員会は大会法並びに報告のあった中会法及び小会法の写しに基づいて独自の日本長老教会法ファイルを整備し、委員会の事務処理の資料とする。

第33条（中会のファイル） 中会書記は中会法及び報告のあった小会法の写しに基づいて次のファイルを整備し、求めに応じて一般の閲覧の用に供するものとする。

（1）中会法ファイル

（2）教会ごとの小会法ファイル

第34条（ファイルの公刊） 日本長老教会法は加除式のファイルとして公刊され、少なくとも全教会に1冊以上備えられ、全教職者の手中に存することが望ましい。

2 日本長老教会法はデータベースとして整備され、常時、教会、教職者、教会員、委員会等の必要に応じて提供されることが望ましい。

第35条（憲法委員会の指導） 憲法委員会は憲法と整合しない規定、上位法に抵触する規定、その他不適切な規定を有する準則以下の大会法、中会法及び小会法の改正の勧告、その他の指導をすることができる。

第36条（大会法及び中会法の廃止手続） 大会法は大会決議により中会法は中会決議によりそれぞれ廃止することができる。

2 前項の提案は、大会法の場合は提案者または憲法委員会が、中会法の場合は提案者または中会議長が行う。

附則

第1条（施行期日） この規準は大会会議で決議された時（1994年11月23日）から施行する。

第2条（暫定措置） 憲法制定までの間は、次の表の左欄のものは右欄のものとみなす。

大会規則	政治基準各則、政治基準細則
政治基準第一部	政治基準総則
政治基準第二部	政治基準各則、政治基準細則
式文 政治基準細則	
教会規程第一部政治規準	政治基準総則、政治基準各則、政治基準細則
教会規程第二部訓練規定	政治基準各則
教会規程第三部礼拝指針	政治基準細則

第3条（経過措置） 次の表の左欄のものは右欄のものとみなす。

旧日本基督長老教会関係東京霊園共同墓地使用規程	準則
会堂土地購入基金規程	準則
教職共済基金規程	準則
中部中会戒規暫定規則	規程
伝道者援護費規定	規程
旧日本福音長老教会関係 委員会条例	準則

第4条（施行期日） この規準は大会会議終結の日（1994年11月23日制定）から施行する。

- 2 この規準は大会会議終結の日（2000年11月24日一部改正）から施行する。
- 3 この規準は大会会議終結の日（2004年11月23日一部改正）から施行する。
- 4 この規準は大会会議終結の日（2005年11月23日一部改正）から施行する。
- 5 この規準は大会会議終結の日（2006年11月24日一部改正）から施行する。
- 6 この規準は大会会議終結の日（2011年11月23日一部改正）から施行する。

議事運営規準

1994年11月23日 施行
2011年11月23日 一部改正

第1章 総則

第1条（目的） この規準は、大会会議及び中会会議の運営に関する基本的な事項を定め、以て円滑かつ適正な会議の運営を図ることを目的とする。

第2条（議事順序） 議事順序は、会議が決定する。

第3条（議員の規律） 議員は、会議中みだりに発言したり、議席を離れてはならない。

2 議員は、会議に出席できないときは、その理由を付して、文書により議長に届け出なければならない。

第2章 議長

第4条（議長権限） 議長は、会議の秩序を維持し、すべての事務の適正かつ敏速な処理をするために、次の権限を有する。

- 1 会議の開閉、中止、休憩の宣告
- 2 発言の許可及びその順序の決定
- 3 不法な発言又は議事を妨害する者の制止
- 4 会議中の議員の退席の制止又は議場外の議員に対する出席の勧告

第5条（議長の職権中止） 議長は、次の場合には、その議題の表決が終わるまで議長席を去らなければならない。

- 1 自ら、動議、討論する場合
- 2 自身に関する議題を議する場合

第6条（議長の投票） 議長は、議決権を有し、投票することができる。

第7条（副議長） 議長の職権中止のときは、副議長を選び、議長の代務者としなければならない。

第3章 書記

第8条（書記の補助者） 書記は、必要に応じて書記の補助者を指名し、書記を補佐させることができる。

第9条（会議録） 会議録に記す事項は、次のとおりとする。

- 1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時及びその場所
- 2 開会、閉会、中止及び休憩の日時
- 3 出席議員の氏名
- 4 議事日程
- 5 諸報告
- 6 議員の異動
- 7 会議に付した議案

- 8 議案の提出及び訂正に関する事項
- 9 選挙の経過
- 10 議事の経過
- 11 記名投票における賛否の氏名
- 12 選出された役員、委員の氏名
- 13 その他、議長又は会議が必要と認めた事項

第4章 議 事

第1節 議案及び動議

第10条（議案提出） 議員が議案を提出しようとするときは、個人から提出される各種願い等を除き、理由を付して二名以上の者が議長に提出しなければならない。

- 2 議案はできる限り法案の形式によるものとする。
- 3 議案が議題となる前は、会議の承認を得ず撤回することが出来る。
- 4 議題となった議案を撤回又は訂正しようとするときは、会議の承認を要する。

第11条（動議） 動議によって提出された議案は、セコンドがなければ、議題とすることができない。ただし、二名以上の者から提出された場合並びに緊急質問、議事日程変更、審議反対及び議事進行に関することはこの限りではない。

- 2 動議によって提出される議案は、簡易なものは議場で陳述することができる。

第12条（修正動議） 修正動議の種類は「挿入」「追加」「削除」「削除して挿入」「節、項、条、または議案の取り替え」がある。

- 2 修正動議は、議題の質疑が終わった後に提出することができる。
- 3 審議中の議題に対する修正案（一次修正案）が提案された場合には、この修正案（一次修正案）に対する修正案（二次修正案）まで提出することができる。
- 4 二次修正案が否決された場合には、別の二次修正案を提案することができる。また、一次修正案が否決された場合には、別の一次修正案を提案することができる。
- 5 二次修正案、修正案、議案（修正されている場合もある）の順序で審議する。
- 6 審議中の議題に対する修正は、審議中の議題の内容に密接に関連する事項についてのみ提出することができる。

第13条（欠条）

第14条（議案の分割） 会議の議題となった議案は、会議の議決により、分割して討論、表決することができる。

第15条（議案の一括） 議長が必要と認めるときは、二件以上の議案を一括して議題とすることができるが、表決は個々にしなければならない。ただし、議案を一括して議題とすることに異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って定める。

第16条（表決の順序） 他の動議に先立って表決に付さなければならない動議が競合した場合には、議長が表決の順序を定める。ただし、異議のあるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って定める。

第17条（欠条）

第18条（欠条）

第19条（審議未了） 審議未了となった議案は、当然に次期会議の議案となることはない。

第2節 議事

第20条（議題の宣告） 会議に付する議案を議題にしようとするときには、議長はその旨宣告する。

第21条（議案の朗読） 議長は、必要があると認めたときには、議題となった議案を書記に朗読させる。

第22条（議案の説明） 議長は、必要があると認めたときには、提案者に議案の説明を求めることができる。

第23条（議事の継続） 延会、中止又は休憩のため、その審議が中断された議題は、会議の再開後、その審議が継続される。

2 前項の場合、発言が終わらずに中断された議員は、会議の再開後、前の発言を続けることができる。

第3節 発言

第24条（発言の許可） 発言は、すべて議長の許可を得たのち、議長指定の場所又は議席でしなければならない。

2 議長は、議員を指定の場所で発言させることができる。

第25条（発言の内容） 発言は、すべて簡単明瞭にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。

2 質疑にあたっては、みだりに自己の意見を述べてはならない。

第26条（発言の制限） 質疑及び討論における発言は、同一議員につき、同一議題についてそれぞれ2回を越えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

2 議長が開会を宣告する前及び閉会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言を求めることはできない。

3 議長が選挙及び表決を宣告した後は、その議題について、何人も発言を求めることはできない。ただし、選挙又は表決の方法についての発言はこの限りでない。

第27条（発言時間の制限） 議長は、必要があると認めたときは、討論を用いないで会議に諮ることにより、あらかじめ発言時間を制限することができる。

第28条（議事進行に関する発言） 議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要のあるものでなければならない。

第29条（報告事項の取り扱い） 報告事項は原則として書面をもって行なう。

2 報告事項に疑義のある場合は、議員はその内容について質すことができる。

第30条（説明者） 議題の提出者が、その説明を他に委任又は囑託するときは、議長の許可を求めなければならない。

第31条（質疑、討論の終結） 質疑又は討論が終わったときは、議長はその終結を宣言する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終わらない場合に、議員からその打ち切り動議が提出されたとき、議長は討論を用いないで会議に諮って定める。その場合、出席議員の3分の2以上の賛成者を要する。

第4節 表 決

第32条（表決の宣告） 議長は、表決を採ろうとするとき、その議案又は動議を宣告する。

第33条（不在議員） 表決宣告の際に議場にいない議員は、その表決に加わることができない。

第34条（表決方法） 議長が表決を採ろうとするときは、挙手、起立、投票（無記名又は記名）を用いて、その議題を可とする者と否とする者との多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 会議は、議決によって、表決方法につき、議長に指示を与えることができる。

3 投票における表決において、賛成を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否と見做す。

第35条（条件禁止） 表決には、条件を付けることができない。

第36条（簡易表決） 議長は、その議題について、異議の有無を会議に問うことができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨の宣告をする。ただし、その議題について又は議長の宣告に異議があれば、議長は第34条の表決方法によらなければならない。

附 則（施行期日）

この規準は、決議の日（1994年11月23日）から施行する。

この規準は、決議の日（2011年11月23日）から施行する。

委員会運営規準

1994年11月23日 施 行

第1条（目 的） この規準は、大会及び中会の設置する委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する基本的な事項を定めることによって、委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（第1回委員会の招集） 第1回委員会の招集者は委員推薦名簿の第1順位に記載された者とする。

2 委員が選挙によって決まる場合の招集者は、得票数の最も多い者とする。

3 第1回委員会は大会会議又は中会会議の終結後30日以内に招集しなければならない。

第3条（第1回委員会の決議事項） 第1回委員会においては、少なくとも次の事項を決議しなければならない。

1 委員長、書記及び会計の選出

2 次回委員会の日程

3 委員会の基本的事項及び活動計画の概要

第4条（委員長等の職務） 委員長は委員会を代表する。又、委員会を招集し、その議長となる。

2 書記は委員会記録を整理し、保管する。

3 会計は委員会の運営に係る経費支出事務を担当し、収入・支出帳簿を調整する。

第5条（招 集） 委員会は必要に応じて委員長が招集する。ただし、過半数の委員の要求があるときは、これを招集しなければならない。

第6条（定足数及び決議） 委員会の定足数は委員総数の過半数とし、出席者の過半数をもつ

て決議する。

第7条（記 録） 委員長及び書記は、各回の委員会の終結後委員会記録を遅滞なく作成し、10日以内に各委員に送付する。

第8条（報 告） 委員会は年間の活動計画及び成果に関する報告書を作成し、定期の大会会議又は年度の最初の中会会議に提出する。

2 大会及び中会は必要と認めた場合には、委員会に報告を求めることができる。

第9条（必要経費の支給） 委員会開催の場合は、委員及び陪席者に対し、必要経費を支給する。

第10条（事務の引継） 常設の委員会の新旧委員長は委員の改選後遅滞なく委員会事務の引継をしなければならない。

2 前項の引継が終了するまでの間は、旧委員がなお委員会の事務の責任を負うものとする。

第11条（同 前） 委員会事務の引継は次の要領で行うものとする。

1 旧委員長は予め委員会の事務引継書を作成し、署名する。

2 委員会事務引継書に記載すべき事項は次のとおりとする。

イ. 引き継ぐべき書類、帳簿、印章、金員その他の物品の名称及び数量

ロ. 引き継ぐべき事件、事案その他の事務の名称及びその概要

ハ. イ及びロ中重要なもの及び秘密保持を必要とするものについてはその旨

ニ. その他注意すべき事項及び参考となる事項

3 新旧委員長は委員会事務引継書に従って委員会事務の引継ぎをする。

4 新委員長は疑問点については旧委員長に質した上、その旨を委員会事務引継書に付記し、署名する。

5 新旧委員長は、必要を認めたときは新旧書記、会計その他の委員を陪席させることができる。

附 則

（施行期日）

この規準は決議の日（1994年11月23日）から施行する。

憲法委員会設置規準

1994年11月23日 施 行

第1条（設置）

大会に常設の委員会として憲法委員会を設置する。

第2条（任務） 憲法委員会の任務は次のとおりとする。

1 憲法及びその改正案の作成

2 大会会議から付託された規準案の検討

3 憲法及び諸法全体の法体系の監視

4 不適切な規定の改廃の指導

5 日本長老教会法ファイルの整備

6 憲法及び諸法の運用上の疑義に関する一時的解釈

7 その他憲法及び諸法の適正かつ円滑な運用に関する事項

第3条（組織） 憲法委員会は大会会議において選挙された委員6名をもって組織する。

2 前項委員のうち2名以上はできる限り長老を選任するよう努めなければならない。

第4条（任期） 憲法委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 憲法委員会の委員は毎年半数を改選する。

第5条（顧問） 憲法委員会は必要に応じて顧問を置くことができる。

第6条（専門委員） 憲法委員会は必要に応じて委員以外の牧師、長老又は神学教師に専門委員を委嘱することができる。

第7条（参考人） 憲法委員会は必要に応じて日本長老教会の教職者又は教会員を参考人として意見又は説明を求めることができる。

附 則

1 この規準は決議の時（1994年11月23日）から施行する。

2 この規準施行のときから規則作成委員会は憲法委員会に改組するものとする。

3 この規準施行のとき規則作成委員会委員である者は、この規準施行の時から憲法委員会委員に就任するものとする。ただし、この規準施行後の任期は次のとおりとする。

任期2年の委員 柴田敏彦（委員長）

村瀬 彰（書記）

任期1年の委員 丸山忠孝

柳吉弥太

中台孝雄

4 この規準決議のときに第3条第2項の規定により、不足する委員の補選を行うものとする。補選された者の任期は2年とする。

会堂土地購入基金規準

1996年11月22日 施行

2002年11月22日 一部改正

第1条（目的） この規準は、日本長老教会会堂土地購入基金(以下「基金」という。)の管理および融資について定める。

第2条（基金の設定） 基金は、日本長老教会(以下「大会」という。)所属の地区教会からの献金を原資として大会が設定する。

2 大会は、教会員、諸関係者および団体からの献金、預金利息などを基金に加えることができる。

第3条（管理運営） 基金の運営は、国内宣教委員会が行う。

第4条（融資） 基金からの融資は、地区教会等が礼拝堂、牧師館等の建物または土地(以下「会堂土地等」という。)の購入資金として行う。

2 融資の限度額は、一千万円とする。

第5条（融資条件） 融資条件は次のとおりである。

- 利 息 無利子とする。
- 貸付期間 ①会堂または土地を所有する地区教会等：10年
②会堂土地ともに所有していない地区教会等：16年
- 返済方法 貸付期間満了後1ヶ月以内。上記②の場合、10年以内に半額返済、16年以内に残額を返済する。

第6条 (欠条)

第7条 (融資の申し込み) 融資を受けようとする地区教会等は、国内宣教委員会あてに次の書類を提出する。

- ・融資申込書
- ・信徒総会・小会議事録 (写し)
- ・信徒総会資料 (過去3年間の教会会計報告、礼拝堂等の取得計画書類等)
- ・資金計画書
- ・土地売買計画書または建物建築工事請負契約書 (写し)
- ・借入金返済計画書 (基金以外からの借入金分を含めて)

第8条 (融資の仮決定) 融資の可否および融資額は国内宣教委員会が次のようなことを考慮して仮決定する。

- ・過去に基金からの融資を受けたことの有無
- ・融資の必要性、緊急性
- ・返済計画等の妥当性
- ・他の地区教会等の融資申し込み状況

2 緊急を要する場合、国内宣教委員会は次条の正式決定前に融資金を仮支出することができまる。

第9条 (正式決定) 融資の正式決定は、大会会議で行います。

2 国内宣教委員会が融資金の仮支出をした場合に、大会会議がこれを否決したときは、被融資教会はその融資金を返済しなければならない。

3 融資に関して大会会議が正式決定したときは、国内宣教委員会と被融資教会の間で融資契約を締結する。

第10条 (細目的事項) この規準に定めのない事項については、国内宣教委員会において定める。

2 融資に関する細目的事項については、国内宣教委員会と被融資教会が協議の上定める。

第11条 (改正) この規準の改正は、大会決議をもって行う。

附則

- 1 この規準は1996年11月22日に発効する。
- 2 この規準は2002年11月22日に改正され、現在すでに貸し出されている分は2002年11月30日までは1%で計算し、12月1日から無利息とする。
- 3 この規準は2018年11月23日に改正された。

会議記録作成規準

2000年11月24日 施行
2015年11月23日 一部改正

第1章 総則

第1条（目的） この規準は大会、中会及び小会会議にかかる会議記録の作成に関する一般的事項を定め、会議記録の簡易、明瞭且つ適正な作成を期することを目的とする。

第2条（定義） この規準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

（1）会議の非公開 議員及び構成員以外の傍聴を許さないこと又は特定の種類の議員以外の者の陪席を許さないこと。

（2）会議記録の非公開 書記及び議長並びに権限により会議記録を調査する者以外の者の閲覧を許さないこと。

第2章 会議記録の一般的基準

第3条（会議記録の目的） 会議記録は会議における発言の歴史的記録ではなく、審議事項の法的記録である。

第4条（会議記録の記載事項） 会議記録に記載すべき事項は原則として次のとおりとする。

（1）会議の成立宣言の時から閉会宣言に至るまでの間の議事について記録すること。

（2）会議の成立宣言に直結する議員の点呼に関する事項は記録すること。

（3）会議に前後する開会礼拝及び閉会礼拝の次第は記録すること。

（4）会議に提出された書面がある場合には当該書面を引用し、「〇〇記載のとおり」等と記録すること。

（5）閉会、休憩等の後になされた発言は記録しないこと。

（6）会議中になされた報告であっても次のもの（議事のひとつとしてなされるものを除く。）は記録しないこと。

イ 個人の消息

ロ 教会の近況

ハ 祈祷の要請

ニ 集会の案内

ホ その他これらに類する事項

（7）開会、閉会、休憩、再開等、議長の着席、退席、交代等及び議員の出席、退席等の時刻は記録すること。

（8）議事又は会議記録を非公開とする議決があったときは、その旨を時刻とともに記録し、当該議事の終了時刻を記録すること。

（9）公開の会議記録には、個人のプライバシー等に関わる事項、個々の地区教会の内情等に関する事項等は記録しないこと。

第5条（会議記録の公開） 会議記録は原則として公開とする。

第6条（会議記録の作成） 会議記録は議事終了の日から大会会議にあつては60日以内、中会会議にあつては30日以内、小会会議にあつては7日以内にコンピュータを用いた電子データ（以下「電子データ」という。）若しくは手書きによって作成するものとする。

第7条（会議記録の正本） 電子データにあつてはプリントアウトされたものの一部を、手書きによって作成したものにあつては当該作成されたものを会議記録の正本とし、末尾に日付を附して議長及び書記が署名の上、会議記録ファイルに編綴するものとする。

第8条（会議記録の副本） 書記は、前条の編綴の日から大会にあつては30日以内、中会にあつては14日以内、小会にあつては7日以内に全議員に会議記録の副本（会議記録のプリントアウト、コピー、印刷、電子データ等による複製物をいう）を送付しなければならない。

2 電子データのみにより前項の送付を行う場合は被送付者の個別の承諾を必要とする。

第9条（会議記録の添付物） 審議又は報告のために会議に提出された書面はすべて会議記録正本の添付物とする。

第10条（会議記録ファイル等の保管等） 会議記録ファイルは、会議記録を収録した電子データとともに書記が保管し、書記の交代の際にはこれらを新書記に引き継ぐものとする。

第3章 会議記録の個別的基準

第11条（敬称の記載） 人名には敬称として「兄」又は「姉」を附する。

第12条（議員の記録） 議員の種類別総数及び出席者の数を明瞭に記録する。

2 途中出席又は退席の議員については「〇〇兄（又は〇〇姉）〇時〇分出席」等と簡明に記録する。

第13条（選挙の記録） 選挙の記録は、選挙方法、投票の回数及び当選者の氏名を記録すれば足りる。

第14条（教職者人事の記録） 教職者人事の記録は、重要な事項のみ簡明に記録し、プライバシーの侵害等に注意する。

第15条（報告の記録） 報告事項は、原則として書面を引用して記録する。

2 会議における報告は、会議の各機関又は会議の受託者の報告に限って記録し、それ以外のものは記録しない。

第16条（議事経過の記録） 議事の経過は、議案の内容、提案理由の要旨、質疑応答の要旨、修正動議の経緯、採決の結果を簡明に記録する。この際、会議に提出された書面がある場合には当該書面を引用して記録するものとする。

第17条（牧師招聘等の記録） 招聘の要旨、理由等及び教会の内情等については記録しない。

第18条（予算決算の記録） 予算及び決算に関する議事は重要なもののみを記録し、決議内容を明確に記録する。

第19条（行事計画の記録） 行事計画の議事中、議事に直接関係のない諸事項は記録しない。

第20条（発言者の氏名の記録） 特に必要があると認める場合を除くほか、発言者の氏名は記録しない。

第4章 会議記録の非公開

第21条（非公開会議の会議記録） 非公開とした会議の会議記録は非公開とする。

2 会議の一部を非公開とした会議にあつては、当該部分の会議記録は非公開とする。

3 議事の一部を非公開とした会議にあつては、当該部分の会議記録は非公開とする。

第22条（会議記録非公開の決議） 会議は、プライバシーその他の個人又は教会の権利の保護、不当又は不正な侵害の回避、その他特にその必要があると認めた場合には会議記録の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 前項の決議は、出席議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

第23条（一般的非公開の会議記録） 会議記録の次の議事の部分は非公開とする。

- (1) 教師試験に関する事項
- (2) 戒規の審理に関する事項
- (3) 個人の問責に関する事項

第24条（非公開会議記録の作成） 非公開の会議記録又はその部分は、正本のみを作成し、副本は作成しない。

第25条（出席議員の閲覧請求権） 議員として議事に参加した者は、非公開の会議記録又はその部分の閲覧を請求することができる。

2 前項の規定により閲覧する者は、筆写、撮影、コピー等会議記録又はその部分を複製する行為をしてはならない

第26条（権限による閲覧請求権） 小会の会議記録にあつては中会、中会の会議記録にあつては大会の会議記録調査委員会は、非公開の会議記録又はその部分の閲覧を請求することができる。

第27条（権限による提出請求権） 小会の会議記録にあつては中会会議又は大会会議、中会又は大会の会議記録にあつては大会会議が非公開の会議記録又はその部分に関する事項を特別の議事とする場合にあつてその必要があるときには、小会書記、中会書記又は大会書記に対して当該会議記録の提出を請求することができる。

2 前項の規定により非公開の会議記録の提出を求めて開催される会議は非公開とする。

附則

- 1 この規準は、決議した大会会議終結の日（2000年11月24日）から施行する。
- 2 この規準施行のときに中会会議調査委員会規則（中会記録調査委員会規則）は廃止する。
- 3 この規準は、大会会議終結の日から施行する。（2015年11月23日）一部改正

大会及び中会献金規準

2000年11月24日 施行
2003年11月25日 一部改正

第1条（献金） 日本長老教会の地区教会及び伝道所（以下「地区教会等」という。）は、献金の本旨に基づき大会及び中会に献金する。

第2条（献金の基準） 大会及び中会献金はそれぞれ地区教会等の実質収入の6%を基準とする。

2 実質収入が700万円に満たない地区教会等は、前項にかかわらず次の基準によることができる。

実質収入	大会献金	中会献金	合計
700万円以上	6.0%	6.0%	12.0%
700万円未満690万円以上	5.5%	5.5%	11.0%
690万円未満680万円以上	5.4%	5.4%	10.8%
680万円未満670万円以上	5.3%	5.3%	10.6%
670万円未満660万円以上	5.2%	5.2%	10.4%

660万円未満650万円以上	5.1%	5.1%	10.2%
650万円未満640万円以上	5.0%	5.0%	10.0%
640万円未満630万円以上	4.9%	4.9%	9.8%
630万円未満620万円以上	4.8%	4.8%	9.4%
620万円未満610万円以上	4.7%	4.7%	9.4%
610万円未満600万円以上	4.6%	4.6%	9.2%
600万円未満590万円以上	4.5%	4.5%	9.0%
590万円未満580万円以上	4.4%	4.4%	8.8%
580万円未満570万円以上	4.3%	4.3%	8.6%
570万円未満560万円以上	4.2%	4.2%	8.4%
560万円未満550万円以上	4.1%	4.1%	8.2%
550万円未満540万円以上	4.0%	4.0%	8.0%
540万円未満530万円以上	3.9%	3.9%	7.8%
530万円未満520万円以上	3.8%	3.8%	7.6%
520万円未満510万円以上	3.7%	3.7%	7.4%
510万円未満500万円以上	3.6%	3.6%	7.2%
500万円未満490万円以上	3.5%	3.5%	7.0%
490万円未満480万円以上	3.4%	3.4%	6.8%
480万円未満470万円以上	3.3%	3.3%	6.6%
470万円未満460万円以上	3.2%	3.2%	6.4%
460万円未満450万円以上	3.1%	3.1%	6.2%
450万円未満440万円以上	3.0%	3.0%	6.0%
440万円未満430万円以上	2.9%	2.9%	5.8%
430万円未満420万円以上	2.8%	2.8%	5.6%
420万円未満410万円以上	2.7%	2.7%	5.4%
410万円未満400万円以上	2.6%	2.6%	5.2%
400万円未満390万円以上	2.5%	2.5%	5.0%
390万円未満380万円以上	2.4%	2.4%	4.8%
380万円未満370万円以上	2.3%	2.3%	4.6%
370万円未満360万円以上	2.2%	2.2%	4.4%
360万円未満350万円以上	2.1%	2.1%	4.2%
350万円未満340万円以上	2.0%	2.0%	4.0%
340万円未満330万円以上	1.9%	1.9%	3.8%
330万円未満320万円以上	1.8%	1.8%	3.6%
320万円未満310万円以上	1.7%	1.7%	3.4%

310万円未満300万円以上	1.6%	1.6%	3.2%
300万円未満	自由献金	自由献金	

第3条（実質収入の定義） 前条の地区教会等の実質収入とは、地区教会等の総収入から次の支出品目を控除したものをいう。

（1）会堂献金：会堂建設費、会堂積立金、会堂返済金、会堂基金（予算化されたものに限る。但し、剰余金の基金化は控除対象外。）

（2）会堂賃借料（但し、牧師館賃借料は控除対象外）

（3）外部指定献金（教会が管理できないバイパスとしての個人献金）

（4）駐車場建設費（但し、駐車場賃借料は控除対象外）

2 各地区教会の特殊事情に対処するため、前項の控除品目以外に控除が必要と思われる品目が発生した場合は、地区教会は当該品目について大会財務に控除申請をすることができる。

附 則

1 この規準は決議のあった大会会議終結の日（2000年11月24日）から施行する。

2 この規準は決議のあった大会会議終結の日（2003年11月25日）から施行する。

【第2条2項改正】

厚生基金規準

2000年11月24日 施 行

第1条（対象者） 本基金は、本教会の中会所属の教職者及びそれに準ずる教職者（退職教師及び宣教師等）を対象とする。

第2条（基金内容） 本基金の構成は、貸付金及び援助金とする。貸付金は、教育資金及び生活一時金等で返済を必要とする。貸付額の上限は100万円とし、金利は原則として無利子とする。援助金は医療・災害・葬儀等の見舞金とし返済をしないものとする。援助額はその都度決定する。

第3条（利用方法） 貸付金の希望者は、大会厚生委員会へ直接又は中会厚生委員会を経て申し込む。援助金は、中会厚生委員会等が配慮し、申し出ることができる。

第4条（決定手続） 本基金の対象者への審査は速やかに行い、大会厚生委員会の審議で決定できるものとする。審査に際し当該の中会厚生委員会は協力するものとする。本手続の関係者は必要に応じて守秘義務を負うものとする。

第5条（返済方法） 貸付金の返済は、最長8年とし、返済方法は貸付時に事情を考慮し決定する。

第6条（財源確保） 本基金は、教職共済基金及び厚生関係積立金の統合により運用し、財源は毎年の大会会計より補充していくものとする。

附 則

（施行期日）

この「厚生基金」規準は大会で決議された日から施行する。（2000年11月24日）

教師養成規準

2002年11月22日 施行

2004年11月23日 一部改正

A. 日本長老教会（以下「本教会」という。）教師を志す者は、神学修士（Master of Divinity）課程、または同等の教育課程を設置している神学校において訓練を受けることが望ましい。

B. 本教会教師を志す者は、以下の内容を基準として学び、小会及び中会は十分な学びのために配慮する。

聖書

I. 聖書の内容

目標

日本語聖書の内容についての十分な理解と、それを伝える能力を身につける。

内容

A 日本語聖書の研究

- 1 日本語で聖書全体を読み通す。
- 2 学科には、考古学、歴史、地理などの分野が含まれていること。その際、特に、これらが聖書の文法的・歴史的解釈にどのように関わっているかを示す。

B 聖書の内容に関して総合的な試験がなされる。

II. 聖書の言語

目標

説教や聖書研究会の準備のために、辞典や文法書などを用いて、原語に基づく聖書の積義ができるようになる。

内容

A ヘブル語

- 1 文法上の語形
- 2 統辞論（シンタクス）の原則
- 3 積義の手順
- 4 ヘブル語聖書の講読

B ギリシャ語

- 1 文法上の語形
- 2 統辞論（シンタクス）の原則
- 3 積義の手順
- 4 ギリシャ語聖書の講読

III. 解釈学（解釈の原理と方法）

目標

神のみことばを解釈することにかかわる原則、手順、問題などについて理解するとともに、聖書に沿った講解をする力を養う。聖書を、有機的な統一性と歴史的な多様性を考慮しながら、神の意図に沿って読むことができるようになる。聖書に見られるキリスト中心性、契約、神の国は、聖書全体の理解においても個々のテキストの理解においても決定的な意味をもっている。聖書は、贖いの御業と神のみことばを漸進的に開示する歴史である。その歴史は、新しい時代すなわち終わりの時代を導入するキリストとキリストの御国の到来において頂点に達する。

キリストはご自身の死とよみがえりと、ペンテコステの日にご自身の御霊を教会にお遣わしになることを通して、これを成し遂げられた。聖書はまた、終わりの日のキリストの再臨とともに、いまだ完成していない新しい契約の御国が充満な神の栄光のうちに現れるという、祝福にみちた望みを提示している。

内容

- A 解釈の原理
- B 聖書神学
- C 聖書批評学（高層批評と本文批評）の歴史と諸問題
- D 解釈上の諸問題
 - 1 旧約聖書
 - 2 新約聖書

IV. 牧会の働きにおいて聖書を用いること

目標

原語の注意深い研究から始まり、解釈の過程を通して、テキストの意味の明快な講解と今日の教会への適用に至ることによって、神の民を建て上げるために、聖書を忠実に説明することができるようになる。

内容

- A 旧約聖書と新約聖書の指定された個所について、より高度な釈義の論文を書くこと。
- B 説教と聖書研究の準備のために、解釈の能力と手段を用いること。
- C 伝道、リーダーシップ、弟子訓練、聖書的なカウンセリング、弁証学などの分野において、聖書を用いることができるようになること。

教理

I. 教会史

目標

歴史の流れ、キリスト教教理の歴史的発展と一般史および哲学がそれに与えた影響、教会そのものの進展を理解する。また、教会の歴史と文化のコンテクストのかかわりにも留意する。

内容

- A 新約聖書の時代から、全時代にわたる教会の歴史を学ぶ。特に、世界的視野における改革主義教会の遺産と特異性に強調を置くものとする。
- B 日本基督教史
- C 日本長老教会の歴史

II. 弁証学

目標

改革主義の視点に立って、キリスト教信仰の積極的提示のための堅固な知的基盤を得ること。また、今日、多様な形態をもって現れ来ている反キリスト教的な思想体系および非キリスト教的諸宗教に対処できるものとなる。

内容

A 弁証にかかわる方法論および実践への序論。改革主義の弁証学における諸見解の概説を含む。

B 非キリスト教の思想の概説。これには、人文主義的な思想の歴史およびその現代的な表現となる様々な世界観や知的かつ美学的な分野 — 哲学、文学、劇、芸術、科学的方法 — とともに、キリスト教以外の諸宗教およびカルトを含む。特に、日本の社会習慣、思想、福音理解にかかわる文化や罪理解の問題などをも扱う。

C 現代神学の概説。これには、オールド・リベラリズム、ネオ・オーソドキシイ、世俗的キリスト教、ポスト・モダンの神学を含む。

III. 神学と倫理

目標

改革主義神学の知識を得るとともにその信仰を生きるものとなる。これには、聖書の無謬性、神の主権、契約神学、カルヴィニズムの5原則などの特徴ある教理を含む。また、この信仰を伝えることにおいて鍛錬されたものとなる。個人および社会倫理の双方において聖書的なライフスタイルへの理解を示しかつ実践するものとなる。

内容

A 組織神学：聖書に揭示された教理の全体系を真理の一つの統一体として学ぶ。それは、あらゆる神学諸分野にとって基礎となるものである。教会のあらゆる立証と働きを通して為されるみことばの宣教において教理が中心的な重要性を持つことを強調する。各論は次のものを含む。

序論

神論

人間論

キリスト論

救済論

教会論

終末論

また、日本長老教会の教理基準であるウェストミンスター信仰告白および教理問答の研究を含む。

B 倫理：神のみことばのうちに提示されているキリスト者としての生活様式について、その目的、動機、基準を学ぶ。これには、2大命令、十戒、山上の垂訓などを含む。

IV. 政治

目標

教会の特徴と構造に関して聖書の教えを理解するとともに、日本長老教会の政治に関して実際に活用出来る知識を身に付ける。

内容

- A 聖書的教会統治：長老政治の原理と実際に関して聖書的基盤の研究。
- B 日本長老教会憲法および教会政治の諸規定。

実践神学

I. 牧会者の私生活

目標

みことばの研究と祈禱を通して、神との個人的関係を豊かにする方法を知る。また、自らの家族、信仰の家族、そして信仰の家族以外の人々との間に信仰者としての関係を育て維持することにより、神への献身を明らかにしていくことを学ぶ。これらを通して、福音宣教への召命の意識が真実であることを確定して行く際の導きを得る。

内容

- A 霊的生活
 - 1 敬虔における成長
 - 2 みことばの宣教への召命
- B コミュニケーションと個人的な関係
 - 1 家族との間で
 - 2 教会との間で
 - 3 社会との間で

II. 礼拝論

目標

公的な礼拝に関する規制的な原理と、実際のプログラムへの適用、また、聖書的な公的礼拝における説教の中心性を理解する。みことばの説教と礼拝を導くことにおいて習熟する。

内容

- A 公的礼拝に関する聖書的な原則：神を公に礼拝する時に注意すべき、礼拝指針を含む、聖書的な基準とその適用。
- B 神のみことばの説教
 - 1 説教に関する神学
 - 2 キリスト中心の改革主義的説教の原理と訓練
- C 聖礼典

III. 伝道論

目標

大宣教命令に基づく伝道の必要性の自覚を深め、改革主義信仰による伝道論を学ぶ。キリストの福音を他の人々に伝える諸方法を身につけ、自ら実践し、他の人々を訓練できるようになる。

内容

- A 伝道の必要性和緊急性

- B 改革主義伝道論
- C 伝道の実践と訓練における牧師の役割

IV. 宣教論

目標

国の内外において開拓伝道および教会形成を行う場合に生じる問題や方法論を学ぶ。その中には、言語学、教会自立論、人類学の活用、諸メディアの使用、政治的・社会的な改革と宣教の関係、などの領域が含まれる。

内容

- A 改革主義宣教論
- B 同一文化内および異文化間の宣教戦略

V. 牧会学

目標

神の民を牧する時に従うべき聖書的な原則を理解し、カウンセリングのケーススタディの利用またはカウンセリングの実際の観察あるいは参加を通して、カウンセリングの実際的な経験を積む。

内容

- A 牧会的なケアとカウンセリングの神学
- B 牧会カウンセリングの実践

VI. キリスト教教育

目標

キリスト教教育の聖書的な根拠およびその歴史上の展開を学ぶ。家庭や教会でのキリストの教育計画の開発、教会関係の働きにおける聖書を教える教師の訓練、および教会内の霊的な賜物を見分け、育てる能力を備える。

内容

- A キリスト教教育の神学
- B キリスト教教育の歴史
- C キリスト教教育の実際

VII. 牧会的なリーダーシップと管理・運営

目標

リーダーシップと管理・運営に関する聖書的な原理を学ぶ。それは、計画や評価、戦略、管理、時間の管理、権威の委譲、責任、キリストのからだである教会の中での霊的な賜物を活用すること、などに関することである。

内容

- A リーダーシップと管理・運営の神学
- B リーダーシップと管理・運営の実際

外部団体からの定期的経済支援規準

2004年11月23日 施行

第1条（独立自治の原則） 日本長老教会（以下、「本教会」という。）は政治的、経済的に自主自営することが政治基準総則第18条に明記されており、この基本原則は本教会の大会、中会、地区教会および伝道所ならびに教師および長老により最大限守られるべきものである。

第2条（定期的経済支援） 前条の原則は、委員会、地区教会、教師および教師試補（以下「被支援者」という。）に対する外部団体よりの定期的経済支援を否定するものではない。ただし、大会及び中会はこれを受けることはできない。

第3条（外部団体） 前条の外部団体とは本教会以外の全ての教会、教派および内外宣教団体等を含むが、個人はこれに含まれない。

第4条（大会または中会による承認） 外部団体から定期的経済支援を受けようとする被支援者は、外部団体名、支援額、期間、条件等の事項を明記した書類を大会または中会に提出する。
2 前項の書類は、第2条の被支援者のうち大会委員会は大会に、それ以外は中会に議案として提出し、それぞれの承認を受けなければならない。

第5条（報告義務） 中会財務および被支援者は、年1回定期的経済支援にかかる状況を大会または中会に報告しなければならない。

第6条（支援の解消） 定期的支援を受ける被支援者がこの関係を解消する場合は、その旨を大会または中会に伝えなければならない。

第7条（協力教師） 協力教師については、前3条の対象外とする。

附 則

- 1 この規準は、決議のあった大会会議の集結の日（2004年11月23日）から施行する。
- 2 この規準の施行時において、すでに外部団体から支援を受けている被支援者は、第4条の適用を除外する。

日本長老教会埋葬施設の利用及び管理規準

2010年11月23日 施行

日本長老教会内の共同墓地及び納骨堂等（以下「埋葬施設」という）の利用及び管理等について次の通り定める。

第1条（埋葬の理念） 義人は、終わりの日に死そのものから解放され、死にあっても、死のついでと呪いから解放される。すなわち彼らは目に見えない教会の会員として、魂は死の直後に全く聖くされて、最高の天に受け入れられ、そこで光と栄光のうちにいます神のみ顔を仰ぎ、体の完全なあがないを待っている。その体は死にあってもなお続いてキリストに結合され、終わ

りの日に彼らの魂に再び結合されるまでその墓に休息する。（ウエストミンスター大教理問答 85、86）

2. 埋葬施設は信徒が平安のうちに生涯を全うできるよう、伝道的配慮からも多くの地域に建設され、希望者はいずれかの埋葬施設を利用できるようにする。

第2条（大会厚生委員会の職務） 大会厚生委員会は各地域の中会及び地区教会と協力し、埋葬施設の建設普及を図るため次の職務を行う。

- ① 各地域の埋葬施設建設計画の推進、建設費及び補修費の支援
- ② 「埋葬施設基金」（旧墓地基金）の積立を促進
- ③ 各埋葬施設の規程及びその統括管理

第3条（埋葬施設の範囲） 大会が定める埋葬施設は次の通りとする。

- ① 東京霊園（東京都八王子市元八王子町 2-1734）既設墓地
- ② 円満寺霊苑（岐阜県海津市南濃町庭田 744）既設墓地
- ③ 地産霊園（埼玉県入間郡越生町大字古池 11）既設墓地
- ④ 静思堂（千葉市緑区誉田町 おゆみのキリスト教会誉田チャペル内）納骨堂・建設予定
- ⑤ 大阪メモリアルパーク（大阪府大東市龍間 271-8）
- ⑥ その他大会が定める埋葬施設

第4条（埋葬施設の利用） 埋葬される対象者はすべての日本長老教会員及び、日本長老教会の派遣教師の教会員とする。埋葬利用希望者は当該教会の小会へ申し込み、当規準及び当該中会が定める管理規程等に従うものとする。教会員縁故者の埋葬受け入れは、小会の審査及び当該中会厚生委員会の承認を必要とする。

2. 利用者は当該中会が管理する地域の埋葬施設利用を原則とするが、他地域の埋葬施設の利用を希望できる。その場合、当該中会はそれに応じる。

3. 日本長老教会員でなくなった場合は、新たな埋葬はできない。すでに埋葬されている遺骨の埋葬は継続できる。但し、遺族が遺骨の持ち出しを希望するときはそれに応じる。

4. 縁故者不明となった遺骨の取り扱いは当該中会の判断に委ねる。

第5条（埋葬費用及び管理費） 埋葬費及び管理費は利用者負担とし、その収入によって施設の管理運営（積立金を含む）を行う。埋葬費及び管理費等の決定は当該中会の判断に委ねる。

2. 埋葬施設の補修・改築等の費用が管理費で不十分な場合、当該中会はその費用負担を利用者に求めることができる。その場合、計画内容及び実施（収支報告を含む）について利用者・当該中会・大会に承認を得る必要はないが事前・事後の報告義務を負う。

第6条（埋葬施設管理者および管理内容） 埋葬施設は次の中会が管理する。

- ① 東京霊園（墓地）……………日本長老教会武蔵中会・日本長老教会東京中会の共同管理
- ② 円満寺霊苑（墓地）………日本長老教会中部中会
- ③ 地産霊園（墓地）……………日本長老教会武蔵中会
- ④ 静思堂（納骨堂）……………日本長老教会東関東中会

2. 当該中会は規程等を作成し、理念に沿って利用促進を図るよう、次の管理を行う。

- ① 埋葬手続き及び埋葬者名簿の管理
- ② 記念会の定期開催及び開催通知
- ③ 埋葬費用等の決定及び会計管理
- ④ 施設状況の大会への年次報告

⑤ 埋葬施設の保守管理及び補修の実施

⑥ 縁故者不明となった遺骨の管理

第7条（その他） 大会は「埋葬施設基金」（旧墓地基金）から埋葬施設の運営費を当該中会に移管する。

2. 当該中会は大会での本規準承認に合わせ、2年以内に管理規程等を大会厚生委員会と協議し作成する。規程変更の場合は大会厚生委員会と協議し、その合意を前提とする。

3. 本規準は2010年の定期大会承認をもって発効する。

発効後、すみやかに文書により全教会及び埋葬関係者に公告する。

宗教法人取得検討・準備委員会設置規準

2011年11月23日 施行

第1条（設置） 大会に特設委員会として「宗教法人取得の検討・準備委員会」を設置する。

第2条（職務） 本委員会の職務は次の2点とする。

1. 宗教法人取得の是非、ならびに、取得の具体案を検討し、大会に提案する。

2. 大会にて承認された宗教法人取得案に基づいて宗教法人取得の準備を行う。

第3条（委員会の構成） 本委員会は宣教センター管理運営委員会、国内宣教委員会、総務委員会、財務委員会、渉外委員会、日本長老伝道会（JPM）から各1名、及び大会議長で構成する。

第4条（委員の選出） 本委員の選出は宣教センター管理運営委員会、国内宣教委員会、総務委員会、財務委員会、渉外委員会、日本長老伝道会から各1名を推薦する。また第20回大会会議で選出された議長も本委員会委員となる。

第5条（召集） 本委員会第1回の招集者は第20回大会会議で選出された大会議長とする。

第6条（任期） 本委員会の任期は宗教法人取得時、もしくは検討の結果、宗教法人取得を行わないことが大会で決議された時までとする。

附則 この委員会は宗教法人取得の検討・準備委員会設置基準案を決議のあった大会の終結する日（2011年11月23日）から施行する。

日本長老教会東北宣教推進委員会設置規準

2012年11月23日 施行

日本長老教会20回大会（2011年11月23日）において決議された東北宣教活動を推進するために「日本長老教会東北宣教推進委員会」（以下「本委員会」といいます）を政治基準各則94条に基づき設置します。

第1条（本委員会の目的） 本委員会は大会（2011年11月23日）において決議された東北宣教活動を通して、日本長老教会が一致して東北地区に地区教会及び中会を設立するための宣教活動を推進することを目的とします。

第2条（本委員会の構成及び任務の担当） 本委員会は大会構成メンバーによって、以下の通り本委員会を構成します。但し、宣教師受入れ等に伴い、適宜大会渉外委員会の委員（本委員会における議決権は有しません）を加えることができるものとします。

- ①東北宣教教師……………全員
- ②国内宣教委員会……………2名
- ③教師を派遣している暫定小会……………1名
- ④大会財務委員会……………1名
- ⑤宣教協力委員……………1名
- ⑥大会渉外委員会……………1名（適宜協力／議決権なし）

第3条（本委員会の職務）

- ①宣教計画及び活動計画の立案・実行及び報告（大会・当該中会）
- ②宣教予算の作成及び実行（財務管理及び宣教支援金活動含む）
- ③宣教状況に関する広報の発行（長老教会全教会対象）
- ④東北宣教協力者の推進・実行
- ⑤教師の給与及び生活条件の整備
- ⑥その他：必要な職務が生じた場合は本委員会の決議で職務の追加及び変更はできるものとします。

第4条（本委員会の任期） 本委員会の委員の任期は東北宣教教師を除き1年とし、大会の承認を必要とします。但し、再任は妨げないものとします。

2. 本委員会の委員は本委員会で推薦し、大会の承認を得るものとします。但し、会計監査は大会会議での選出となります。

第5条（付則） 施行の期日：本規準は2012年の定期大会会議終結の日（2012年11月23日）から施行します。

職務の終了：本委員会の職務は東北中会（仮称）が設立された時点で終了となります。

日本伝道基金管理委員会設置規準

第1条（設置） 大会に特設委員会として、日本伝道基金管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条（任務） 委員会の任務は次の通りとする。

- ① 日本伝道基金を国内宣教、海外宣教、教育のために用いることを旨として、基金を管理する。
- ② 日本伝道基金を有効に活用するための促進や調整をしつつ、大会に基金活用の議案を提出する。

第3条（組織） 委員会は、以下の委員会より選出された者で組織する。

国内宣教委員会 1名 海外宣教委員会 1名 教育委員会 1名 財務委員会 1名

日本長老伝道会（JPM）から1名のオブザーバーを認める。

第4条（召集） 本委員会の第一回の召集者は国内宣教委員会から選ばれた委員とする。

第5条（任期） この委員会の存廃は、委員会が大会会議に発議して、その承認を得るものとする。

附則

この規準は決議のあった大会会議終結の日（2014年11月25日）から施行する。

日本長老教会宣教推進委員会設置規準

第1条（設置）

大会に特設委員会として日本長老教会宣教推進委員会を設置する。

第2条（任務） 日本長老教会宣教推進委員会の任務は次の通りとする。

- ①大会の各委員会の宣教に関連する共通課題について確認すること
- ②日本長老教会の全体の宣教ビジョン（宣教方法・宣教地域・宣教協力・新たな働き人を生み出すこと等）について検討すること
- ③教会設立の支援（中会が存在しない地域、新しい形式の教会設立等）の基準について検討すること
- ④教会及び伝道者の自立・支援の基準について検討すること
- ⑤日本長老教会の献金及び大会財政のあり方、各教会会計処理について検討すること
- ⑥日本長老教会の宣教活動に多くの教会員が共有・共働していく仕組み作りを検討すること
- ⑦その他、本委員会が検討を必要と認めた事項

第3条（組織） 日本長老教会宣教推進委員会は次の通りとする。

特に宣教及び宣教の環境を整えることに関わりのある大会の各委員会と大会役員により構成する。

- ①国内宣教委員会からの派遣委員
- ②海外宣教委員会からの派遣委員
- ③大会教育委員会からの派遣委員
- ④渉外委員会からの派遣委員
- ⑤社会委員会からの派遣委員
- ⑥大会厚生委員会及び拡大厚生委員会からの派遣委員
- ⑦財務委員会からの派遣委員
- ⑧大会役員（議長、書記、財務、総務）

第4条（委員数及び任期）

本委員会の委員数及び任期は各委員会の判断による。大会役員は任期のある間とする。但し、議決を伴う場合は各委員会は1名の議決数とする。

2. 本委員会には委員長、書記、会計を置き、本委員会の互選により選出する。任期は1年とする。委員長は本委員会の代表及び会議の議長となる。

第5条（付則）

施行の期日：本規準は2014年の定期大会会議終結の日（2014年11月25日）から施行する。
委員会の任期：本委員会の任務が終了するまでとする。

拡大厚生委員会設置規準

第1条（理念）

伝道者の生活支援は、すべての地区教会が一つという理念（憲法総則第12条「愛において互いに結ばれて相互の賜物と恵みを分かち合う」）により、ひとつとなつて積極的に主の宣教を引き続き推進していくために、すべての伝道者の生活環境を整えていくことにある。

第2条（目的）

拡大厚生委員会（以下「当委員会」という）の目的は大会厚生委員会が生活支援対象範囲とする以下の者への具体的な生活支援策を大会に提案すること。

- ①政治基準各則第20条で定められた教師及び教師候補者、教師試補。
- ②その他、大会または中会が認めた働きについている伝道者及び事務職員。
- ③上記2項の働きを終了した者（配偶者への支援を含む）。

第3条（組織）

当委員会は、大会厚生委員会が推薦（長老を中心に構成）し、大会で承認された委員により構成する。

2. 当委員会の委員は会議開催の頻繁性、大会財務、中会財務、中会厚生委員会の経験者、社会保険、人事等の専門的知識を有する者を考慮した人選とする。
3. 拡大厚生委員会の委員長は、働きの連動性を考慮し、大会厚生委員会の委員長が兼務する。

第4条（設置期間）

当委員会は、2017年の大会会議まで2年間とする。

2. 生活支援策が大会で承認後、実施準備を行った後に当委員会は解散する。生活支援策の実施は大会厚生委員会が担当する。

附則1. 委員会構成メンバーは大会厚生委員会が推薦した以下の者とする。

- ・委員長：大会厚生委員会委員長が兼務（教職者）
- ・古川裕久兄（東京中会／久我山キリスト教会／長老）大会厚生委員・中会厚生委員
- ・則近道夫兄（武蔵中会／東大和刈穂キリスト教会／長老）大会財務
- ・飯島幹也兄（神奈川中会／山の上教会グレイスチャペル／長老）社会保険有識者
- ・岩田康寛兄（中部中会／守山キリスト教会／長老）
- ・米本 信兄（東関東中会／おゆみ野キリスト教会／長老）マスコミ勤務者

2. この規準は決議のあった大会会議の日（2015.11.24）から施行する。

伝道者支援基金規準

（目的）

第1条 この基金は日本長老教会の伝道者の経済的な生活支援（給与及び社会保険等）を行なう。

2 本支援は各中会において必要な支援を行なうことが財政的に困難な場合に、各中会に対して支援を行なう。

3 この規準は伝道者支援基金(以下「基金」という。)の運用を定めるものである。

(基金の原資)

第2条 基金は日本長老教会の信徒、地区教会、中会からの献金、及び外部献金を原資とする。

(管理運営)

第3条 基金の管理及び運営は、大会厚生委員会が行なう。

(伝道者の対象範囲)

第4条 本規準における伝道者の範囲は教師（政治規準各則第19条）、協力教師（同第24条）、教師試補（同第44条）、教師候補者（同第42条）、及びこれに準ずる伝道者とする。

2 政治規準各則20条の職務を休職中の教師は原則として前項には含めない。

(支援の範囲)

第5条 対象者の給与、及び対象者の給与を支払う事業主たる各教会が負担する社会保険料を対象とする。

2 前項の社会保険料は厚生年金保険料及び健康保険料とする。

(支援原則)

第6条 本規準は聖書の相互支援の理解に基づいて行われるものとし、本規準が公正に行われるように配慮するものとする。

2 支援決定後に被支援者等の状況が著しく変わった場合は速やかにその処置を行うものとする。

(支援の基準)

第7条 支援対象者の給与月額が以下の収入基準額に不足している場合、その不足額から各中会内における支援額を控除した金額を給与支援額の上限とする。なお、支援対象者の給与月額は年収合計額を12で除したものとする。

2 各地区教会が事業主として負担する支援対象者の社会保険料の支払いが困難な場合、収入基準額を標準月額報酬として計算された社会保険料のうち各中会内における支援額を控除した金額を社会保険料支援額の上限とする。

3 本条2項及び3項は毎年1月から12月を年度期間として年度ごとに実施する。

「収入基準額表」（単位：円）

被扶養家族の数	伝道者の年齢				
	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
なし（単身者）	160,000	190,000	220,000	190,000	160,000
妻	190,000	220,000	250,000	220,000	190,000
妻と子1人	220,000	250,000	280,000	250,000	220,000
妻と子2人	230,000	260,000	290,000	260,000	230,000
妻と子3人以上	240,000	270,000	300,000	270,000	240,000

※住居費は6万円を基準住居費とし、支援額算定において住居費の実際の支払額と基準住居費との差額を考慮する。

(支援の申請)

第8条 各中会において前条で定めた基準まで支援を行なうことが財政的に困難と判断した場合、各中会は年度毎に中会財務から大会の厚生委員会に支援を申請することができる。

2 大会厚生委員会は前項により各中会より要請を受けた場合、速やかに委員会を開催し、中会による支援状況及び財政状況を踏まえ、中会への支援について審議する。

3 支援が決定した場合、大会厚生委員会は基金より各中会に支援金を拠出する。支援金を受領した中会は支援対象となる地区教会に支援を実施し、その状況を都度速やかに大会厚生委員会に報告する。

(本規準の改廃)

第9条

本規準を改定及び廃止する場合は大会の承認を必要とする。

第10条 (守秘義務)

関係者は知り得た個人の経済状況等の情報を他の者に開示してはならない。

N. T. ライト検討委員会設置規準

第1条 (設置) 大会に特設委員会としてN. T. ライト検討委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

第2条 (任務) 委員会の任務は次のとおりとする。

NPP (パウロ神学の新たな見解)、特にN. T. ライトの神学の動向を検討し、ウェストミンスター信仰基準に立つ本教会の応答を大会会議に答申する。

第3条 (組織) 委員会は大会会議において選出された委員により組織し、委員会には委員長、書記及び会計を置く。

第4条 (任期) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

この規準は決議のあった大会会議終結の日 (2017年11月23日) から施行する。

ウェストミンスター神学校カリフォルニア校奨学金制度規準

第1条 (奨学金制度の目的)

この規準は、ウェストミンスター神学校カリフォルニア校 (以下「WSC」という。) の授業料全額免除留学生となった者 (以下「当該留学生」という。) の現地生活費の援助を公正に行うことに関し必要な事項を定める。

第2条 (奨学金対象者)

奨学金の対象者は、当該留学生とする。

第3条 (事前審査)

毎年第一回の教育委員会 (以下「委員会」という。) 会議の開催日までに、地区教会の小会は、当該留学生自身の資金及び当該留学生の所属する教会からの経済的支援並びに本人の貯金額等を勘案し「奨学金願い」と「推薦状」を添えて委員会に申し出る。委員会は、提出された資料に基づきWSCに授業料免除生としての推薦の可否を決定する。

第4条（奨学金の額）

この規準による奨学金の貸与額は、以下の通りとする。

- ① 単身者の場合 年額最大 750,000円
- ② 夫婦の場合 年額最大 1,100,000円
- ③ 夫婦＋子供の場合 年額最大 1,500,000円

第5条（貸与期間）

貸与期間は最大3年とし、それを超える場合は再度「奨学金願い」と「推薦状」を委員会に提出する。

第6条（貸与の決定）

貸与の決定は、委員会が行う。

2 委員会は、貸与の決定について大会会議に報告する。

第7条（貸与方法）

奨学金は、当該留学生の預金口座に6ヶ月分毎に半額を振り込む。

第8条（奨学金の返還）

奨学金の貸与を受けた留学生は原則としてWSC卒業後、日本長老教会の教会で伝道者として奉仕する。また、卒業後5年間奉仕した場合は奨学金の返還を免除する。返還開始の時期と計画については教育委員会と相談する。

2 前項の伝道者とは、牧師、神学教師、伝道師、宣教師、教会主事等として教会のために働く者をいう。

3 奨学金貸与決定を受けた当該留学生は、貸与を受けるに際して別に定める誓約書を委員会に提出する。また当該留学生は、連帯保証人を立てる。連帯保証人に関しては、別に定める。

第9条（当該留学生の義務）

当該留学生は、自らの勉学進捗状況を給付期間中毎年6月末日までに委員会に提出する。

第10条（本規準の改廃）

本規準を改定又は廃止する場合は委員会が大会会議に提案し所定の手続きを行う。

附 則

（施行期日）

この規準は、大会会議終結の日（2019年11月23日）から施行する。

社会委員会規則

2009年11月24日 施行

第1条（職務） 社会委員会（以下「委員会」という。）の職務は、政治基準細則第6条（9）に定められたものに則る。

第2条（専門部会） 委員会は、専門部会を置くことができる。

第3条（組織） 委員会は、大会会議において選出された委員により組織し、委員会には委員長、書記及び会計を置く。

第4条（任期） 委員の任期は2年間とする。

（附則）

1 この規則は、決議のあった大会会議の終結の日（2009年11月24日）から施行する。

教育委員会規則

2010年11月23日 施行

2015年11月24日 一部改正

第1条（任務） 教育委員会の任務は次のとおりとする

①本教会の出版物に関する事

②信徒リーダー育成に関する事

③大会研修会に関する事

④各中会に共通する教会員の教育に関する事

第2条（組織） 教育委員会は各中会教育委員長および出版事業、青少年教育のために選挙された委員をもって組織する。

第3条（任期） 大会会議において選出された委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1. この規則は、決議のあった大会会議終結の日（2010年11月23日）から施行する。

委員推薦委員会規則

2011年11月23日 施行

第1条（任務） 委員推薦委員会の任務は次のとおりとする。

大会の常設及び特設委員会の構成員の推薦に関する事。

第2条（組織） 委員推薦委員会は大会会議において選挙された委員3名以上をもって組織する。

第3条（任期） 委員推薦委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（附則） この委員推薦委員会規則は、認可の決議のあった大会会議終結の日（2011年11月23日）から施行する。

日本長老教会東北宣教推進委員会規則

2012年11月23日 施行

日本長老教会20回大会（2011年11月23日）において決議された東北宣教活動を推進するために設置する「日本長老教会 東北宣教推進委員会」（以下「本委員会」といいます）の規則は以下の通りとします。

第1条（本委員会の目的） 本委員会は大会（2011年11月23日）において決議された東北宣教活動を通して、日本長老教会が一致して東北地区に地区教会及び中会を設立するための宣教活動を推進することを目的とします。

第2条（東北宣教活動の理念および本委員会の使命） 日本長老教会は、神に選ばれた神の民の救いのために主要な手段として委ねられた教会建設を通して、人間の墮落によって損なわれた創造の秩序を回復することと、罪からの救いの福音の宣教のため、時代を超えた主のみことばによる宣教を日本長老教会憲法の理念に基づき中会設立をめざし宣教するものとします。

2. 宣教活動を推進するために、宣教協力及び、さまざまな宣教諸策により、あらゆる機会をとらえ、多くの民を悔い改めと弟子訓練へと導き、主の宣教命令に応じていくものとします。

3. 本委員会は東北宣教の歴史的困難性を顧み、一層の祈りと聖霊の導きを求めるとともに、日本長老教会の全教会が一致して東北宣教活動に協力する体制を整えるものとします。

第3条（本委員会の構成及び任務の担当） 本委員会は大会構成メンバーによって、以下の通り本委員会を構成します。但し、大会渉外委員会からの派遣委員は本委員会の議決権は有しません。

- ①東北宣教教師……………全員
- ②国内宣教委員会……………2名
- ③教師を派遣している暫定小会……………1名
- ④大会財務委員会……………1名
- ⑤宣教協力委員……………1名
- ⑥大会渉外委員会……………1名（適宜協力／議決権なし）

2. 本委員会の職務は以下の通りとします。宣教事務以外の担当は互選とします。

- 委員長：本委員会の代表及び会議の議長……………1名
- 書記・広報：本委員会の記録、広報……………1名
- 財務：本委員会の宣教活動費及び宣教財源管理……………1名
- 宣教主任：東北宣教の教師及び協力伝道者のとりまとめ……………1名
- 宣教事務：諸契約等の手続のとりまとめ……………1名

但し、教師の給与支払及び宣教費用の経理等は教師を派遣している暫定小会の担当とします。

3. 本委員会の事務の一部を大会事務主事に必要に応じて委託することが出来るものとします。

第4条（宣教地連絡事務所／本委員会事務所） 東北伝道所（仮）事務所は宮城県仙台市青葉区片平1-4-23-301とします。

2. 本委員会の事務所は日本長老教会大会事務所内とします。

第5条（本委員会の職務）

- ①宣教計画及び活動計画の立案・実行及び報告（大会・当該中会）
- ②宣教予算の作成及び実行（財務管理及び宣教支援金活動含む）
- ③宣教状況に関する広報の発行（長老教会全教会対象）

④東北宣教協力者の推進・実行

⑤教師の給与及び生活条件の整備

⑥その他：必要な職務が生じた場合は本委員会の決議で職務の追加及び変更はできるものとします。

第6条（会議の開催方法・議決及びその取り扱い） 本委員会は出席による会議及び、メール等の電子会議によるものとします。

2. 定足数は委員総数の過半数とし、出席者の過半数をもって議決とします。但し、メール等による電子会議の場合、議事に対する参加者数の把握が困難なことを考慮し、議決は委員総数の過半数とします。

3. メール等の電子会議の場合、状況把握の誤認による決議がされる場合を考慮し、議事録は数日以内に全員にメール等で配布し、疑義がある場合は速やかに委員全員にその内容を配布し、委員長判断により、再討議・再決議することができるものとします。

第7条（宣教予算及び会計監査） 東北宣教の財源の基本は大会基金財源を含めた大会が管理する東北宣教特別会計予算とします。

2. 本宣教活動財源として各中会献金、各教会献金、及び個人献金を求めることができるものとします。

3. 本委員会の会計監査は大会で選出された会計監査2名により監査報告をするものとします。

第8条（宣教協力） 東北宣教を推進するために必要に応じて、本委員会の決議により、日本長老教会外の宣教団体との人的・経済的宣教協力を結ぶことができるものとします。但し、東北宣教に関する宣教協力は大会渉外委員会との同意を必要とします。

2. 本宣教におけるすべての宣教協力は、日本長老教会総則第18条の「独立自治」に準ずるものとします。また、経済的な支援を受ける場合は「外部団体からの定期的経済支援規準」に準ずるものとします。

第9条（緊急事態への対応及びその取り扱い） 本委員会において未確認の事柄に関し、緊急性のある事態が発生した場合は、委員は委員長の承諾を得て、その緊急事態に対応することができるものとします。委員長は承認した緊急事項を速やかに委員全員に報告し、追認を得るものとします。

第10条（本委員会の任期） 本委員会の委員の任期は東北宣教教師を除き1年とし、大会の承認を必要とします。但し、再任は妨げないものとします。

2. 本委員会の委員は本委員会で推薦し、大会の承認を得るものとします。但し、会計監査は大会会議での選出となります。

第11条（付則） 施行の期日：本規則は2012年の定期大会会議終結の日（2012年11月23日）から施行します。

規則の改訂：第5条（職務）以外の本規則の改訂は議案提出前に本委員会を構成する国内宣教委員会、宣教師を派遣している暫定小会、大会財務委員会及び宣教協力委員の承認を得るものとします。

職務の終了：本委員会の職務は東北中会（仮称）が設立された時点で終了となります。

総務委員会規則

第1条（任務） 総務委員会の任務は次のとおりとする。

- ① 大会報の発行
- ② 本教会内の交わり及び親睦に関する事
- ③ 大会開催準備及び運営補助に関する事
- ④ 本教会の歴史編纂に関する事
- ⑤ 日本長老教会ウェブサイトの管理運営に関する事

第2条（組織） 総務委員会は各中会総務および大会で選出された委員をもって組織する。

第3条（任期） 大会会議において選出された委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附則

1、この規則は、決議のあった大会会議終結の日（2014年11月25日）から施行する。

大会事務運営委員会規則

2019年11月23日 施行

第1条（設置及び目的）

大会に常設委員会として大会事務運営委員会（以下、「当委員会」という）を設置し、適切な事務運営及び円滑な宣教活動の支援に努める。

第2条（任務内容）

- （1）大会の役員会及び大会各委員会並びに包括宗教法人責任役員会からの委託事務。なお、当該委託事務は委託者（役員会・大会各委員会・責任役員会等）と当委員会の確認をもって行うものとする。
- （2）大会事務所の建物及び設備等の維持・管理。
- （3）大会事務職員及びボランティア職員の採用・雇用管理事務（雇用主は代表役員）。
- （4）その他、当委員会が認めた事務。

第3条（委員の構成及び任期）

当委員会は大会において選挙された委員5名をもって組織する。

2. 前項委員のうち2名以上はできる限り長老を選出するよう務めなければならない。
3. 本委員会には委員長（委員の互選）、書記、会計を置く。
4. 本委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。一度の改選はできるだけ半数以下とする。

第4条（事務所の所在地）

大会事務及び法人事務等を行う場所は以下とする。

東京都東久留米市氷川台一丁目8番15号（宣教センター）日本長老教会 大会事務所

第5条（専門委員及び顧問）

本委員会が必要に応じて委員以外の日本長老教会の教職者、長老及び教会員を専門委員及顧問として委嘱できる。但し、委嘱者は委員会での議決権は有しない。

宗教学法人「日本長老教会」規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この教会は、宗教学法人法による宗教学法人であって「日本長老教会」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教学法人（以下「法人」という。）は、事務所を東京都東久留米市氷川台一丁目8番15号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本長老教会の日本長老教会法（以下「教会法」という。）を基準として、キリスト教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とし、教会を包括するほか、この法人の目的達成に必要な業務を行う。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、機関紙「大会報」に1回掲載し、及び事務所の掲示場に10日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第5条 この法人には、6人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第6条 代表役員は、教会法のうち憲法総則以外の憲法である政治基準各則等（以下「政治基準等」という。）に規定する大会（以下「大会」という。）において選挙された議長の職にある者をもって充てる。

2 代表役員以外の責任役員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大会書記、大会財務及び大会総務の職にある者

(2) 大会において選任した者 2名

3 責任役員のうちには、各役員について、本人、その配偶者及び三親等以内の親族が定数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第7条 代表役員及び責任役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の代表役員及び責任役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

3 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任の役員又はその代務者が就任するときまで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第8条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

第9条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

- (1) 予算の編成
 - (2) 決算(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)の承認
 - (3) 歳計剰余金の処置
 - (4) 基本財産の設定及び変更
 - (5) 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供、その他重要な行為
 - (6) 主要な境内建物(以下「教会用建物」という。)の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
 - (7) 境内地(以下「教会用地」という。)の模様替え及び用途変更等
 - (8) 借入れ、保証及び重要な義務の負担又は権利の放棄
 - (9) 重要な財産の寄付の受入れ
 - (10) 中会の設立、合併及び解散
 - (11) 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
 - (12) 合併並びに解散及び残余財産の処分
 - (13) その他この規則に定める事項
 - (14) この法人の事務のうち、責任役員が必要と認める事項
- 2 責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は、速やかに招集しなければならない。
- 3 責任役員会は、責任役員定数の3分の2以上の責任役員が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、責任役員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ可否の意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 4 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。
- 5 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。
- 6 会議には、議事録を作成しておくものとする。

第2節 代務者

(置くべき場合)

第10条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- (1) 代表役員又は責任役員が死亡、解任、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- (2) 代表役員又は責任役員が、病気、長期旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第11条 代表役員の代務者は、大会において選挙された副議長の職にある者をもって充てる。

- 2 代表役員以外の責任役員の代務者は、当該責任役員の所属する中会において選挙された議長の職にある者又は同議長の指名する者をもって充てる。
- 3 第6条第3項の規定は、責任役員の代務者に準用する。この場合において、この規定中「責任役員」とあるのは、「責任役員の代務者」と読み替えるものとする。

(職務権限)

第12条 代務者は、代表役員又は責任役員に代わって、その職務の全部を行う。

(退 職)

第13条 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第14条 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、代表役員又はその代務者以外の責任役員のうちから、責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2 責任役員又はその代務者は、その責任役員又は代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員又はその代務者の員数が責任役員会における当該事項に係る議決数に満たないこととなったときは、当該利害関係を有する者の所属する中会で選挙された議長又は副議長のうちから、責任役員会においてその議決数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第15条 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第4節 役員解任

(代表役員解任)

第16条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、大会において出席議員の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決により、当該代表役員（責任役員としての地位を含む。）を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- (2) 職務上の義務に明らかに違反した場合
- (3) 代表役員たるにふさわしくない行為があった場合

(責任役員解任)

第17条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、大会において出席議員の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経て、代表役員は、当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者解任)

第18条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前2条の規定を準用する。

第5節 大会

(大会)

第19条 この法人に、議決機関として大会を置く。

(組織)

第20条 大会は、政治基準等に基づき開催されるものであって、政治基準等に定める教師及び小会選出の長老で組織する。

2 前項の議員のうちには、議員のいずれか一人、その配偶者及び三親等以内の親族の合計数が、議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(招集)

第21条 大会の定期会は、毎年1回とし、代表役員が招集する。

2 代表役員は、次の場合には臨時会を招集しなければならない。

- (1) 大会の決議があったとき。
- (2) 大会議長が必要と認めたとき。

(議長及び副議長)

第22条 大会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長の選挙及び任期については、政治基準等の定めるところによる。

(議長及び副議長の職務)

第23条 議長は、会議の秩序を維持し、議事を整理する。

2 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき、議長の職務を行う。

(定足数及び決議)

第24条 大会の定足数は、議員総数の過半数とする。

2 大会の決議は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、出席議員の有効投票総数の過半数で決する。この場合において、決議手続の細部については、政治基準等及び憲法以外の大会法であるの議事運営規準の定めるところによる。

(職務権限)

第25条 大会は、次の各号に掲げる事項につき議決する。

- (1) 予算の編成
- (2) 決算（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (3) 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）、保証及び重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 基本財産の設定及び変更
- (5) 基本財産である不動産の処分、担保提供、その他重要な行為
- (6) この法人の主要な教会用建物の新築、改築、増築、用途変更、その他重要な行為
- (7) 議長、副議長、責任役員及び監事の選挙
- (8) 中会の設立、合併及び解散
- (9) この法人の規則の変更、合併並びに解散及び残余財産の処分
- (10) その他この規則に定める事項
- (11) 代表役員又は議員から提出された議案

(除名)

第26条 大会議員の除名については、政治基準等に定める教師及び長老の除名手続によるものとする。

(議事録)

第27条 大会には、議事録を作成しておくものとする。

第6節 監事

(監事)

第28条 この法人に、監事2人を置く。

(選任及び任期)

第29条 監事は、政治基準等に規定する教師（責任役員に就任している教師を除く。）のうちから1名、長老（責任役員に就任している長老を除く。）のうちから1名を、大会において選任する。

2 監事の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 監事は、任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

4 監事には、責任役員の配偶者及び利害関係を有する者が含まれることになってはならない。

(職務)

第30条 監事は、この規則に定める職務を行うほか、この法人の財産状況及び業務の執行を監査し、必要に応じ、責任役員会及び大会に報告するものとする。

(解任)

第31条 監事は第16条各号の一に該当するときは、大会において出席議員の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第3章 地区教会並びに中会及び小会

(被包括団体の種類)

第32条 この法人が包括する被包括団体は、第1種地区教会及び第2種地区教会の2種類とし、第1種地区教会及び第2種地区教会の区別及び設置は、政治基準等に基づき、その所属する中会の決定するところによる。

(宗教法人の設立等)

第33条 各地区教会が次に掲げる行為をしようとするときは、この法人の代表役員の承認を受けなければならない。

(1) 宗教法人となること。

(2) 規則の変更をすること。

(中会)

第34条 この法人は、各地区における業務を遂行するため、政治基準等及びこの法人の規則に基づき、各地区に中会を置き、中会は、所属する地区教会の教師及び小会選出の長老をもって組織し、所属する地区教会の設立、合併、加入、退会並びに解散、その他重要事項を議決し、当該中会の事務を処理する。

(小会)

第35条 この法人は、各中会内の各地区教会を統治するため、政治基準等及びこの法人の規則に基づき、各地区教会に小会を置き、小会は、当該地区教会の牧師及び信徒総会において選挙された長老で組織し、当該地区教会に関する事項を議決し、当該地区教会を管理運営する。

第4章 財務

(収入の原則)

第36条 この法人の目的達成のための経費は、各地区教会からの献金によって支えられる。

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

- (1) 教会用地、教会用建物その他の財産のうちから基本財産として設定するもの
- (2) 基本財産として指定された寄付財産
- (3) 基本財産に編入された財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産並びに基本財産から生ずる果実、負担金、献金及びその他の収入とする。

(基本財産の設定及び変更)

第38条 基本財産の設定又は変更をしようとするときは、大会及び責任役員会の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第39条 基本財産である現金は、銀行に預け、又は確実な有価証券に替えるなど、代表役員が適正に管理しなければならない。

(基本財産の処分等)

第40条 次に掲げる行為をしようとするときは、大会の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) 基本財産である不動産の処分、担保の提供、その他重要な行為
- (2) 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）、保証及び重要な義務の負担又は権利の放棄
- (3) この法人の主要な教会用建物の新築、改築、増築、用途変更、その他重要な行為

(経費の支弁)

第41条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

2 責任役員、監事及び大会議員は、その地位のみに基づいて報酬を受けることができない。ただし、責任役員が職員として給与を受ける場合は、この限りではない。

(予算の編成)

第42条 予算は、毎会計年度開始1月前までに編成し、大会の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(予算の区分)

第43条 予算は、経常収支及び臨時収支の2部に分け、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(特別会計の設定)

第44条 特別の必要があるときは、大会の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(決算)

第45条 決算に当たっては、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を毎会計年度終了後1月以内に作成し、監事の監査を受けた上、大会の承認及び責任役員会において定数の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第46条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、大会及び責任役員会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第47条 この法人の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

第5章 補則

(規則の変更)

第48条 この規則を変更しようとするときは、大会において出席議員の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経た上、文部科学大臣の認証を受けなければならない。

(合併及び解散)

第49条 この法人が合併又は解散しようとするときは、大会において出席議員の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決を経た上、文部科学大臣の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人の残余財産は、大会において出席議員の3分の2以上の議決及び責任役員会において定数の3分の2以上の議決により選定した宗教法人又は他の公益を目的とする法人に帰属する。

(備付書類及び帳簿)

第51条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) この法人の規則及び認証書並びに細則
- (2) 日本長老教会法
- (3) 役員名簿
- (4) 予算書
- (5) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (6) 責任役員会及び大会の議事録
- (7) 事務処理簿

(施行細則)

第52条 この規則の施行に関する細則は、責任役員会において、定数の3分の2以上の議決を経て、代表役員が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、文部科学大臣の認証を受け、設立の登記をした日（平成29年7月18日）から施行する。
- 2 この規則施行当初の代表役員その他の責任役員は、つぎのとおりとする。

代表役員 遠藤 潔
責任役員 大竹 護

責任役員 則近 道夫
責任役員 出立 哲也
責任役員 古川 裕久
責任役員 星出 卓也

その他、以下の宣言、見解があります。内容は、日本長老教会ホームページをご覧くださいか、大会会議録を確認するか、憲法委員会への問い合わせをお願いいたします。

宣言

- ・「日の丸・君が代」についての宣言(1999. 11. 23)

見解

- ・戦争に関する公式見解(1997. 11. 24)
- ・日米新ガイドライン・周辺事態法案反対声明(1998. 11. 23)
- ・長老職全般についての答申及び聖書的証拠(1998. 11. 24)
- ・ウェストミンスター信仰告白第 23 章および第 31 章の現代における意義(2012. 11. 23)
- ・謙虚な請願「天皇の退位・即位に関する儀式が国事行為または宮廷費から支出する公的な性格を持つ儀式として行われたことに抗議します。」(2019. 11. 23)

また大会決議により廃止された法規類は以下のものがあります。(大会終結日：2014. 11. 25)

大会法

- ・教職・信徒リーダー育成システム検討委員会設置規準(2000. 11. 24 施行)
- ・神学校認定基準作成委員会設置規準(2000. 11. 24 施行)
- ・神学校・教師養成検討委員会規準(2004. 11. 23 施行)
- ・ホームページ開設準備委員会設置規準(2000. 11. 24 施行)
- ・ウェブサイト管理運営委員会設置規準(2005. 11. 23 施行)
- ・5カ年計画推進委員会設置規準(2004. 11. 23 施行)
- ・ウェストミンスター信仰告白 23 章、31 章を検討するための特設委員会設置規準(2008. 11. 25 施行)
- ・日本伝道基金活用長期計画委員会設置規準(2009. 11. 24 施行)
- ・礼拝・式文検討委員会設置規準(2004. 11. 23 施行)
- ・大会事務運営委員会設置規準(2015. 11. 24 施行)

日本長老教会法

発行日 2020年10月22日

発行 日本長老教会大会・書記（高木 実）